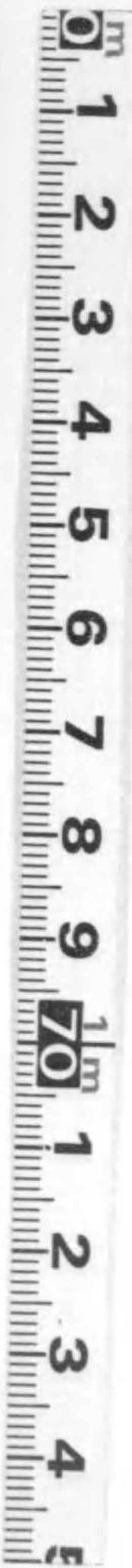


316

137



始



316-137

漢書

漢書



中華書局

大正  
6. 1. 15  
購求

第三十四卷

文章軌範

松平破天荒齋講

(附)

漁村文話 海保漁村著

漁村文話續 海保漁村著

先哲遺著追補 漢籍國字解全書

第四輯 緒言

我が文化の根柢たる漢籍の、擧つて高閣に束ねられんとするの時に當り、多年の計畫に基き、學界必須の漢籍中、既に先哲の和解ある良書は之を採り、良書なきものは現代大家の撰述を求め、第一輯十二冊(第一卷より第二卷迄)第二輯十三冊(第十三卷より第十五卷迄)第三輯八冊(第十六卷より第二十卷迄)合計三十三冊を逐次刊行して、殆んど漢文學の根本書を網羅したり。一世之が爲に風動し、將に廢れんとせし漢文學の研究爰に復興し、出版界また争つて其輦に倣ひたるを以て、漢文和解書の刊行、近年無比の盛況を極むるに至りたるは、聖代の教化の爲に、深く之を賀せざるべからず。今既出書名を略記すれば左の如し。

孝經 大學 中庸 論語 孟子 易經 詩經 書經 小學  
 近思錄 老子 莊子(内篇) 列子 孫子 唐詩選 古文眞寶前  
 集 古文眞寶後集 帝範 臣軌 朱子家訓 易學啓蒙 (以上  
 第一輯十二册)  
 春秋左氏傳 傳習錄 楚辭 管子 墨子 荀子 韓非子 (以  
 上第二輯十三册)  
 禮記 莊子 唐宋八大家文讀本 (以上第三輯八册)  
 我が國字解全書は畏くも夙に 叡聞に達し、大正二年六月  
 天皇陛下の葉山におはしますに當り、二十二日、渡邊宮内大臣の電  
 命により、本大學總長大隈侯爵(當時在野伯爵)は、特に校員を急派して、當時  
 發行せる本書二十五冊を葉山御所に奉呈したり。特に 御命によ  
 り、本書が圖らずも 乙夜の覽に入りたるは、實に破格の例に屬す。  
 本書の光榮や極めて大なり。吾人、豈、聖旨の忝きに感泣し、奮勵努

力して本書の大成を謀らざるを得んや。  
 本書は既出三十三冊を以て、略、經典、諸子類、詩文集等の根本典籍を  
 網羅したりと雖も、諸子類の巨擘にして特に難解なる淮南子、戰國  
 策を始とし、春秋左氏傳の姊妹編として潛研必讀を要する國語、并  
 に過去現在の學界に於て、最も廣汎の讀者を有する十八史略、正續  
 文章軌範、蒙求等の、尙ほ其選に漏れたるものあり、之を收むるに非  
 ざれば、未だ以て眞の完璧と稱すべからず。是等の書中、國語、淮南子  
 の二書には、古來未だ和解を試みしものあらず。十八史略以下の書  
 には、近時一二の和解書なきに非ずと雖も、何れも一知半解の初學  
 の筆に成れるを以て、紕謬曲解、隨處に散點して讀むに堪へざるを  
 常とす。然るに是等諸書の拔萃抄録は漢文教科書の主要部分を占  
 むるを以て、流布の和解書にして杜撰ならんか、譌誤轉轉して後學  
 を毒すべきは絮説を要せず。故に其正確なる和解書の切要なる、却

て既出諸書の上に在りと云ふも過言にあらず。

是に於てか我が既刊書の讀者は、久しく其續刊を熱望して止まず、吾人また其緊要を認めたるを以て、斯學に精通せる諸大家に懇囑して其講述を求め、之を本書の結尾たる第四輯の十二冊(第卅四卷より第四十五卷)と爲して、之が刊行を發表するを得るに至れり。今其卷次を擧ぐれば左の如し。

第三十四卷、文章軌範 第三十五卷、續文章軌範 第三十六卷、十八史略上 第三十七卷、十八史略下、第三十八卷、戰國策上 第三十九卷、戰國策中 第四十卷、戰國策下、第四十一卷、國語上 第四十二卷、國語下 第四十三卷、淮南子上 第四十四卷、淮南子下 第四十五卷、蒙求

今や本書は今次發表の第四輯を加ふれば、全部四十有五冊、無慮二萬六千餘頁の多きに達し、漢籍の須要なるものは、網羅し盡して大

略遺憾なかるべきを信ず。本書が廣く學界に行はれて、文化の萬一を裨補せんことは、吾人の深く希望して已む能はざる所なり。

大正五年十二月

早稻田大學出版部

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第三十四卷

解題

文章軌範

松平破天荒齋講述

【本書の解題】 本書の解題は、卷頭の講述に詳なるを以て、茲には單に本書の大要と之を和解せる理由とを記さんとす。漢文學界に於て、文章の寶典として最も廣く繙讀せらるゝものは、先づ指を文章軌範に屈せざるべからず。本書は南宋の忠臣たる謝疊山が科擧文官登用試験に應ずる者の爲に、古來の名文にして識見高邁、筆力暢達、直に取りて文章の模範となすべきものを選出編次して七卷となし、之に評點を加へて、作文上に於ける讀者の注意を喚起せるものたり。故に文章を以て立身出世の最大要件となせる支那に於て、極て廣く行はれしのみならず、我が國に在りても最

も廣く繙讀せられたり。是を以て其註釋書類は汗牛充棟の多きありと雖も、本書が餘りに廣く行はれて人口に膾炙し、随つて平易視せらるゝの傾向あるを以て、實際に在りては、難解の文章の甚だ多きに拘らず、專攻大家は之を和解するを屑とせざるを以て、往往にして解釋を誤り、初學を毒するもの尠しとせず。本書収録の文章には、唐宋八家の作その多きを占め、唐宋八家の作は、本全書第三輯の唐宋八大家文讀本國字解に於て既に評釋せられたりと雖も、八大家文は稍、高級の學界に行はれ、文章軌範は廣く一般に繙讀せらるゝものなるを以て、其解釋も亦自ら精粗詳略の別なきを得ず。故に本書の解釋は極めて平易通俗にして且つ極めて詳密ならんことを期したれば、初學も之によりて、始めて名文の妙を味ひ、作文の津梁を得べきを疑はざるなり。

附 錄

漁村文話 及 續

海 保 漁 村 著

【本書の解題】 此書は大田錦城の高足なる海保漁村が、初學に作文の法を指示せんが爲に、特に假名文を以て撰述せるものなれば、文を學ばんとする者の必讀を要するは云ふに及ばず。故に特に附載して參考に供す。森蔚の書ける本書の序の一節に曰く、凡、作文之法、自命意立言之大、至、造語用字之細、旁、及、古今文章之興衰、師弟授受之源流、及、夫、文章家、秘鑰所、窃、自、用、而、不、敢、言、者、爛然畢陳、と。以て本書の價値を推すべし。今嘉永年間上梓の木版本に、著者の高足信夫恕軒が誤字を正し、句點及び圈點を加へたる手澤本に據り、且つ原文の片假名交りを平假名交りに改めて之を掲ぐ。

【著者の畧傳】 海保漁村、名は元備、字は郷老、別名は紀之、別の字は春

農漁村は其號、通稱は章之助、別號を傳經廬といふ、南總武射郡北清村の人なり。漁村年十四、始めて江戸に出でしが、喧囂にして書を讀むに堪へざるを歎じて郷に歸る。既に長じて思を經術に覃し、年二十四、再び江戸に出で、大田錦城に師事し、俊才を以て重んぜらる。錦城の歿後、漁村の名聲、日に揚がり、閣老佐倉侯、水戸侯、閣老濱松侯等に推重せられ、慶應二年九月歿す、年六十九、本所普賢寺に葬る。

### 文章軌範國字解目次

文章軌範	一
○ 解題	一
○ 選者傳記	一
○ 作家小傳	三
諸葛武侯漢	三
陶靖節晉	四
元次山唐	四
韓文公唐	四
柳柳州唐	五
杜牧之唐	六
范文正公宋	六
李泰伯宋	七
歐陽公宋	七
蘇老泉宋	八
蘇東坡宋	八

王荆公宋	九
李文叔宋	九
胡澹庵宋	一〇
辛稼軒宋	一〇
卷之十(候字集)	二
○ 放膽文	二
與于襄陽書韓文公	二
後念九日復上宰相書韓文公	三
代張籍與李浙東書韓文公	三
上張僕射書韓文公	三
與陳給事書韓文公	三
後十九日復上宰相書韓文公	三
應科目時與人書韓文公	三
答陳商書韓文公	三
送石處士序韓文公	三



送溫處士赴河陽軍序(韓文公).....七  
 送楊少尹序(韓文公).....六  
 送高閑上人序(韓文公).....八  
 送殷員外使回鶻序(韓文公).....六  
 原毀(韓文公).....九  
 卷之二(王字集).....  
 ○放膽文.....一〇〇  
 ○爭臣論(韓文公).....一〇〇  
 諱辯(韓文公).....一〇二  
 桐葉封弟辯(柳子厚).....一〇六  
 與韓愈論史書(柳柳州).....一〇三  
 晉文公問守原議(柳柳州).....一〇三  
 朋黨論(歐陽公).....一〇六  
 ○縱囚論(歐陽公).....一〇三  
 春秋論(歐陽公).....一〇六  
 卷之三(將字集).....  
 ○小心文.....一〇七

管仲論(蘇老泉).....一五七  
 高祖論(蘇老泉).....一五六  
 春秋論(蘇老泉).....一七四  
 范增論(蘇東坡).....一八五  
 電錯論(蘇子瞻).....一九二  
 留侯論(蘇東坡).....一九九  
 始皇論(蘇東坡).....二〇六  
 王者不治夷狄論(蘇東坡).....二二六  
 荀卿論(蘇東坡).....二二三  
 卷之四(相字集).....  
 ○小心文.....二二九  
 原道(韓文公).....二三〇  
 與孟尚書書(韓文公).....二四七  
 上高宗封事(胡澹庵).....二五九  
 上田樞密書(蘇老泉).....二七一  
 潮州韓文公碑(蘇東坡).....二八一  
 上范司諫書(歐陽公).....二九五

卷之五(有字集).....  
 ○小心文.....三〇四  
 師說(韓文公).....三〇五  
 獲麟解(韓文公).....三〇四  
 雜說上(韓文公).....三〇八  
 雜說下(韓文公).....三一  
 送薛存義之任序(柳柳州).....三三  
 送董邵南序(韓文公).....三六  
 送王秀才序(韓文公).....三〇  
 答李秀才書(韓文公).....三四  
 送許鄧州序(韓文公).....三七  
 贈崔復州序(韓文公).....三四  
 讀李翱文(歐陽公).....三五  
 讀孟嘗君傳(王荆公).....三九  
 卷之六(種字集).....  
 ○小心文.....三五  
 前出師表諸葛武侯.....三五

送浮屠文暢師序(韓文公).....三一  
 柳子厚墓誌銘(韓文公).....三七  
 大唐中興頌序(元次山).....三五  
 箕子碑(柳柳州).....三八  
 嚴先生祠堂記(范文正公).....三八  
 跋紹興辛巳親征詔草(辛稼軒).....三八  
 袁州州學記(李泰伯).....三九  
 書洛陽名園記後(李文叔).....三九  
 岳陽樓記(范文正公).....三九  
 卷之七(乎字集).....  
 ○小心文.....四〇四  
 祭田橫墓.....四〇四  
 上梅直學.....四〇八  
 三槐堂.....四〇四  
 表忠.....四〇二  
 送孟.....四〇三  
 前.....四〇七

後赤壁賦(蘇東坡)……………四五  
阿房宮賦(杜牧之)……………四二

送李愿歸盤谷序(韓文公)……………四九  
歸去來辭(陶靖節)……………四六

# 文章軌範國字解

破天荒齋 松平康國講述

## 文章軌範

### 解題

〔欽定四庫全書總目卷一百八十七〕 宋の謝枋得編  
す、枋得、疊山集あり、已に著録す、是の集、録する所、  
漢晉唐宋の文、凡そ六十九篇、而して韓愈の文、三十  
一に居り、柳宗元、歐陽修の文、各五、蘇洵の文四、蘇  
軾の文十二、其餘、諸葛亮、陶潛、杜牧、范仲淹、王安  
石、李觀、李格非、辛棄疾、人各一篇のみ、前二卷、題し  
て放膽文と曰ひ、後五卷、題して小心文と曰ふ、各批  
註圈點あり、其六卷、岳陽樓記一篇、七卷、田横を祭る  
文、梅直講に上る書、三槐堂の銘、表忠觀の碑、後赤壁  
の賦、阿房宮の賦、李愿の盤谷に歸るを送るの序七  
篇、皆圈點あつて批註なし、蓋し偶々獨見なければ、  
即ち填綴以て白を塞がず、猶ほ古人淳實の意、其前出  
師表、歸去來辭、乃ち圈點を併せて亦之れなし、則ち

意を寓する所あるに似たり、其門人王淵濟の跋に謂  
ふ、漢丞相、晉處士の大義清節、乃ち枋得の深く意を  
致す所、附會に非ざるなりと、前に王守仁の序あり、  
當時舉業の爲にして作ると稱す、然れども凡そ標舉  
する所、動もすれば窳會に中る、之を要するに古文の  
法も亦此れに外ならず、舊本、侯王將相有種乎の七  
字を以つて、分つて七篇を標す、近刻、九重春色醉仙  
桃の七字を以て之に易ふ、第三卷の批を觀るに、先づ  
侯王兩集に熟するの語あり、則ち此れ本と枋得の原  
題たり、近刻乃ち意を以て之を改竄す、大義に關する  
なしと雖も、亦坊刻の好んで古書を改め、據つて典要  
となすべからざるを見るに足れり、

### 選者傳記

謝枋得、字は君直、信州弋陽の人なり、人と爲り豪爽、  
書を觀る毎に五行俱に下る、一覽、終身忘れず、直言

を好む、一たび人と古今の治亂、國家の事を論ず、必ず、掀髯抵几跳躍自ら奮ひ、忠義を以て自ら任ず、徐霖、其驚鶴、霄を摩し、籠繫すべからざるが如きを稱す、寶祐中、進士に擧げらる、對策す、極めて丞相董槐と宦官董宗臣とを攻む、意ふ、高第に擢せられんと、名を奏するに及び、乙科に中り、撫州司戸參軍に除す、即ち棄て去る、德祐元年、呂文煥、元兵を導き、鄂、黃、蘄、安慶、九江を下し、凡そ其親友部曲、皆誘つて之を下し、遂に建康に屯す、枋得、呂師夔と善し、乃ち詔に應じ上書し、一族を以て師夔の信すべきを保し、沿江諸屯兵を分ち、之を以て鎮撫使となし、之をして成を行はしめんことを乞ひ、且つ身、江州に至り、文煥を見て與に議せんことを願ふ、朝廷之に従ひ、沿江察江使を以て、行いて會せしむ、文煥北に歸り、及ばずして反る、江東提刑、江西招諭使を以て信州に知たり、明年正月、師夔、武萬戶と、分つて江東を定む、枋得、兵を以て之を逆へ、前鋒をして呼ばしめて曰く、謝提刑來ると、呂軍馳せ至つて之を射る、矢、馬前に及び、枋得走つて安仁に入り、遂に信州に奔る、師夔、安仁を下し、進んで信州を攻む、枋得、姓

名を變じ、建寧に入る、逆旅中、日に麻衣、屨を躡み、東向して哭す、人之を識らず、以て病を被るとなすなり、已にして去つて建陽市中に賣卜す、宋亡び元となるや、閩中に居る、至元二十三年、集賢學士程文海、宗臣二十二人を薦め、枋得を以て首となす、辭して起たず、又明年、行省丞相忙忽台、朝廷の旨を以て之に詔げ、手を執つて相勉勞す、枋得曰く、上に堯舜あり、下に巢由あり、枋得姓名不祥、敢て詔に赴かずと、忙忽台、義として強ひず、二十五年、福建省行省參政管如得、詔を奉じて江南に往き、人材を求む、尙書留夢炎、枋得を薦む、枋得、書を夢炎に致して曰く、今吾れ六十餘矣、缺く所一死のみ、豈に復他志あらんやと、終に行かず、福建省行省魏天祐、朝廷方に人材を求むるを見、枋得を薦めて功となさんと欲し、其友趙孟頫をして來り説かしむ、枋得之を罵り、天祐を見るに及びても、傲岸、禮をなさず、之と言ふ、坐して對へず、天祐之を強ひて北行せしむ、枋得日に菜果を食ふ、二十六年四月、京師に至り、謝太后及び瀛國の在る所を問ひ、再拜慟哭す、已にして病んで憫忠寺に遷る、壁間、曹娥の碑を見、泣いて曰く、小女子猶然り、

吾れ豈に汝に若かざらんやと、留夢炎、醫をして藥及び飲食を持して往かしむ、枋得怒つて曰く、吾れ死を欲す、汝乃ち我を生かさんとするかと、之を地に棄て、食はずして死す、

### 文章軌範作家小傳

#### 諸葛武侯 [漢]

諸葛武侯、名は亮、字は孔明、武侯は、其諡なる忠武侯の略、瑯琊の人なり、襄陽に隱耕し、自ら管仲、樂毅に比す、劉備の荊州に客たりし時、士を司馬徽に問ふ、徽曰く、儒生、俗吏は時務を知らず、時務を識る者は俊傑にあり、此間自ら伏龍鳳雛あり、諸葛孔明、龐士元是れなりと、徐庶も亦備に薦めて曰く、諸葛孔明は臥龍なり、宜しく駕を枉げて之を顧みるべしと、備乃ち三たび其草廬を訪ひて始めて見るを得たり、人を屏けて天下の計を問ふ、亮爲に三分鼎足の策を立つ、備其言を是とし、情好日に密、關羽、張飛喜ばず、備曰く、孤の孔明あるは、猶魚の水あるが如しと、曹操已に荊州を破り、備を攻む、備江陵に奔り夏口に至

る、操之を追ひて軍を江陵に進む、亮、吳の孫權を説き、援を乞ふ、權乃ち備と力を併せ、操と赤壁に戦ひ、大に之を敗る、備、亮を以て軍師中郎將となし、零陵、桂陽、長沙の三郡を督せしむ、建安十六年、益州の牧劉璋、備を迎へて張魯を討たしめしに、備反つて璋を攻む、亮、備に従ひ、成都を圍み、之を陥る、備已に漢中を定め、帝位に即く、是れを蜀漢の昭烈皇帝となす、亮丞相となり、帝の永安に崩するに臨み託孤の詔を受け、後主劉禪を佐けて政を行ふ、建興元年南蠻を征し、五年諸軍を率ゐて魏を伐つ、發するに臨み上疏す、謂はゆる前出師表なり、此の役、亮の部將馬謖、軍令に違ひ、敗を致す、亮乃ち漢中に還り、復奏して曰く、漢賊兩立せず、王業偏安せず、臣鞠躬盡瘁、死して後已まんのみ、成敗利鈍に至つては、臣の能く逆め観る所にあらずと、又兵を出す、其魏を征する、前後六次、最後は建興十二年に在り、衆十萬を率ゐて斜谷より出づ、魏の大將軍司馬懿之を拒ぐ、亮戦を挑むも懿敢て出でず、乃ち送るに巾幗婦人の服を以てす、八月亮病みて軍中に卒す、年五十四、軍退くに及び、懿其營壘を按行し、嘆じて曰く、天下の奇才なりと、

### 陶靖節〔晉〕

陶靖節、名は淵明、後に潜と改む、字は元亮、謚して靖節と曰ふ、晉の名將大司馬侃の曾孫なり、性恬淡にして高趣あり、博學不群、潯陽の栗里に居る、晉に仕へて州の祭酒となりしかども、久しからずして辭し去り、主簿に召されたれども出でず、後に彭澤の令となり、官に在ると十日にして、郡より督郵(屬吏)の派遣あり、吏云ふ、須く束帶して之を見るべしと、潜嘆じて曰く、我れ豈に五斗米の爲に腰を折りて郷里の少年に向はんやと、即日印を解いて去り、歸去來辭を作る、門に五株の柳を栽る、五柳先生と號す、義熙の末、著作郎に徵せられたりと雖も就かず、晉亡び宋となるに及び、潜、己れの祖先以來晉の臣なるを以て、義を守り仕へず、妻の翟氏亦能く勤苦に安んじ、夫は前に耕し、妻は後に鋤す、凡そ客至れば必ず酒を設け、若し己れ先づ酔へば則ち客に謂ふ、我れ酔ひて睡らんと欲す、君且つ去れと、嘗て曰く、吾れ夏日北窓の下に高臥すれば、清風颯として至る、便ち羲皇以上の人なりと、其居室蕭然として風雨を蔽はざれども晏

如たり、常に素琴一張を具ふ、絃なく柱なし、朋友と飲む毎に之を撫して曰く、但琴中の趣を知る、何ぞ絃上の音を勞せんと、隣家より招飲せしとき酒に滓あり、乃ち巾を脱して之を漉し、畢れば復着けたり、宋の文帝の元嘉四年卒す、壽六十三、自ら先づ文を爲り、之を祭る、

### 元次山〔唐〕

元次山、名は結、次山は其字なり、汝州の人、天寶十二年、進士に第す、已にして安祿山の亂を避けて樊上に居る、蘇源明、肅宗に薦め、召對旨に稱ひ、右金吾兵曹參軍に拜す、思明の亂、賊を拒ぎて功あり、官、容管經略使に至る、年五十にして卒し、禮部侍郎を贈らる、韓愈、唐の文人を稱して獨り元結を擧ぐ、其道州の刺史たりし時、杜甫、人に謂つて曰く、天下をして佗の輩十數公を得て、參錯して邦伯たらしめば、海内又安からんと、即ち韓愈は佗の輩十數公を得て、海内又安からんと、

### 韓文公〔唐〕

韓文公、名は愈、字は退之、昌黎の人、公は其諡、父を

仲卿と曰ふ、愈は其第四子、十九歳の時、卿貢生として京師に來り、獨孤及、梁蕭の徒に従つて遊び、稍文章を以て名を公卿の間に知らる、然れども屢ば進士の試に敗れ、貞元八年始めて第を得たり、已にして博學宏詞の試に應ずること三度、終に志を得ず、書を宰相に上り、其憐を乞へども、報ぜられず、是に於て決然東歸せしが、是れより董晉の下に觀察推官となり、張建封の下に節度推官となりたれども、亦志を得ず、

て終る、年五十七、宋の元豐七年、昇黎伯に封せらる、東坡云ふ、詩は杜子美に至り、文は韓文公に至つて、古今の變、天下の能事畢ると、

### 柳柳州〔唐〕

柳柳州、名は宗元、字は子厚、柳州とは其貶處の名なり、父を眞と曰ふ、肅宗の時、侍御史となり、頗る直名あり、宗元、少き時より聰慧人に絶し、年二十一にして進士の第を得、又二年にして博學宏辭の科に中り、集賢殿正字を授けられ、藍田尉より監察御史となる、此の時に當り、王伾、王叔文の二人、寵を太子に得て政權を專にし、因つて以て大に時弊を矯めんとせしが、宗元は、劉禹錫、韓泰等數人と共に其黨となり、生死相淪らざらんことを誓ふ、已にして順宗位に即くや、此輩齊しく進み、勢力一時を壓せしが、帝崩じ、憲宗位に即くに及び、二王は貶死し、其黨亦盡く罪を得て、宗元は、永州司馬に謫せらる、蓋し宗元年少氣銳にして功名に急なりしがため、二王と結託し、之が爲に禍に罹りたるなり、宗元、永州に在るや尤も力を古文に致し、彼の有名なる遊記の如きも亦此の時に成

貞元十七年京師に入り、國子四門博士となり、十九年監察御史に拜せらる、然るに封事に因りて罪を得、陽山の令となること一年、江陵に遷され、憲宗、位に即くに及び、權知國子博士より諸官を歴、史館修撰に任じ、順宗實錄を撰す、考功郎中知制誥の時、裴度と相識り、淮西の亂、其行軍司馬となり、策を建て、賊を破り、又數ば計を獻じ、王承宗を降すを得たり、功を以て刑部侍郎に擢せられしかども、元和十四年、佛骨を諫めたるため潮州に貶せらる、途中賦する所の雲橫秦嶺の七律、人口に噂炙せり、帝其謝表を覽て怒を霽らし、復之を用ひんとせしに、皇甫鏞の爲に妨げらる、穆宗の時召されて國子祭酒に拜し、吏部侍郎を以

る、元和十年、四十三歳にして京師に召され、劉禹錫と俱に至る、然るに禹錫の作りし支都觀の一絶は、端なく讒人に口實を興へ、禹錫は播州に貶せられ、宗元は柳州に貶せられたるが、此の地は永州に比して更に僻陋の郷たり、宗元、至れば則ち土俗に因り教禁を設け、債務の爲に奴婢となれる男女の爲に贖歸の法を立て、州民の依頼する所となる、元和十四年卒す、年四十七、州人爲に羅池廟を立て、之を祀る、柳州の文は、博大の點に於て韓文公に及ばざれど、精密は則ち之に過ぐ、後世、文を言ふ者は、必ず韓柳と稱す、

杜牧之 [唐]

杜牧之、名は牧、牧之は字なり、樊川と號す、京兆の人、奇節あつて詩才豪健、人呼びて小杜と曰ひ、以て杜甫に別つ、賢良方正に擧げられ、江西團練使巡官となる、其殿中侍御史たりし時、罪言を作り、澤潞を平ぐるの策を立つ、官、中書舍人に至る、其嘗て御史の職に在るや、司徒李聰方に節度使を罷め、間居す、此人豪侈にして、歌妓家に満ち、洛陽の名士皆之に謁せざるなし、一日李、客を會して宴を張る、牧之は御史

なるを以て敢て招かざりしに、牧之進みて會せんを乞ふ、李因りて之を邀ふ、牧之酒三杯を滿引し、李に問ひて曰く、愛妾紫雲と云ふ者ありと聞く、孰か其人なるかと、李之を指示せしに、牧之凝視すること稍久しくして曰く、名虚しからず、宜しく贈らるべしと、李俯して笑ひ、諸妓も亦一笑す、其豪放此の如し、卒する時五十、其詩、晚唐に於て自ら一家を成し、健にして力あり、

范文正公 [宋]

范文正公、名は仲淹、字は希文、諡して文正と曰ふ、吳縣の人、少にして書を長白山の僧舎に讀む、日に米二升を煮て一塊となし、刀を以て之を四分し、早晚、斷齋數莖を添へて之を啖ふ、其清苦此の如し、其右司諫となるや、直言忌まず、爲に貶せらる、其延安を鎮するや、夏人相戒めて曰く、延安を以て意と爲す勿れ、小范老子、胸中自ら數萬の甲兵ありと、晚に樞密副使に拜し、參知政事に進む、小人之を便とせず、出されて地方官となる、年六十四にして薨じ、兵部尙書を贈らる、仲淹大節あり、天下を以て自ら任じ、將相の才

あり、然れども其用を盡さずして終る、宋一代の名賢たり、

李泰伯 [宋]

李泰伯、名は觀、泰伯は字なり、盱江の人、文章を善くし五經に通ず、生徒常に數百人、魯潤甫等、皆其高弟なり、仁宗の時、試大學教授となり、尋で大學說書に叙す、

歐陽公 [宋]

歐陽公、名は修、字は永叔、廬陵の人なり、四歳にして孤となり、母鄭夫人、節を守りて再嫁せず、親ら之に學を教ふ、然るに家貧しくして筆墨を買ふの資なし、乃ち荻を以て筆に代へ、地に畫して字を學べり、少年の頃、漢東に寄居せしに、其地僻陋にして學者なく、自家も亦藏書に乏し、修、李氏の家に遊びて、敗篋中より唐の昌黎文集六卷を得たるが、脱略して次序なし、修携へて歸り、心に其文を慕ひて苦心學習し、必ず之と並び馳せんことを欲せしが、果して文章を以て名を天下に成す、館閣校勘となりし時、范仲淹方

に時事を言ふを以て貶せらる、在廷多く之を論救するに當り、司諫高若訥獨り仲淹を黜くべきを主張す、修之に書を興へて詰責し、復人間羞耻の事あるを知らずと謂ふに至る、之がため一たび夷陵の令に貶せられたれど、久しからずして前官に復し、朋黨論の作あり、事に遇ひて諫を納るゝ所多し、仁宗、知制誥を授け、龍圖直學士となす、其後讒を以て去り、幾ならずして翰林學士に召され、樞密院副使參知政事に進む、又出されて外官となり、青州に知たるに及び、青苗錢を散することを止むるの議を建てしがため王安石に忤ひ、遂に致仕せしが、五年を経て卒す、年六十六、諡して文忠と曰ふ、其餘に在るや、自ら醉翁と號し、晩に其傳を作る、別號を六一と曰ふ、平生人に對し、言を盡して隠す所なく、執政と雖も不可あれば之を面詰せしが故に、怨を取りしこと少からず、蓋し天性剛毅にして、義を見れば必ず爲し、放逐困躓再三に至るも意氣自若たり、其後進を奨引すること、及ばざるが如く、曾子固、王安石、蘇老泉父子の如き、其推薦せし所なり、詔を奉じて唐書を修し、又自ら五代史を撰す、天下翕然仰ぎて文宗となす、

### 蘇老泉 [宋]

蘇老泉、名は洵、字は明允、蜀の眉山の人、唐の蘇味道の裔なり、二兄皆文學を好みて進士となる、而して洵獨り少時より學を好まず、二十七歳に至り、始めて大に發憤し、盡く平生往來する所の少年を謝絶し、戸を閉ぢて書を読み、文辭を作ること歳餘、進士に擧げられたれども第せず、茂才異等に擧げられたれども亦中らず、因りて細かに古人の文を取りて之を読み、始めて其用意出言の己れと異なるを覺え、嘆じて曰く、此れ吾が學と爲すに足らざるなりと、是に於て従前作りし所の文數百篇を取りて悉く之を焚き、大に六經百家の説を研究し、筆を絶ちて文章を作らざること六七年、其精粹を得たれども尙遽に發せず、學已に大成し、筆を下せば、千言立どころに成る、至和嘉祐の間、二子の軾と轍とを携へて京師に至る、翰林學士歐陽修之を奇とし、其著書二十二篇を朝に上り、試祕書校書郎となる、二子皆進士に擧げられ、一時士大夫争ひて其文を傳へ、效ひて以て法となし、名、京師を動かす、其父子俱に文學を以て名を知らるゝを以て、

世、軾を呼んで大蘇となし、子由を小蘇となし、洵を老蘇となし、以て之を別つ、五十八歳にして死す、

### 蘇東坡 [宋]

蘇東坡、名は軾、字は子瞻、洵の長子、自ら東坡先生と稱す、仁宗の嘉祐二年、歐陽修に知られ、進士の科に上る、脩嘗て梅聖俞に謂ひて曰く、吾れ當に此の人に譲り、一頭地を放出すべしと、英宗藩邸に在りし時より其名を聞き、位に即くに及び、召して翰林に入り、知制誥たらしめんとせしに、宰相韓琦曰く、軾の才は遠大なり、他日自ら當に天下の用たるべし、要は朝廷之を培養するに在り、今驟に之を用ひば、天下の士未だ必ず以て然りとなさずと、神宗の時、王安石、科擧の法を變せんと欲す、東坡上議、以て不可となす、帝即日召見し、問ふに政治の得失を以てせしに、對ふる所甚だ上意に稱へり、安石悦ばず、權開封府推官を命じ、將に事務を以て之を困めんとす、然るに東坡決斷精敏にして、聲聞益々高し、時に安石新法を行ふ、東坡上言して其不便を極論す、安石常に神宗の獨斷を稱す、然るに東坡は進士を試むる策問に於て、古來獨

斷の事同じくして功異なることを提出せしかば、安石益々怒り、誣ひて之を杭州に出す、東坡杭州より湖州に移るや、謝表中詩に託して政事の民に便ならざる者を諷す、御史其語を摘して傲慢となし、東坡を獄に繋ぐ、曹太后と仁宗との明に因りて一死を免れ、黃州に貶せられ、此に居ること二年、哲宗召して翰林學士兼侍讀となす、嘗て禁中に宿し、謁を便殿に賜はり、退くとき、上、宣仁后と、御前の金蓮燭を徹して送り還らしむ、已にして又出されて杭州に知たり、後出入定まらず、瓊州に貶せられ、昌化に居るや、海上の惡地にして、瘴癘毒を逞しくし、殆ど人の堪ふる能はざる所なりしが、軾、夷然として之に安んじ、書を著して樂となし、將に身を終へんとするが如し、卒する年六十六、其文尤も論策に長じ、雄篇大作の、流暢明快を以て古今に獨歩するは言ふを待たず、其小品の輕妙なる、亦絶技と稱せらる、眞に未有の大才子なり、

### 王荊公 [宋]

王荊公、名は安石、字は介甫、荊公は爵號なり、臨川の

人なり、少にして讀書を好み、一たび目を過るときは終身忘れず、其文を作るに當り、筆を動かす、飛ばすが如く、初より意を経ざるに似たり、見る者、其精妙に服す、進士に擧げられし後、屢、召されたれども起たず、神宗夙に其名を聞き、之を召して入對せしむ、安石、堯舜を以て其君に望み、皐、稷、契を以て自ら任す、參知政事となるに及び、大に青苗其他の新法を行ひ、士論沸騰、民心騷然たり、安石苟くも新法を非とする者あるときは、斥逐して餘力を遺さず、又科擧の法を定め、詩賦を罷め、専ら經義論策を以て士を試む、其意善からざるに非ず、然れども己れの訓釋せし詩書周禮を以て學官大學に頒ち、凡そ先儒の傳注は一切廢して用ひず、又學官より春秋を黜けたるが如き、物議を招きたる所以なり、晩に金陵に居る、作所の字說、牽強を極む、年六十八にして卒す、

### 李文叔 [宋]

李文叔、名は格非、文叔は其字なり、濟南の人、進士に擧げられ、累官して禮部員外郎となる、著す所、洛陽名園記あり、其跋に云ふ、洛陽の盛衰は天下治亂の候

なりと、其後洛陽、金の爲に陥れらる、人以て知言となす、尤も文を善くす、其言に曰く、文苟くも作るべからず、誠著はれざれば工なる能はずと、文章を以て知を蘇東坡に受く、

### 胡澹庵 [宋]

胡澹庵、名は詮、字は邦衡、晩に自ら澹庵老人と號す、廬陵の人、進士に擧げられ、樞密編輯官に任ず、高宗の紹興八年、趙鼎罷められ、秦檜相となり、詔して金と講和を議せしむ、蓋し建炎以來、歳として使を金に遣はさざるなく、天子の尊號を去り、彼れの正朔を奉じ、藩臣に比せんことを乞ふ、金人従はず、使者往けば、多く拘囚せらる、其後金人、數來り侵し、かども利あらず、江南の圖るべからざるを知り、然る後秦を遣して間をなし、劉豫廢せらるゝに至り、(上高宗封事を看よ)和議乃ち決す、金の使者來る時上疏して、王倫、秦檜、孫近を斬らんことを乞ふ、金人、千金を以て其書を贖ひ、之を觀て、大に驚き、遂に師を退く、秦檜其己れに逆ふを怒り、韶州に貶す、海外に居ること三十年、纔に入りて工部侍郎となる、薨して忠簡と

諡す、

### 辛稼軒 [宋]

辛稼軒、名は棄疾、字は幼安、稼軒と號す、歷城の人、朱子と善し、朱子の歿する、黨禁方に嚴なり、稼軒獨り文を爲り、之を祭る、謝枋得、其慷慨大節、岳飛の下に在らざることを稱す、卒して忠敏と諡す、官、樞密都承旨に至る、其湖南安撫たるや、湖湘の賊を平げて功あり、其創する所の湖南一軍は、江上諸軍の冠たり、

## 文章軌範卷之一 (侯字集)

### 放膽文

講義 選者は、作家が文を作るとききの意氣込上より、本書に收めたる文章を別ちて放膽、小心の二種とせり、放膽とは己れの肝玉に任せ臆面なく作ることにして、放膽、小心と云ふ語の出處は、唐書の遜思遜傳となす、遜の盧照隣に告ぐる言に、膽は大ならんを欲し、心は小ならんを欲す云云とあり、も同意氣込より辭を立てたるものにて、結構の上には別段異なる所なければ、初學の人に在つては其區別を辨するに困難なり、

大凡學文、初要膽大、終要心小、由麤入細、由俗入雅、由繁入簡、由豪蕩入純粹、此集皆麤枝大葉之文、本於禮義、老於世事、合於人情、初學熟之、

開廣其胸襟、發舒其志氣、但見文之易、不見文之難、必能放言高論、筆端不窘束矣、

講義 總じて文章を學ぶには、其心得として、最初の中は肝玉の圖太くして、臆面なきことを肝要とし、又最後には心持の小さくして引締ることを肝要とす、而して文章を作る順序として、粗つばき作り方より細密の作り方に入り、世間的の調子より脱俗的の調子に入り、語數の多き叙べ方、論じ方より、語數の少き論じ方、叙べ方に入り、力みかへつて缺點などに頓著せざる仕組より圓滿無疵なる仕組に入る、是れが初めは大膽にして終りは小心と云ふ譯合なり、此の候字集の部に收めたる所の文章は、孰れも麤枝大葉の文、即ち之を樹木に譬ふるときは、枝麤に葉の大きい類にて、其言ふ所は禮義に起因し、世の中の事に老鍊し、人情に適合せり、初學の人、此等の作に習熟せば、其胸の内廣廣となり、其

理想も、氣象も、共に發展し、單に文章の容易なることを意識して、文章の困難なることを意識せず、必ず能く思ひの儘に言ひ、人並み以上に論ずることが出来て、筆先きが窮屈とならざるべし、

### 與于襄陽書 韓文公

講題 于氏は姓、襄陽は地名、此人の鎮所なり、于氏は名を頤と曰ひ、字は允元、河南の人、唐貞元十四年に襄州の刺史となり、山南東道の節度使に拜し、襄陽を鎮す、頗る天子の信任を得て、凡そ奏請する所の事、採用を蒙らざるものなし、是に於て公然人民より貨財を取立て、私腹を肥し、専ら上を凌ぎ下を虐げたる人なり、○書とは俗に云ふ書簡なるが、概ね長文にして、或は意見を述べ、或は請求、或は忠告、或は陳情其他議論に渉るものを書と曰ひ、日常交際的の範圍を出でざるものを牘と曰ふ、

### 七月三日、將仕郎守國子四門博士韓愈、謹奉書尚書閣下、

大段の第一小段なり、奉呈書普通の形式、

訓義 「七月三日」唐の德宗皇帝の貞元十八年の月日、「將仕郎」從九品下(品は我が位に同じ)の官、此れは文散官として、何等の實務なし、「守」官等より高き職を奉ずるを守と稱し、官等より卑き職を奉ずるを奉と稱するは、貞觀(唐の太宗の年號)令の規定なり、「國子四門博士」國子は國子監の略稱なり、唐の時、大學を稱して國子監と謂ふ、四門博士は其教官の階級の名也、三名を定員とし、七品以上の文武官、及び侯伯子男の子にして學生たる者、及び庶人の子の、俊士生として在學する者を教ふ、其上に國子學博士二人

あり、「尚書」尚書省なり、其長官を令と曰ふ、于襄陽は尚書左僕射となる、次官の如き職なり、故に尚書を以て呼ぶ、「閣下」陛下、殿下、閣下等と同じく敬稱なり、直ちに其人を指すを無禮として憚るが故なり、閣は門の側にある小さき入口を謂ふ、其處に居らるゝ方まで申上ぐとの口上なり、

講述 七月三日、將仕郎の格にて守國子四門博士の職を勤むる韓愈、謹んで尚書たる于公の閣下まで、書簡を呈上仕候、

士之能享大名顯當世者、莫不有先達之士、負天下之望者、爲之前焉、士之能垂休光照後世者、亦莫不有後進之士、負天下之望者、爲之後焉、莫爲之前、雖美而不彰、莫爲之後、雖盛而不傳、是二人者、未始不相須也、

第一大段

の第二小段なり、先達後進相須の必要を説す、

訓義 「能」出来る、下の文句より反つて何何する、何何となることが出来るを解すべし、「享」うくと訓ず、うけて自分の物となしつゝあるなり、享有の享、「顯」微の反對、知れわたる、目に立つ、貴顯の顯、「先達」達は伸ぶ、立身の意、先達とは自分より先きに官途に居るもの、「休」美なり、見殊と云ふこと、「垂」後へ長く跡を引く意、「彰」あらはると訓ず、はつきりと見榮のする意味合ひ「美」才能を指す、「盛」徳を指す、「是」右のと云ふが如し、「未始不相須也」須はまつと訓ず、必要とする意にて、互に持合ふこととなる、未始不相須は、未の字を以て不を打消し、始より相須つなりとの積極語となる、

講述 凡そ士たるものが大いなる名譽を其身に受持ち、現代に顯著となるもの出来候は、天下の人望を負はれ候先達の士にて、手引きを致しくれ候者の有らざることは無御座、之と同時に、士たるものが長く立派なる光を殘し、後世までも照すことの出来候は、是れもやはり天下の人望を負ひ候後進の士にて、後押しを致し候者の有らざることは無御座候、然れば若



し手引きを致しけれ候者なきときは、後進の才能が何如に立派に有之候とも、當世に彰はれ不申、又後押しを致しけれものなきときは、先進の位が何如に結構に有之候とも、後世に傳はり不申、此二人のものは、本來互に持合ふべきは必然の理に御座候、  
文法 「先達之士」と「爲之前」とは共に于公に擬し「後進之士」と「爲之後」とは共に作者自身に擬せり、「照後世」の照は、上句の「休光」の光を承く、○此一小段は双關法を用ひたり、双關とは、二枚の扇を設け、其れを門にて閉ざすが如き句の排置を謂ふ、即ち文中の「士之能享大名」云云は左扇にして、「士之能垂休光」云云は右扇、而して「莫爲之前」の二句は左扇を承け、「莫爲之後」の二句は右扇を承け、「是二人者未始不相須也」を以て門となし、以て左右の扇を合したり、圖を以て之を示せば此處に掲ぐるが如し、

法 關 双

（左扇）士之能享大名、顯當世者、莫不有先達之士、負天下之望者、爲之前、  
莫爲之前、雖不而彰、  
（門）——是二人者、未始不相須也、  
（右扇）士之能垂休光、照後世者、亦莫不有後進之士、負天下之望者、爲之後、  
莫爲之後、雖不而彰、

然而千百載乃一相遇焉、豈上

之人無可援、下之人無可推、何其相須之殷、而相遇之疎也、以故在下之人負其能、不肯諂其上、上之人負其位、不肯顧其下、故高材多戚戚之窮、盛位無赫赫之光、是二人者之所爲、皆過也、未嘗干之、不可謂上無其人、未嘗求之、不可謂下無其人、愈之誦此言久矣、未嘗敢以聞於人、  
大段落 以上を第一大段となす、先達の士と後進の士と、互に持合はざるべからざることを論ず、  
訓義 「然而」然は前を承くる辭、而は後を起す辭にして、只だ而の字を用ふるとは違ひ、極めて重し、夫れ此の如し、然るに之と反對に云云と云ふが如き

語氣、「載」歳と同じ、「豈」何と云ふが如し、「援」ひくと訓ず、手蔓にする事、「推」推舉の推、「殷」さかと訓ず、盛と同義、「以故」惟固の音通、音通とは、甲の字が乙の音と同じければ之を代用することなり、以は惟の代用なれば、おもふにと訓じ、故は固の代用なれば、まことにと訓ず、「戚戚」憂懼の貌、「赫赫」火の光の強く發現する貌、「干」推して求むるなり、上の人に要請すること、「求」さがす意、「誦」口ずさむ、講述 此の如く先達と後進とは互に持合ふべき處、然なくして、千年とか百年とか申す長き間の中に讒か一度位出遇ふことあるに過ぎず候、是れは何と下に在る後進より申候へば、先達の士の中に取附くべきものなく、先達の士より申候へば、後進の士の中に推し擧ぐべきものなき爲に御座候哉、恐らく左様なる次第には有之間敷候、一體先進と後進とは互に盛んに待合へるに拘はらず、其待合ふ人の出遇ふとが遠遠しく候は何と申す事に候哉、愚考致候處、實際下に罷在る人物は己れの才能を心強く思ひ候て、上の人に諂ふ意志なく、上に罷在る人物は、己れの地位を心強く思ひ候て、下の人を見回る意志なき所より、

斯くも懸違ひを生じ候儀と被存候、扱之がため、人に拔出でたる器量を持ち候者も痛ましき不仕合せの人多く、立派なる位地に居る者も赫赫たる光なく、即ち双方とも不利益に候が、此の二人の者の所爲は、何れも間違ひ居り候、何故かとなれば、未だ先達に向つて獵官運動を試みも致さず、又後進の士を探しもき人なしと申されぬ筈に有之、又後進の士を探しも致さず、ありながら、下に引立つべき人なしとは申されぬ筈に有之、愈が此の議論を口に、致居り候事は已に永年に御座候、然れども是れまで他人に此話を致せしこと無之候、

文法 「然而」より「而相遇之疎也」に至るまでを此小段の第一節となす、先進と後進と出遇ふことの疎なるを言ひ、「以故」より「盛位無赫赫之光」に至るまでを第二節となす、其原因を言ひ、「是二人者之所爲皆過也」より「不可謂下無其人」に至るまでを第三節となす、其過なる所以を言ひ、「愈之誦此言久矣、未嘗敢以聞於人」の二句を第四節となす、前後の脈絡なり、○此の一小段も亦双關法なり、即ち第一節の首句は單句、對して其下の「上之人無可援」を以て一扇を設

け、「下之人無可推歎」を以て又一扇を設け、其次の二句は、對語なるに拘はらず、兩扇には關係なきも、第二節の「在下之人負其能」は、前節の下の一扇を承け、「上之人負其位」は、前節の上の一節を承け、「高材」は「在下之人」を承け、「盛位」は「上之人」を承け、第三節の首句は單句、「未嘗干之」の二句は「高材」を承け、「未嘗求之」の二句は「盛位」を承け、○「愈之誦此言久矣」は前を收め、「未嘗敢以聞於人」は下を起す、「何人にも申さざりしが、閣下は申上げて張合ひのある方ゆる申上ぐとの意にて、以下、前の議論を于公と自己とに當て、具體的となすが故に）○第一大段は「過」の一字に歸着す、

側聞閣下抱不世出之才、特立而獨行、道方而事實、卷舒不隨乎時、文武惟其所用、豈愈所謂其人哉、  
第二大段の第一小段なり、于公が前

訓義 「側聞」正聞の反、陰ながら承ると云ふこと、謙遜の語なり、「不世出」世出せず、世に因つて出づる

こともあり、出でざることもありと云ふことにて、稀なりとの意、「卷舒」卷は仕へずして才能を卷き收むるを謂ひ、舒は仕へて才能を展開するを謂ふ、「其人」先達の士、取り用ひくれる人、

講述 陰ながら承り候に、閣下には世に罕なる才能を抱き給ひ、特絶の地歩を占め、凡俗に懸構へなき行動を御取り被成、其主義は方正に、其事業は誠實に、時機が宜しきゆゑ才を使用するの、時機が悪しきゆゑ才を仕舞ひ置くのと云ふが如きことなく、文なり、武なり、唯用ひ給ふまゝにて、自由自在の御方なる由、何如にも愈の申したる先達の士に在らせらるるやに被思候

文法 此處を入題と云ふ、以上は抽象論にして、以下、實地問題に入るが故なり、○「豈愈所謂其人哉」は、豈と云ひ、哉と云ひ、何處までも疑はしき辭を用ひたる處に味ひあり、若し自分の要求を聽けば其人なれども、之を聽かざれば其人に非ず、故に也の字の如き斷語を下さず、どうやら其人らしと云ふが如き語氣を用ひたるなり、

抑未聞後進之士、有遇知於左

右、獲禮於門下者、豈求之而未得邪、將志存乎立功、而事專乎報主、雖遇其人、未暇禮邪、何其宜聞而久不聞也、  
第二大段の第二小段なり、

大段落 以上を第二大段となす、于公、先進の士にてありながら、後進の士を有せざるを言ふ、

訓義 「抑」轉語なり、しかし、又はそれにと云ふが如く、甚だ輕し、「遇知」自分の人物を認識して同情を寄せらるること、「左右」左右に居る人、形式は右の如くなれども、其實は于公を指す、先方を敬する呼へ方、「獲禮於門下」邸に出入を許されて好遇せらるること、門下も、邸と云ふべき所を、尊敬して門の下となしたるなり、「將」それとも、

講述 併し其れに致しては、是れ迄後進の士の中で御側に御懇命を蒙り、御邸に特別の御待遇を受けたる者ありしことを聞及び不申、其資格ある人を探し給ふに拘はらず、未だ御手に入らずと申すやうなる次第に候哉、其れとも、閣下の思召は功業を立つる

一方に存在し、其御用務は君主の恩寵に報ゆることに專一に被爲在候ため、推舉すべき人に御出遇ひ被成候ても御會釋の御暇なき儀に候や、兎も角閣下が後進を用ひ給ふと云ふ噂を承るべき筈に候處、何時迄立ち候ても之を承らざるは、如何にも不審に御座候、

文法 此一小段、三個の疑問を含む、一は其人なきを疑ふ、二は有りと冷淡なるを疑ふ、三は先進に不似合ひなるを疑ふ、「豈求之而未得邪」は下文の「閣下將求之而未得歎」の伏案、「雖遇其人未暇禮邪」は下文の「雖遇其人未暇禮」の伏案、

愈雖不才、其自處、不敢後於恆人、閣下將求之而未得歎、古人有言、請自隗始、愈今者惟朝夕芻米僕賃之資、是急、不過廢閣下一朝之享而足也、  
第三大段の第一小段なり、已れ後進其人にして、推舉せらるべきを言ふ、

訓義 「自處」自ら己れの位置を評價すること、

〔恆〕普通なり、〔請自隗始〕戰國の時、燕の昭王、内亂外寇の後を承けて位に即くや、辭を卑くし聘を厚くして賢者を招き、大に國勢を張らんとて、郭隗と云ふ臣下に人選を命せしに、隗の曰く、古の君、近侍の者に千金を授け、一日千里を奔る駿馬を求めしめたる所、近侍の者、死馬の骨を五百金に買ひて歸りしかば、其君大に怒りしに、近侍曰く、死せし馬すらも之を買ふ以上、生ける馬は猶更のことなれば、其内に千里の逸物參るべしと、然るに一年ならずして千里の駿足三匹も至れりと云ふ、王若し是非とも人材を招かんと思ひ給はば、先づ此の隗より始め給ふべし、隗より賢なるものは、豈に千里を遠しとせんやと、是に於て昭王は隗の爲に宮殿を改築して、之に師事せり、

〔芻米僕賃〕芻は馬草なり、一説に云ふ、燃料に用ふる草なりと、僕賃は「ボーイ」の傭賃〔享〕御馳走なり、

講述 愈は不才には御座候へども、自ら評價致候所にては、決して世間並みの人の後には立ち申さず、閣下は後進の士を求められ候も、未だ御見當り無之儀にも候や、若し左様なる次第ならば、古人が請ふ隗

より始めよと申したる語之れあり、此れを私に御適用相成度候、愈の境遇は、目下馬草、米、家僕の給料等に充つる財源にも差支へ候始末ゆゑ、閣下が一朝の召上り物を御止めめに相成候はば、其丈の物入りにて十分に御座候、

文法 「求之而未得歟」は上文の「求之而未得邪」に應ず、○「請自隗始」は此文の主意にして、己れの先づ採用せられんことを請へるなり、然るに己れと言はず、故事を利用し、古人の名を以て己れの名に代へたる處、露骨ならざるのみか、簡にして足れり、

如曰吾志存乎立功、而事專乎報主、雖遇其人、未暇禮焉、則非愈之所敢知也、

謹獻舊所爲文一十八首、如賜覽觀、亦足以知其志之所存、愈恐懼再拜、

講述 然りながら、閣下が若しも吾が志は功を立つることに存し、吾が事は君主に報ずることに專一なれば、縱令其人に遇ひたりとて會釋する暇なしと被仰候ならんには、愈の知る所に無之、最早彼れ此れ申上候も無益に御座候、

文法 是れ前に謂はゆる其位を負んで其下を顧みること肯んぜざる一流の人を謂ふ、

世之齷齪者、既不足以語之、磊落奇偉之人、又不能聽焉、則信乎命之窮也、

訓義 「齷齪」こせつきたる形容、〔磊落〕がらりと大げさなる形容、

講述 扱も世間の度量狭くしてこせつき候輩は、小生の持論を話掛け候價値のなきことなれば、論外に候へども、閣下の如き磊落非凡の方も亦御聞取り不被下とならば、天命の行詰ると申すことは争はれぬことにて、是非もなき次第に御座候、

文法 此の齷齪たる輩は、元來後世に傳はると傳はらざるとを顧みず、後進を不必要とする人物にして、「不足以語之」は、上の「未敢以聞於人」に應ず、○上の人は原より得難きものなり、適之れありとも干むる能はざるならば、結局干むべき人なし、故に命の窮すと云ふ、

謹獻舊所爲文一十八首、如賜

覽觀、亦足以知其志之所存、愈

恐懼再拜、

大段落 以上を第三大段となす、己れが後進として于公に禮遇せらるべきを論ず、

講述 謹んで以前作り候所の文章十八首〔猶篇と云ふが如し〕を献上致候、若し御覽下さらば、是れのみにて拙者の志の在る所を御承知下さるには十分に可有之、愈恐縮再拜して言上致候、

文法 「亦足以知其志之所存」は上文の「不敢後於恆人」の句に應ず、

謝疊山評 昌黎作文、專占地步、

如人要、在高處、立要在平處、行要在闊處、坐、下之人負其能、不肯詔、

其上、不害爲君子、上之人負其位、不肯顧其下、不免爲小人、高材多

戚戚之窮、則是君子而安貧賤、盛位無赫赫之光、則之庸人而苟富貴、韓公之所以自處者、可謂高矣、

講述 昌黎(韓愈)の號の作つた文は、専ら自分の地位を占めて格を落さない、宛も人が立つには高き處に立つことを要し、行くには平なる處に於て行くことを要し、坐するには闊き處に於て坐することを要すると一般である、下の人が其能を負み其上に諂ふことを肯んぜずとも、君子たるに妨げはないが、上の人が其位を負み其下を顧みることが肯んぜざるときは、小人たるを免れ難い、高材戚戚の窮多き方は、是れ君子にてありながら貧賤に安んずるのであり、盛位赫々の光なき方は、是れ平凡の人にてありながら富貴を荷くもするのである、(昌黎は下の人、高材を以て自ら任ずるなれば)公の自ら身を處する所以は高いと申して差支へがない、

餘説

芻米僕賃是急等の句によつて考ふるときは、此れ作者極めて困窮の時、于頔の眷顧を求めたるものにて、此の如き愛憐を乞ふの文は、勢、卑屈に陥り易し、然るに此書は先達の士と後進の士と相須つて用をなすと云へる論據を捉へ、于頔をば、先達に充て、彼れ天下の望みを負ふが故に門下に士を得べき理なりとて、之を聳動し、己れを後進に充て、而も自薦の醜を飾るが爲に郭隗の語を借り、己れ于頔の門下生となるを得ば、國士を羅致するの媒介たるべしとの口實を得たり、又願望の聽かれざる場合を以て 上文を收むるや、于に就ては則ち曰く、志存乎立功、事專乎報主と、自己に就ては則ち曰く、命之窮也と、失望を爲す處、輕薄に流れず、然れど輕薄に流れざるものは文字のみ、卑屈の境遇を拵ふに高尚の理論を以てする心事に至つては、甚だ稱すべきに非ず、況んや于頔は貪官民賊なるに、休光を垂れ後世を照すを以て之を贊するをや、

後念九日復上宰相書

韓文公

講題 韓愈は、貞元八年を以て進士の第に登り其後博學宏辭と云ふ、吏部(部は日本の省の如し)の試験に應じたれども、不成功に終れり、是に於て十一年に至り、前後三回、書を宰相に上つて登用を願へり、此篇は即ち第三度目に上りたるものにして、之を上りたる三月十六日は、第二回の上書の日より二十九日に當る、故に題して後念九日と曰ふ、念は音入、二十なり、江南の方言、二十を念となす、此時の宰相は趙憬、賈耽、盧邁なりしが、皆凡人にして韓愈を用ふる能はざしりかば、韓愈は終に一旦故郷に還れり、  
大旨 此れ宰相が前回二通の上書に對して返答を與へず、又引見を許さざるに由り作りたるものにして、亦採用を求むる爲の上書なるが、其立論は、宰相たる者は周公の如く人材を重んぜ

ざるべからず、而して己れは天下を憂ふるの心あるが故に、隱遁せずして宰相の採用を請ふと云ふに在り、  
目的 宰相の己れを接近して願意を聽届けんことを希ふに在り、

三月十六日、前鄉貢進士韓愈、謹再拜言相公閣下、  
第一、大段の第一、小段なり、上書常例の置前

訓義 「前鄉貢進士」唐の世、士を取るに二途あり、學校より出づるものを生徒と曰ひ、州縣より擧ぐるものを鄉貢と曰ふ、其登第せるものを前進士と曰ふ、「相公」相は宰相、昔時、宰相となりしものは必ず公に封ぜられしが故に、之を稱して相公と云ふ、是れは日知錄の説なり、同書に又云ふ、唐は隋の制に因り、三省の長官(即ち尙書省の尙書令、中書省の中書令、門下省の侍中)、共に國政を議す、此れ宰相の職なり、其後太宗嘗て尙書令たりしを以て、臣下避けて敢て其職に居らず、是れに由つて副官たる僕射、尙書

省の長官となり、侍中、中書令と併せ號して宰相となす、

講述 三月十六日、前の郷貢進士韓愈、謹んで再拜して相公の閣下に言上仕候、

愈聞、周公之爲輔相、其急於見賢也、方一食、三吐其哺、方一沐、三握其髮、

訓義 〔周公〕周の文王の子、武王の弟、成王の叔父、名は旦、成王の幼時、其政を攝す、周の禮樂文物、此人に由つて興る、聖人の稱あり、〔輔相〕輔佐宰相、

〔哺〕口中に含みたる物、〔沐〕髪を洗ふ、

講述 愈の承候には、昔し周公成王の輔相たりし頃、賢者に對面を取急がれしと云ふものは、一度食事をなす間に、三度も口中の物を吐き出され、(吞込む暇もなく)一度髪を洗ふ間に、三度も其洗ひかけたる髪を握つて立出でられ候由、

文法 「急於見賢也」の一句は全篇の出づる處にして、又一大段の綱領なり、而して「急」の字、又本段中

の字眼なり、

當是時、天下之賢才皆已舉用、

去、姦邪讒佞、欺負之徒皆已除、

去、四海皆已無虞、九夷八蠻之在荒服之外者皆已賓貢、

去、天災時變、昆蟲草木之妖皆已銷息、

去、天下之所謂禮樂刑政教化之具皆已修理、

去、風俗皆已敦厚、

去、動植之物風雨霜露之所需被者皆已得宜、

去、休徵嘉瑞、麟鳳龜龍之屬皆已備至、

訓義 〔姦〕俗に云ふ腹黒きこと、〔邪〕正の反、〔讒〕讒言を以て人を傷くること、〔佞〕おもねる、〔欺負〕人

中の賢人、才子は、皆已に之を引擧げて任用し、姦惡、邪曲、讒口、諂佞、詐欺などをなす輩は、皆已に之を掃ひ除け、四海の内、皆已に警戒すべき事件なく、荒服の外に在る遠方の九夷、八蠻なども、皆已に服從して貢物を捧げ、天災や、地變や、昆蟲の妖、草木の妖など、不吉の事は、皆已に消滅して其跡を絶ち、天下の謂はゆる禮樂刑政教化の具など、皆已に整頓し、風俗は皆已に手厚くなり、苟くも風雨や霜露の潤す所のもの、及ぶ所のものは、動物となく、植物となく、皆已に宜しきを得、幸福の徵候や祝ふべき祥瑞、麒麟や鳳凰や龜や龍の類は、皆已に揃ひて實現致候、

文法 此の一小段、短きは六字句、長きは十七字句を用ひ、句に長短あり、字に多少あり、九様の變化をなす、而して亂雜の弊に陥らざるは、何れの句にも皆已の二字を挿み、此れを以て一貫するが故なり、但し此の如く長短句を用ひたる所以は、四六體を破るに在り、四六體とは、唐以前六朝の世に行はれたる文體にして、四字句と六字句を配合し、形式に拘泥して精神の活動を失へるものなり、

を瞞着して辛き目に逢はすこと、〔四海〕四海の内なり、天下中と云ふこと、〔虞〕警戒すべきこと、〔九夷八蠻〕東方の蠻族を夷と曰ひ、南方の蠻族を蠻と曰ふ、九夷八蠻の稱は周代より始まる、〔荒服〕堯の時、禹、天下を五大區劃に分つ、謂はゆる五服なり、王畿より四方五百里を甸服と曰ひ、其外圍五百里を侯服と曰ひ、其外圍五百里を綏服と曰ひ、其外圍五百里を要服と曰ひ、其外圍五百里は即ち荒服なり、蠻族の居る處を謂ふ、〔賓貢〕賓は服從、貢は貢獻、〔天災時變〕天災は洪水、旱魃、地震等にして、時變は寒暖の常に違ふを謂ふ、〔昆蟲草木之妖〕昆は衆なり、昆蟲の妖とは蝗害の如きを指し、草木の妖とは、時ならずして花咲き又は凋落するが如き類なり、〔銷息〕絶ゆるなり、止むなり、〔禮樂刑政教化之具〕禮は禮儀制度、樂は音樂、刑は刑罰、政は政事、教化は教育と感化、具は今謂はゆる機關、〔敦厚〕道德的、人情的、〔動植之物〕動物、植物、〔所需被〕需ふ所、及ぶ所なり、〔休徵嘉瑞〕めでたき徵候現象、〔麟鳳龜龍〕禮記禮運篇に、之を四靈と謂ふ、〔備至〕揃ひ來るなり、

講述 周公が輔相の位に居られし時分には、天下

而周公以聖人之才、憑叔父之親、其所輔理承化之功、又盡、章章如是、

第一大段の第四小段なり、周公の才と地位と功業と上より周公の左までに賢を見るに急なる必要なきを言ふ、

訓義 「聖人之才」論語に、「周公之才之美」の語あり、「叔父之親」周公は、親等關係に於て成王の叔父に當る、「輔理承化」唐代の文、概ね治の字を用ふべき處に理の字を用ふ、是れ高宗皇帝の諱が治なるを以て、之を避けたるなり、輔理は政治を輔佐す、承化は、天子の、下を感化し給ふ徳を中繼ぎして、人民に達するなり、「章章」模様のはつきりせるやうに鮮明なる形容、「如是」是は上の一小段に述べたる「天下之賢才皆已舉用」以下を指す、

講述 其れのみか、周公は聖人の才能ありしが上に、天子に對して叔父たる骨肉の便宜もあり、公が政治を輔佐し、風化を承け繼ぐ所の功に於ても、更に章章として明白なること、此の如くに有之、(左までに賢者を見るに急なるべき必要はあらざるやうに思は

る)其所求進見之士、豈復有賢於周公者哉、不惟不賢於周公而已、豈復有賢於時百執事者哉、豈復有所謀議能補於周公之化者哉、

第一大段の第五小段なり、面會を求むる人の上より、周公の左までに賢を見るに急なるも可なるを言ふ、

訓義 「進見」推參して面會を求むる、「百執事」種種なる屬官、「謀議」立案計畫と陳述論辯、

講述 彼れ面會を申出で候士は、何として一人たりとも周公より賢る者有之可申や、周公より賢るも無之のみか、何として一人たりとも、當時一般の下役人にも賢るもの有之可申や、何として一人たりとも、其立つる所の計畫、吐く所の意見が、周公の教化に利益を與ふるもの有之可申や、(周公が左までに賢者を見るに急なるべき必要あらざるやうに思はる) 文法 三個の豈復の字を以て本小段を一貫し、三

様の句法に變化す、前の小段に皆已の字を連用すると同一の法なり、法は同じけれども虚字は變ず、妙たる所以なり、○此處に於ても亦句中の字數、或は多く、或は少く、變化あることを見るべし、

然而周公求之如此其急、惟恐耳目有所不聞見、思慮有所未及、以負成王託周公之意、不得於天下之心、如周公之心、

第一大段の第六小段なり、周公の賢を見るに急なる所以を言ふ、

訓義 「如此其急」如此は「方一食三吐其哺方一沐三握其髮」を謂ふ、

講述 其れにも拘はらず、周公が賢者を求むること斯様に急なりし理由は、周公が己れの機關となり相談相手となるもの足らざる所より、己が耳目に聞き落し見落しあり、己が思慮に行届かざる點あつて、成王が周公に政治を委任せられたる本意に違ひ、天下の人の心が周公の通りに正しくなることの出来難か

らんことを一圖に氣遣はれ候故に御座候、  
文法 急の字は初の「其急於見賢也」の急の字に應ず、

設使其時輔理承化之功、未盡、章章如是、而非聖人之才、而無叔父之親、則將不暇食與沐矣、豈特吐哺握髮之勤而止哉、

第七小段なり、反對の事實を假設して周公の心を推斷す、

講述 假りに其時周公が政治を輔佐し、教化を承け行ふ所の功が、前に述べたるが如きほど章章と鮮明ならず、而して聖人の才ある人にもあらず、又天子と肉親關係なしと致すときは、周公は第一食事を爲し、又髪を洗ふ暇もなき事と可相成、中々口に入れたる物を吐き出し洗ひ髪を握り候位の骨折にて濟まされ可申や、

文法 暗に今の宰相が、周公の功なく才なく身分なき以上、周公以上に賢を求めざるべからざること

を諷せしなり、

惟其如是、故於今頌成王之德、而稱周公之功不衰、

大段落 以上を第一大段となす、周公の賢を見るに急なることを言ふ、

講述 然るに周公は、賢者を求めらるゝに右の通り熱心にてありたればこそ、之がため今日に至るまでも、天下の人が成立の徳を頌賛し、周公の功を稱揚して、衰へざる次第に御座候、

文法 成王と周公とを並び收む、○頌成王之徳、稱周公之功を以て結ばずして「不衰」の二字を添へたるは、對偶の格なることを避けたるにて、此の二字ある爲に力強し、

今閣下爲輔相亦近耳、天下之賢才豈盡舉用、姦邪讒佞欺負之徒豈盡除去、四海豈盡無虞、

九夷八蠻之在荒服之外者豈盡賓貢、天災時變昆蟲草木之妖豈盡銷息、天下之所謂禮樂刑政教化之具豈盡修理、風俗豈盡敦厚、動植之物風雨霜露之所霑被者豈盡得宜、休徵嘉瑞麟鳳龜龍之屬豈盡備至、

の第一小段なり、時體の上にて於て周公と反するを言ふ、

講述 今閣下が宰相となり給ひしは、ほんの近頃のこと候へば、如何に閣下の御器量にても、天下中の賢才を、何として悉皆舉用し給ふまでに至り申さんや、姦邪讒佞欺負の徒を、何として悉皆除去し給ふまでに至り申さんや、四海の内、何として悉皆警戒すべきこと之れなく候はんや、荒服の外に在る九夷八蠻など何として悉皆賓貢致し申さんや、天災時變昆蟲草木の妖など、何として悉皆銷息致さんや、天下の

謂はゆる禮樂刑政教化の具など、何として悉皆整頓致さんや、動植の物、風雨霜露の霑す所、及ぶ所、何として悉皆宜しきを得申さんや、休徵嘉瑞麟鳳龜龍の類など、何として悉皆揃ひて現出致さんや、

文法 豈盡の字は上段の「皆已」の字と對し、今の宰相が周公に如かざるを説く、但だ「閣下爲輔相亦近耳」の一句を置き、宰相の爲に一條の活路を設けたるは、彼れを辱めて感情を害せざる手段にして、辭令の妙を得たるものなり、此の如き辭を稱して婉曲と謂ふ、

其所求進見之士、雖不足以希望盛德、至比於百執事、豈盡出其下哉、其所稱說豈盡無所補哉、

訓義 「盛德」宰相を稱賛せし語、「稱說」言ひ立つる、

講述 彼の進んで面謁を願出で候所の士は、無論閣下の立派なる御徳には及びもつかぬ儀に候へ共、

去逆種種の下役人と比較する段と相成候は、何として悉皆其下に出で申さんや、又彼等の申立つる意見に於ても、何として悉皆御爲になること之れなく候はんや、

文法 「雖不足以希望盛德」の一句は、上の「閣下爲輔相亦近耳」と同様の辭令なり、○「稱說」の二字は前段の「謀議」の二字を變化す、○前の一小段に九個の豈盡の字を用ひて、前大段に於ける九個の豈盡と對せしめたるが、此の小段に至り、更に兩個の豈盡を増加して變化を取る、

今雖不能如周公之吐哺握髮、亦宜引而進之、察其所以而進退之、不宜默默而已也、

訓義 「默默」無言の貌、

講述 今閣下に於かせられ候ては、縱令周公が口中の食物を吐き出し洗ひ髪を握つて賢者に逢ひ候程の事はなさりかね候とも、御召び入れあつて御側へ

近づけられ、彼れが如何なる事を以て任用を求むるか御察しの上にて、擧ぐべきは擧げ、退くべきは退くる位のことには被遊が當然に之れあり、黙黙として濟まさるゝ筋のものに無之候、

文法 此れ一篇の主意の在る處なり、

愈之待命四十餘日矣、書再上而志不得通、足三及門而闞人辭焉、惟其昏愚不知逃遁、故復有周公之說焉、閣下其亦察之、

第二大段の第四小段なり、復び上書す所以を言ひ、第一第二兩大段を收む

大段落 以上を第二大段となす、宰相が周公の爲す所と反對なるを言ふ、

訓義 「書再上」是より先き正月廿七日と二月十六日とに書面を差出せしことを言ふ、「闞人」門番なり、

講述 愈が其後御沙汰を待ち候こと茲に四十餘日と相成候、已に是れまで二度も書面を差上げ候へ共、存念は通すること出来ず、三度も御門まで足を運び

候へ共、門番に取次ぎを斷られ候次第なれば、御遠慮致すべき儀に候へ共、何分昏愚にて、御叱りを被らぬやう逃げ出すことをも辨へ申さず、故に復周公の一理窟を申上ぐることに立至り候、閣下に於かせられども何とか御推察下されし、

文法 「閣下其亦察之」は下文を起す○察の字は上文の「察其所以」の察の字に緊しく應ぜり、

古之人三月不仕則弔、故出疆必載質、然所以重於自進者、以其於周不可則去之魯、於魯不可則去之齊、於齊不可則去之宋、之鄭之秦之楚也、十五字句今天下一君四海一國、舍乎此則夷狄矣、去父母之邦矣、第三大段の第一小段なり、自重し難き理由を言ふ、

訓義 「古之人三月不仕則弔故出疆必載質」孟子滕

文公篇に云ふ、傳曰、孔子三月無君則皇皇如也、出疆必載質、孔明儀曰、古之人三月無君則弔、是れは昔は仕官を以て士の義務となししが故に、僅かの間と雖も浪人するときは、人より弔を陳べたるものなり、質は贄と同義、贄は幣物にて、初めて君に見參する時、之を差上るは禮なり、載すとは車に載するなり、即ち用意して行くを謂ふ、「重」は、かかること訓すおつこうがること、輕輕しくせぬなり、「舍」別物にする、

講述 昔の人は、僅か三ヶ月位の間ですら、仕官せざる時は弔み候ほどに御座候、故に此れまで仕へたる國を辭し、他國に赴きて別に君を求むるため、其疆を出づる節は、必ず贄を用意して參る儀に御座候、此の如く仕官に熱中するに拘はらず、自ら進んで採用を求むることに持重致したるわけは、彼れが周に於て仕官しかぬるときは周を去つて魯に之き、魯に於て仕官しかぬるときは魯を去つて齊に之き、齊に於て仕官しかぬるときは齊を去つて宋にも之くべく、鄭にも之くべく、秦にも之くべく、楚にも之くべく、何れの國に之きて仕官するも自由なりし爲に之

れあり、然るに今日は昔の如き列國對峙の世の中に無之、天下に於て君は天子御一人に限り、四海の内唯我が唐朝の一國あるのみなれば、此國を別物として他に行先きを求むれば、夷狄より外は之なし、如何にしても夷狄の國へ往くわけにはまゐらず、又此國を去れば父母の邦を去ることと相成候が、如何にしても父母の邦を去ることは出来かね候、

文法 此れは作者が自重せざる辨解の爲に設けたる段なり、○然の字を以て一轉する處、甚だ力あり、

故士之行道者、不得於朝、則山林而已矣、山林者、士之所獨善自養、而不憂天下者之所能安也、如有憂天下之心、則不能矣、

第三大段の第二小段なり、仕進の必要を言ふ、

講述 故に其主義を行はんとする士は、不幸にして朝廷に用ひられざるときは、山林へ引込む外致し方なし、然るに此の山林なるものは、士たる者が自分



獨り行ひすまし、自分獨り修養する所の場所に有之候て、天下の事を心配せざる者の落附きて居らるゝ所に御座候、若し天下の事を憂ふる心あるときは、左様に出來不申候、

文法 上の「三月不仕」云云に應ず、○此に至つて大に抱負を發揮す、

故愈每自進而不知愧焉、書亟上、足數及門、而不知止焉、寧獨如此而已、惴惴焉惟不得出大賢之門、下是懼、亦惟少垂察焉、瀆冒威尊、惶懼無已、愈再拜、

の第三小段なり、懇願の情切なるを言ふ、

大段落 第三大段なり、周公の説を提出して採用を切望するは、天下を憂ふるの心あるに由るを言ふ、

訓義 「寧」何ぞなり、むしろと讀むは非なり、「如此而已」如此は以上の理由を謂ふ、「亟」しばしばと訓ず、しちくどき意、「惴惴」懼なり、びくびくする、「出

門下」其人の子分として引立てらるゝを門下に出づると云ふ、「瀆冒威尊」威光を汚し、尊嚴を憚らざる也 講述 右の理由により、愈は毎もながら自ら進んで推舉を願ひ、愧づることを知り不申、書狀は頻繁に差出し、足は度度御門まで參り候て、一向止むことを知らざる次第、併し何として前陳の理由のみに限り候はんや、一には偏へに閣下の如き大賢人の御引立てを以て仕官することの出來ぬをば心憂く思ふ爲に有之、亦惟少しく御察下されたく候、尊き御身分の方に失禮の段、恐入つて已まざる儀に候、愈再拜、

文法 「惟不得出大賢之門下是懼」の句、懼の字を上用に用ひて、「無論上に在れば恐の字」惟恐云云とせず、句末に是懼となししは、奇にして健なり、察の字は上文の「察之」の察字を承く、

餘説

此の如く再三權門に書を上つて推舉を求むるは、唐時の弊俗なるが如し、林雲銘云ふ、案するに、會典に江陵項氏曰く、風俗の弊、唐に至つて極まる、王公大人は巍然として先達を以て自ら居り復士を求めず、士は破帽を戴き、蹇驢に騎

り、幣刺(進物と名刺)を奉げ、再拜して以て典謁者(取次人)に謁し、其爲る所の文を投ず、名づけて求知己と曰ふ、此の如くにして問はず、再び前の爲す所の者の如くす、名づけて溫券と曰ふ、是の如くにして又問はず、則ち贊を馬前に執り、自贊して某人上謁と曰ふ者ありと、

代張籍與李浙東書

韓文公

謹題 張籍は韓愈の友なり、字は文昌、性質神經的にして風變りの人物なるが、能く古詩を作り、往往警句あつて時に傳はり、詩名世に高し、其官は國子助教祕書郎に至る、白樂天、元微之等、皆之と交る、而して韓愈尤も之を重んぜり、此書は、張籍が太常寺大祝となり、眼疾を患ひしとき韓愈、彼れの爲に代作せしものなり、○李浙東は名を遜と曰ふ、李は其姓なり、元和元年を以て浙東の觀察使となる、故に其任地なる浙東を

月日前某官某謹東向再拜寓書浙東觀察使中丞李公閣下

第一大段の第一小段なり、書簡の例式

以て之を呼ぶ、原注に李浙東名異とあるは誤にて、李巽と云ふは別人なり、  
大旨 自分は眼こそ盲なれども心は決して盲し居らざれば、心中の智識を吐いて御役に立てたしとの意を陳ぶ、  
目的 李浙東が己れを引取つて部下に用ひられんことを請ふにあり、

訓義 「某官某」某の字に三種の用法あり、一は特に諱みて名を指さるる場合、二は名の明白ならざる場合、三は省略の場合なるが、此處は作者草稿の儘を存したるものにて、人名官名を正しく書込む手数を省きたるに外ならず、勿論書簡の正本には、一書入れたること知るべし、「寓」寄するなり、「觀察使」唐の制度に據れば、節度使は大抵觀察使を兼ね、節度使は其地方の軍事を統べ、總督の如きもの、觀察使は政

事を掌り、民政長官の如きもの、「中丞」御史中丞のこ  
と、正四位の下、御史大夫の次官なり、百官の罪を糾  
すことを掌る、李巽の中央政府に於ける官は御史中  
丞にして其儘地方に出で、浙東觀察使となりしを以  
て斯く記せしのみ、

講述 何月何日前の何官某謹で東方を望み再拜し  
て書面をば浙東觀察使中丞李公の閣下に寄せ奉る、

籍聞、議論者皆云、方今居古、方  
伯連帥之職、坐一方得專制於  
其境內者、惟閣下心事犖犖與  
俗輩不同、籍固以藏之胸中矣、

第一大段の第二小段なり、  
中丞の賢を知るを言ふ、

訓義 「方伯連帥」禮記王制に據れば、十國を連と  
なし、連に帥あり、二百一十國を州となす、州に伯あ  
り、伯、帥は即ち諸侯の旗頭のことなり、唐の世は固  
より郡縣制なれば、諸侯の如きものなしと雖も、觀察  
使は數州の刺史、數縣の令を統轄し、宛も周代の方伯

連帥に似たるを以て、應用せしに過ぎず、方は一方面  
の方なり、「專制」全權を以て政治を行ふこと、「犖犖」  
明白の貌、

講述 籍が承り候には、世間の評論家の誰れも彼  
れも申合ひ候は、現今に於て昔しの方伯連帥の職に  
居り、東方とか西方とか一方面に坐し、其管轄内に專  
斷の政治を行ふことを得候者の中、惟閣下のみが心  
事光明正大に在らせられ、俗物の徒と違はれ候由、籍  
固より之を胸中に疊み居り候、

文法 「俗輩」の二字、下文俗輩の伏筆、○「藏之胸  
中矣」の一の胸の字は、下文に於ける二個の胸の字  
と、一個の心の字とを生ず、

近者閣下從事李協律翔到京  
師、籍與李君友也、不見六七年、  
聞其至、馳往省之、問無恙外、不  
暇出一言、且先賀其得賢主人、  
李君曰子豈盡知之乎、吾將盡

言之數日、籍益聞所不聞、籍私  
獨喜、常以爲自今以後、不復有  
如古人者、於今忽有之、

第一大段の第  
一小段なり、一  
層詳かに李公の賢者な  
ることを知るを言ふ、

訓義 「從事」屬官「李協律翔」協律李翔と書くべき  
所なるに、官名を中に挿みて斯く書せり、協律は音樂  
の官、李翔、字は習之、韓愈に従つて文章を學ぶ、浙東  
觀察使の判官たり、「恙」病名、昔し恙と云ふ蟲類の人  
を惱す、故に相見るときは、挨拶として恙なきや否や  
と問ふを常とす、

講述 近頃、閣下の屬官を勤め居り候協律李翔と  
申す者、都に到着致候處、籍は李君と友人の間柄に有  
之、已に六七年も面會不仕候ひしかば、彼れが參り候  
由を承り、早速出懸け候て安否を尋ね候が、別段變る  
ことなきやと問ひ候外、一言を出す暇もなく、第一に  
賢明なる主人に有附きたることを賀し候處、李君の  
申し候には、君は何として一一御存じあるべき、拙者  
委細御話致さんと申し候、斯くて五六日の間に、籍は

益、是れまで聞かざりしことを承り候、籍が内心喜ば  
しく存じ候儀は、今より以後、最早古人の様なる人は  
あるまじと平生考へ居り候處、今日に於て突然古人  
の如き人の有之事に御座候、

文法 「獨喜」の二字は、下文の「自悲」と反映し、「自  
奮」と映帶す、○「有如古人者」は下段の古人云云を伏  
す、

退自悲、不幸兩目不見物、無用  
於天下、胸中雖有知識、家無錢  
財、寸步不能自致、今去李中丞  
五千里、何由致其身於其人之  
側、開口一吐其胸中之奇乎、因  
飲泣不能語、

第一大段の第四小段なり、李公に知  
らるべき便宜なきことを悲觀す、

訓義 「退」李翔に別れてより後と云ふこと、「致」  
持行く、運ぶ、「五千里」京師より浙東に至る距離、「飲  
泣」涙流れて口に入るなり、  
講述 其場を立去り候後自ら悲み候儀は、拙者は

不幸にして兩眼とも見え相成、世の中の役に立ち不申、胸中には知識も蓄へ居り候へ共、家に儲への金銭なく、一寸計りの歩行も自分にて出来難く候に、まして今李中丞の御在所より五千里も隔たり居り候事故、何に由りて吾が身を中丞の側に持参り、口を開きて一たび胸中の珍らしき材料を吐き申さんや、因りて落涙して口もき、得ざる始末に御座候、

文法 「兩目不見物」の五字は此文の源泉、○前の一小段は喜、文法上謂はゆる揚、此一小段は悲、文法上謂はゆる抑、○「胸中雖有知識」は後の心不盲の伏案、「家無錢財」は後の憂衣食の伏案、○不幸の字、後の幸の字に反映す、○「胸中之奇」の奇は、即ち前の「胸中雖有知識」の知識の字面を易へたるなり、

既數日復自奮曰、無所能人、乃宜以盲廢、有所能人、雖盲當廢於俗輩、不當廢於行古人之道者、  
第一大段の第四小段なり、或は李公の知を得べきことを樂觀す、

大段落 以上を第一大段となす、平生李公を慕ふことを言ふ、

講述 それより五六日の後、自ら勢を出して申し候は、何等の技能のなき人は、盲と云ふ廢を以て廢物と相成る事は尤の次第に候へ共、技能ある人は縦令盲目に候とも、俗輩にこそ當然棄てられ申すべけれ、古人の道を行ふ人に棄てられ候道理は無之と、

文法 「俗輩」は上の「與俗輩不同」に應ず、「行古人之道」は「如古人者」に應ず、○自奮の字前の「自悲」を翻す、

浙水東七州、戸不下數十萬、不盲者何限、李中丞取人、固當問其賢不賢、不當計其盲與不盲也、  
第二大段の第一小段なり、李公の盲を棄てざるを言ふ、

訓義 「浙水東七州」七州は越、睦、衢、臺、處、溫、明、「不盲者何限」何ぞ盲せざる者のみに限らんと云ふ意、  
講述 今李中丞の御管轄被遊候浙水の東にある七

州は、其戸數數十萬に下り不申、此の多數の人民中、目明き計りとは限り申間敷候、左れば李中丞の、人を取用ひ給ふに就ては、其賢不賢をこそ問ひ給ふべき道理にこれあれ、其盲と不盲とを問ひ給ふべき道理は無御座候、

當今盲於心者皆是、若籍自謂獨盲於目、爾其心則能別是非、若賜之坐而問之、其口固能言也、幸未死實欲一吐出心中平生所知見、閣下能信而致之於門邪、  
第二大段の第二小段なり、李公が己を知らんことを請ふ、

講述 當今の人は、何れも心の盲に御座候、籍などは、自ら考へ候に、盲と申しても目のみに有之、其心は、是非の見分が出来候、若し私に席を御與へ被下、御尋ねに相成候は、口は無論申立つること叶ひ申し候、仕合せに未だ死し不申候故、今の内、實に心中平生知見致し候所を吐き出したき心願に御座候、閣

下能く御信用の上、之を門下に御招き被下間敷や、  
文法 「盲於心」是れ一篇の警句、○心の字は前の胸の字の變ぜしもの、幸の字は前の不幸の字に反映す、

籍又善於古詩、使其心不以憂衣食、亂閣下無事時、一致之、座側、使跪進其所有、閣下憑几而聽之、未必不如聽吹竹彈絲、敲金擊石也、夫盲者業專於藝、必精、故樂工皆盲、籍儻可與此輩比並乎、  
第二大段の第三小段なり、己れの技藝も亦用ふるに足るを言ふ、

大段落 以上第二大段となす、採用を求むるを言ふ、

訓義 「憑」よりかゝる「所有」持つてをる藝、即ち詩、「吹竹」竹は竹製の樂器、簫笛の類、「彈絲」絲は琴の如き樂器、「敲金」金は鐘の如き樂器、敲はたたく、「擊

石は磬の如き樂器、「儻」もしくは、

講述 籍は此外古詩に勤能に有之、若し自分の心が、衣食等生活問題の心配の爲に攪き亂さるゝ事が無きやうに相成、閣下が御閑暇の折、一度なりとも之を御側に御招き被遊、籍に、跪いて私の持居り候藝を歌はせ、閣下は、凡に倚りかゝつて御聴き被成候はば、笛を吹き琴を弾き鐘を敲き石を撃つのを聽かるるやうに、面白く思召さるにも限り不申候、一體盲者は業が專一なるものにて、藝にかけては必ず上手に有之候ゆる、音樂師は何れも盲者に候、籍なども、殊により候へば、此輩と肩を並べ候儀出來申さんか、  
文法 「使以衣食亂」は上の「家無錢財」に應ず、○吹竹云云は、皆盲者に縁あり、偶然に非ず、

使籍誠不以畜妻子憂饑寒亂心、有錢以濟醫藥、其盲未甚、庶幾其復見天地日月、因得不廢、則自今至死之年、皆閣下之賜、

第三大段の第一小段なり、採用の効果を言ふ、

講述 「畜」やしなふ、「濟」なしとぐ、調へ果すること、「庶幾」どうやら、  
講述 若し籍の境遇が、實以て妻子を養ひ、飢じさ寒さの心配の爲に精神の亂るゝことなく、金錢あつて、醫者に掛り藥を買ふ事が出來候事と相成らば、私の盲も未だ甚敷無之事故、どうやら目が明きて復び天地日月を見る事叶ひ候も知れず、斯くて廢れ物と相成らざる事を得候は、今日より死に至るまでの年は、閣下の下されものと可存候、  
文法 憂饑寒と有錢云云は、再び「家無錢財」に應ず、

閣下濟之以已絕之年、賜之以既盲之視、其恩輕重大小、籍宜如何報也、  
講述 閣下が右申上候通り、私の已に絶えんとす

る命脈をば濟ひ下され、既に盲となりたる目をば新に下され候は、其御恩の重大なる、籍何を以て報い奉るべき、殆んど報恩の途なきほどの御惠みと存じ候、

閣下裁之度之、籍慙靦再拜、  
の第三小段なり、形式語なり、

大段落 以上を第三大段となす、採用の恩に感ずべきことを言ふ、

訓義 「裁」さりもりする、「度」はかる、音たく、「靦」音てん、赤面の貌、  
講述 右の事情、閣下に於て御見取りの上、御聽濟み被下度候、籍慙愧ながら再拜して言上し奉る、

餘説

先づ中丞の賢を叙し、次に自己の能を説き、中段に於ては、一方俗輩と古道を行ふ者とを双提し、一方に心に盲する者と目に盲する者とを双提し、高く己れの位置を標せり、古詩を善くするの一段は、盲者には盲者の用あり、無事の時亦音樂

の娛樂に供すべきが故に、恩養に負かざるべきを言ひ、末に報恩を以て結ぶ、其語、其情、自ら能く人を動かす、文中、喜の字、悲の字、奮の字、頗る精神あり、

上張僕射書 韓文公

講題 張は姓、僕射は官名なり、張、名は建封、字は本立、貞元十四年御史大夫、徐泗濠節度使に拜す、後、檢校尚書右僕射に進む、韓愈、汴州の亂を脱れ、徐州に至り、張建封に依る、建封、愈を以て節度推官となす、此の文は當時の上書なり、  
大旨 己れの仕官したるは道義の爲にして、利祿の爲に非ず、然るに張僕射の己れを遇するは、利祿を以て仕ふる者待つと異なる所あらす、此の如きは不平の至りなるが故に、之を改めんことを希望するを言ふ、  
目的 出勤、退出の時間規定に就き、破格の自由を得んとするに在り、

九月一日、愈再拜、受牒之明日、在使院中、有小吏持院中故事、節目十餘事、來示愈、其中不可者有、自九月至明年二月之終、皆晨入夜歸、非有疾病事故、輒不許出、當時以初受命、不敢言、

第一小段なり、辛抱して言はざりしことを言ふ、

訓義 「受牒」牒とは、節度推官に任命の辭令を書きたる札なり、受牒は拜命のこと、「使院」院は官署、使院は節度使の役所、「故事」先例、「節目」規則、簡條書、「事」條と云ひ件と云ふが如し、「晨入夜歸」晨は明け方、夜は夜分、「輒」容易になり、兎角なり、此の場合には一轉して、どうしてもと云ふ意となる、

講述 九月一日、愈再拜して申上候、拙者節度推官に任命の辭令を受け候翌日、役所の中に罷在候處、一人の小役人が、役所内の先例簡條書十餘條を持參りて、愈に示し候が、其中不都合なる簡條有之、そは九

月より明年二月の末に至り候迄は、何れも朝明け方に出勤致し、夜分歸宅、病氣か事故なき限りは、どう致しても退出を許さずとの儀に御座候、右に就ては聊か所存御座候ひしかども、何分當時は拜命早事とて、押して申上げず、差扣へ候次第に御座候、  
文法 「不敢言」の三字は、後の「安得而不言」を強く響かす爲に出す、

古人有言曰、人各有能有不能、若此者、非愈之所能也、抑而行之、必發狂疾、上無以承事於公、忘其將所以報德者、下無以自立、喪失其所以爲心、夫如是、則安得而不言、  
大段落 以上を第一大段となす、上書する理由を言ふ、

訓義 「古人有言」古人とは、楚の王孫由于を指す、此言、左傳の定公五年に出づ、「若此者」晨入夜歸の規

定を謂ふ、「抑」俗に云ふ無理するなり、「將」衍文、衍文とは餘計の字なり、以下之に倣へ、「報德」德は恩なり、

講述 古人も、人には出來申事あれば又出來不申事ありと言はれ候が、早出、晚退と申す様なる窮屈の勤向は、愈の出來候事には無御座候、性來出來ぬ事を辛抱して無理に致し候時は、狂疾を發するに相違なく、其結果、上へ對しては官府へ御奉公勤まりかね、御恩を報じ候道を忘るゝ事と相成るべく、下に掛けては自己の存在出來難く、平生の心得を亡失する事と相成り申すべし、右の次第に有之候以上、何として申さず居られ候べきや、

文法 「所以報德」は下の「死於執事之門無悔也」を伏す、○「喪失其所以爲心」は下の「不失其性」を伏す、「上無以承事於公」の二句、一扇をなし、「下無以自立」の二句、又一扇をなし、「夫如是」云々の單句を以て之を收むるが故に、此處は双關法なり、「夫如是則安得而不言」の句は上を承け下を起す、夫如是は上に係り、安得而不言は下に係る、

凡執事之擇於愈者、非爲其能

晨入夜歸也、必將有以取之、苟有以取之、雖不晨入夜歸、其所取者猶在也、  
訓義 「執事」直接に先方を名指すことを遠慮して用ふる形式辭、

講述 凡そ執事が愈を御擇び被下候儀は、愈が早出、晚退の出來候爲には候まじ、他に取り處ありとの思召に相違なからん、苟くも取柄になる處有之候以上は、縱令早出、晚退をせずとも、其取柄はやはり有之儀と被存候、

文法 「將有以取之」と云ひ、又「其所取者」と云ふ、暗に道の字を伏す、道の字は本篇の字眼なり、  
下之事上、不一其事、上之使下、不一其事、量力而任之、度才而處之、其所不能、不彊使爲、是故爲下者不獲罪於上、爲上者不

得<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub> 第二大段の第一小段なり、能不能に随つて人を用ひ人に用ひらるべきを言ふ

訓義 「事」職事なり、「量」多少をはかる、「度」長短をはかる、「不獲罪於上」しくじらぬこと、

講述 下の人の上に奉公致し候には、人に因つて其仕事は一樣に無之、上の方が下々を使役致さるゝには是れ亦其人に因つて仕事は一樣に無之、上の人には下の人の力を量り、其れに應じて仕事を任せ、下の人には又自分の才を度り、相應の役に就くと云ふ工合に候て、人の出来ぬ事をば無理に爲さしめ不申ことなり、斯かる仕方ゆゑ、下たる者は失錯を致して上より咎めらるゝことなく、上たる者も無理なる注文をして下より怨まるゝこと無之儀に御座候、

文法 此れ又双關法を用ふ、○上下の字を連用して姿を取れり、

孟子有<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>今之諸侯無<sub>レ</sub>大相過<sub>レ</sub>者<sub>一</sub>以其皆好<sub>レ</sub>臣<sub>ニ</sub>其所教<sub>一</sub>而不好<sub>レ</sub>

臣<sub>トスル</sub>其所<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>教<sub>一</sub>今之時與<sub>レ</sub>孟子之時<sub>一</sub>又加<sub>レ</sub>遠<sub>ニ</sub>矣<sub>一</sub>皆好<sub>レ</sub>其聞<sub>レ</sub>命<sub>一</sub>而奔走<sub>レ</sub>不好<sub>レ</sub>其直<sub>一</sub>已<sub>レ</sub>而行<sub>レ</sub>道<sub>一</sub>者<sub>一</sub>聞<sub>レ</sub>命<sub>一</sub>而奔走<sub>レ</sub>者<sub>一</sub>好<sub>レ</sub>利<sub>一</sub>者<sub>一</sub>也<sub>一</sub>直<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>而行<sub>レ</sub>道<sub>一</sub>者<sub>一</sub>好<sub>レ</sub>義<sub>一</sub>者<sub>一</sub>也<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>利<sub>一</sub>而愛<sub>レ</sub>其君<sub>一</sub>者<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>義<sub>一</sub>而忘<sub>レ</sub>其君<sub>一</sub>者<sub>一</sub>今之王公大人惟<sub>レ</sub>執事<sub>一</sub>可以<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>此言<sub>一</sub>惟<sub>レ</sub>愈<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>執事<sub>一</sub>也<sub>一</sub>可以<sub>レ</sub>此言<sub>一</sub>進<sub>一</sub> 第二大段の第三小段なり、張の義を好む者を重んずべきを言ふ

大段落 以上を第二大段となす、己れの所能は道を行ふに在り、然るに張公は、利の爲に奔走する者と同じの待遇をなすを言ふ、

訓義 「孟子曰」孟子公孫丑下に出づ、孟子の言は「不好臣其所受教」に至る、「加遠矣」加はますますなり、

講述 孟子の申されしに、今日の諸侯は、其中、是れと云つて、他の者より大に立優りたる者なきが、これは全く諸侯等が、自分が教へて遣はすやうなる愚物を臣下とすることを好んで、自分が教へらるゝやうなる賢者を臣下とすることを好まざる爲なりと、

今の時世は、孟子の時に比し候へば、益、甚しく相成、何れも己れの命令を聞いて奔走する者を好み、自分の身を正直に持構へて道を行ふ者を好み不申、扱此の命を聞いて奔走致す者は利を好む者に有之、自分の身を正直に持構へて道を行ふ者は義を好む者に有之、利を好みながら其君を愛し候者は曾て無御座候、義を好んで其君を忘るゝ者は曾て無御座候、斯く申し候ものの、唯今の王公大人の内にて、唯執事御一方のみ、此議論を御聞き出来候、又唯愈が執事に對してのみ、此議論を申上ぐる事出来申候、

文法 孟子の言を引きたる一段は、汎く當時の輕薄情態を論じたるが如きも、其實は、張が、命を聞いて奔走する者を好み、己れを直うして道を行ふ者を好まざることを諷せしなり、但し表面より言へば、上の「抑而行之」の句を承け、命を奉じ、命を奉ぜざる人

品を論じ、上に在る者をして、當に好むべき所を知らしむる手段なり、○「今之王公大人」の二句は、聊か上の直言を緩和する爲の文句なり、

愈蒙<sub>レ</sub>幸<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>執事<sub>一</sub>其所<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>舊<sub>一</sub>矣<sub>一</sub>若<sub>レ</sub>寬<sub>レ</sub>假<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>其性<sub>一</sub>加<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>名<sub>一</sub>寅<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>入<sub>一</sub>盡<sub>レ</sub>辰<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>退<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>入<sub>一</sub>終<sub>レ</sub>酉<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>退<sub>一</sub>率<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>常<sub>一</sub>亦<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>廢<sub>レ</sub>事<sub>一</sub> 第三大段の第一小段なり、希望の案を提言す

訓義 「幸」愛顧なり、「從」よると訓ず、由来なり、「寬假」大目に見る、「加待」優遇なり、「寅」今の午前四時、「辰」午前八時、「申」午後四時、「酉」午後六時、「不廢事」事務に差支へざるを言ふ、

講述 愈が執事の御蔭を蒙り候は、随分久しき以前よりの事に御座候、然れば特別の思召を以て少しく我儘を御許しあつて、本性を失はぬやうになし被下、又一層の御待遇を賜り、名譽の立つやうになし被下、午前は朝寅の刻に出勤、辰の刻一ぱいに退出、午後は、申の刻に出勤、酉の刻過ぎて退出することと定

められ、大概常例となして、必ずしも二月より九月末まで特別の時間制度を設けられずとも、亦事務の妨げには相成間敷候、

文法 失性は上文の喪心に應ず、○「使足以爲名」は下文を起す、

天下之人聞執事之於愈如是也、必皆曰、執事之好士也如此、八字執事之待士以禮如此、九字執事之使人不枉其性而能有容如此、十五字執事之欲成人之名如此、十字執事之厚於故舊如此、九字又將曰、韓愈之識其所依歸也如此、十一字韓愈之不諂屈於富貴之人如此、十三字韓愈之賢能使其主待之以禮如此、十四字則死於執

事之門無悔也

第三大段の第二小段なり、己れの言を採用するの利益を言ふ、「士」人材として見るべし、「不枉其性」氣象を抑へつけぬ、「有容」大抵の事は容赦して見通すを言ふ、「故舊」昔よりのなじみ、「依歸」依頼して身の上のことをまかす、「諂屈」人にへつらひ、腰を曲げ膝を屈するなり、

講述 天下の人は、執事の愈に對し給ふこと右の如き有様を承り候は、必ず誰れも彼れも申し候はん、執事は斯程に人材を好み給ふ、執事は斯程に禮を以て士を待ち給ふ、執事は人を使はるゝに彼の性を枉げず、斯程に容忍し給ふ、執事は斯程に人の名譽を成すことを好み給ふ、執事は斯程に昔なじみの人に厚情を有し給ふと、其上に又申す事に候はん、韓愈は斯様に身の上を依頼すべき人を知れり、韓愈は斯様に富貴の人に諂ひ屈せず、韓愈は斯様に己れの主人をして禮遇せしむるほどの賢者なりと、斯く申され候ときは此上もなき満足に有之候ゆる、執事の門下に死し候とも本望に御座候、

文法 此一小段は分つて二節となすを得べし、即ち「執事之厚於故舊如此」に至るまでを上節とし、張

の美名を得べきを言ふ、「又將曰」以下を下節とし、己れ美名を得べきを言ふ、而して上節に於ては、「執事之好士也如此」の一句は綱、以下の四句は目、下節に於ては「韓愈之識其所依歸也如此」の一句綱、以下の二句は目、此双方の綱たる句に於ては也の字を用ひ、目たる句には無し、其輕重に因つて有無を異にするを見るべし、○枉性は上文の失性を承り、成人名は上文の爲名を承り、○「天下之人」より「能使其主待之以禮如此」の句に至るまで、文勢疊み來つて、波濤の奔放するが如し、然るに執事之門一句を以て之を截り止め頗る力あり、就中「則」の一字は一小段の重きを承けて下に落すものなれば、謂はゆる千鈞の力あるものなり、

若使隨行而入、逐隊而趨、言不敢盡其誠、道有所屈於己、天下之人聞執事之於愈如此、皆曰、執事之用韓愈、哀其窮、收之而已耳、韓愈之事執事、不以道利

之而已耳、苟如是、雖日受千金之賜、一歲九遷其官、感恩則有之矣、將以稱於天下、曰、知己則未也、第三大段の第三小段なり、己れの言を採用せざるときは双方不利なるを言ふ、

訓義 「隨行」同役の行列につく、「逐隊」同役の組の後から行く、「收」取上げる、「千金之賜」史記荆王世家贊に云ふ、田生游說、受賜千金と、「一歲九遷」必ず九度に限らず、一年の中何回となく昇級すること、講述 若し他の役人と同様、規定の勤務時間を守らざるべからざる次第にて、彼等の行列に附いて役所に入り、彼等の後から駈け出して歩き申候など、申す言は十分誠を盡くさずして差控へ、自己の主義を屈する次第に御座候はんか、天下の人は、執事の愈に對せらるゝこと右様なる由を承り候は、何れも定めて申し候はん、執事が韓愈を用ひ給ひしは、彼れの困窮を哀みて救ひ上げられたるに過ぎず、韓愈の執事に事へたるも、道を以て事へたるにあらず、之を利益としたるに過ぎずと、斯く申され候となれば、縱令

日に千金の賜を受け、一年の間に九たび昇進致すとも、御恩を有り難しと思ふべく候はんも、天下の人に對して執事の事を知己なりと申す事は中中に御座候、

文法 此一小段は裏面を言ふ、即ち反説なり、然るに正説の處、張に關するもの五句、韓に關するもの三句、反説は、張韓各一句なり、詳略の法を知るべし、○哀其窮は、上文の有所取に反應す、○道利の二字、第二大段に應じて主意を收む、○「日知己則未也」は「死於執事之門無悔也」に反映す、士は知己の爲に死すと云ふことあり、則ち己れを知らぬ者の爲には死せざるなり、文面に於ては見えざれども、此意隠然として内に在り、

伏惟哀其所不足、矜其愚、不録其罪、察其辭、而垂仁採納焉、愈恐懼再拜、  
大段落 以上を第二大段となす、願意を採用せらるゝや否との結果を言ふ、

愈再拜、愈之獲見於閣下有年矣、始者亦嘗辱一言之譽、貧賤也、衣食於奔走、不得朝夕繼見、

第一大段の第一小段なり、最初親密なりしことを言ふ、

訓義 「辱一言之譽」愛顧を受けたること、

講述 愈再拜して申上候、愈が閣下に見參叶ひ候以來、最早餘程の年數に相成候、初めは是れでも一言の御譽語を戴き候事も有之處、何分家は貧しく身分は卑き事として衣食に逐はれ、あちこちと奔走致し、之が爲め朝夕引續いて拜顔出來かね候次第に御座候、

文法 「不得朝夕繼見」は一篇の出づる處、○貧賤也の三字を提出して同情を引く、○「衣食於奔走」は、「元來奔走於衣食」と書くべきを、意あつて斯く書きたるなり、之を倒句と謂ふ、左傳の昭公十九年に室於怒、市於色の語あり、此れ韓文の本づく所なり、

其後閣下位益尊、伺候於門墻者、日益進、夫位益尊、則賤者日

字訓 「矜」あはれむ「録」記録の録、書き留むること、不録とは開棄にするなり、「採納」取上げ、聽き入れざるなり、

講述 伏して心に思ひ候處は、執事が拙者の足らざる點を不愆と思召し、愚鈍を矜み給ひ候て、失禮の罪をば咎め給はず、此書の文句を御察し被下、御慈悲を垂れて御聽届けありたき事に御座候、愈恐懼再拜して申上候、以上、

與陳給事書 韓文公

講題 陳は姓、給事は官名、此人、名は京、字は慶復、泗上の人なり、初め諫官となり、後に給事中に遷る、給事中とは、天子の側に侍し、謁見其他の用務を辨する役なり、  
大旨 疎遠を謝して惡感情を除かんことを期す、  
目的 疎遠の原因の讒言に在ることを諷す、

隔、伺候於門墻者、日益進、則愛博而情不專、

第一大段の第二小段なり、先方を代稱して云ふ、

講述 其後閣下の御地位は益、尊く被相成、隨つて御邸へ御出入り致す者も益、多數に及び候、凡そ御地位が益、尊く相成候へば、自然卑き者は日に隔つて近寄り難く、御邸へ出入り致す者多人數なるときは、御愛顧の範圍博く相成候と同時に、人情一人の身に集中せざるものに御座候、

文法 「其後」は上文の「始者」を承く、○「位益尊」の三字眼目、上の「貧賤也」の語と對看すべし、

愈也道不加修、而文日益有名、夫道不加修、則賢者不與、文日益有名、則同進者忌、

第一大段の第三小段なり、我が方に於ける疎遠の原因を言ふ、

訓義 「道」行の意に用ふ、「不加修」進歩せざるを



謂ふ、「不與」相手とせず、「同進」共に陳給事の邸へ出入する、

講述 愈に於ては、行狀別段向上も致さず、然るに文章の方は日に益、名高く相成候、扱行狀が向上致さざれば、賢徳の人相手と致しくれず、文章日に益、名高く相成れば、仲間の者嫉妬を抱くものに有之候、  
文法 「賢者」は陳に充つ、上文の「賤者」を自己に充つると對看するを要す、

始之以日隔之疎、加之以不專之望、以不與者之心、而聽忌者之說、由是閣下之庭無愈之跡矣、  
大段落 以上を第一大段となす、昔の疎遠を言ふ、  
訓義 「望」怨望の望、うらむなり、  
講述 抑も最初は貴賤の相違より、日に隔たりて疎遠に相成候處、之に加へて自分が御眷顧を專有出來ざる怨みも相生じ、是れだけですら好い加減の處、閣下は私の行狀上より相手となし給はぬ御心ある

し候、  
文法 亦嘗は上文の亦嘗に對す、  
其後如東京取妻子、又不得朝夕繼見、及其還也、亦嘗一進謁於左右矣、邈乎其容、若不察其愚也、悄乎其言、若不接其情也、退而懼也、不敢復進、  
大段落 以上を第二大段となす、今の疎遠を言ふ、  
訓義 「取妻子」東京に遣したる妻子をば迎取るなり、「邈乎」よそよそしくしき貌、「悄乎」不機嫌の貌、  
講述 其後東京へ妻子を迎取りに參り候爲、又もや朝夕引續いて拜顔出來ざることと相成候が、立戻り候後も一たび御目に懸り申し候、然るに其様子は如何にもよそよそしく、私の愚を御察し下されざる様に見受けられ、又其御言は御不機嫌の調子にて、私の情と接觸成されざるやに被存候、罷歸り候後、心中

に、私の文章を嫉む者の説を御聽きなざる事ゆる、疎遠は更に疎遠と相成り、之がため閣下の御邸内には私の足跡絶え申し候、  
文法 前には「不得朝夕繼見」と云ひ、茲には「閣下之庭無愈之跡矣」と云ふ、句法の變化を視るべし、

去年春、亦嘗一進謁於左右矣、溫乎其容、若加其新也、屬乎其言、若閱其窮也、退而喜也、以告於人、  
大段落の第一小段なり、去年春は如何にも溫和に被爲在、以前より更に一入の様に被存候、又色色の御話、彼れ此れと途切れ不申、拙者の困窮を御同情被下候様に見受け申し候、御前を退き候後、喜悅に堪へかね候儘、此言をば人にも物語致ふなり、  
訓義 「謁」目上の人に見ゆるを謂ふ、「左右」御側の人と云ふこと、其實陳給事を指す、敬稱なり、「溫乎」柔和の貌、「屬乎」連續の貌、「閱」かはゆさうに思ふなり、  
講述 去年春も一たび拜顔致候が、其節の御様子は如何にも溫和に被爲在、以前より更に一入の様に被存候、又色色の御話、彼れ此れと途切れ不申、拙者の困窮を御同情被下候様に見受け申し候、御前を退き候後、喜悅に堪へかね候儘、此言をば人にも物語致ふなり、

恐縮の儘、最早推して參上不致、今日に立至り候、  
文法 亦嘗は上の二個の亦嘗を承く、  
今則釋然悟、翻然悔曰、其邈也、乃所以怒其來之不繼也、其情也、乃所以示其意也、不敏之誅、無所逃避、不敢遂進、  
大段落の第二小段なり、悔悟の意を言ふ、  
訓義 「釋然」疑團などの解けてなくなる貌、「翻然」是れまでと打つて變る貌、「不敏之誅」不行届きの御咎めと云ふが如し、  
講述 其折は御機嫌宜しからざる所より、無意味に恐縮致候處、今日に至り候ては、成程と悟り、是れ迄と變り後悔して考へ候様、閣下がよそよそしく被爲在は、私の推參が跡切れしを御立腹被遊候譯にて、其御不機嫌の調子は、其思召を示し給ふ譯なりと、不行届きの咎は、逃げ隠れ候所無之、其れ故敢て遂に罷出で不申、

輒自疏其所以并獻近所爲復志賦已下十首爲一卷卷有標軸送孟郊序一首生紙寫不加裝飾皆有措字注字處急於自解而謝不能竢更寫閣下取其意而略其禮可也愈恐懼再拜

第三大段の第二小段なり、申譯の主意を收む。

**大段落** 以上を第三大段となす、書面を以て陳謝する所以を言ふ、

**訓義** 「疏」書き並べる、「所以」理由、「并」一しよに、「所爲」爲は作なり、「復志賦」文題の名、「已下」以下に同じ、「標軸」表紙と軸、「生紙」熟紙に對する名、ねらぬ紙なり、喪の時用ふるもの、「措字注字」措は字をすりけす、注は書き入れる、

**講述** 然れば自ら御疎遠の理由を書き陳ね、之と合せて近頃作り候所の復志賦以下文十編を、一卷に纏めて差出し候、卷物には表紙を附け軸を入置き候、

但し送孟郊序の一文のみは生紙に寫し候て、一向飾りを加へず、文中に字を磨り消し又は其上に書き直しを致したる處あり、何れも自ら申譯を致して御詫仕るに取急ぎ候儘、寫し直すことを待ちかね候故に有之、閣下何卒拙者の精神を御取上げ被下、禮の方は御寛やかに被成、御容赦に預度候、愈恐懼再拜して申上ぐ、

餘説

「以不與者心而聽忌者之説」の句は、是れ此書の眼目なり、彼れをして讒言に誤られたることを自覺せしむれば足れり、必ずしも疎遠を謝することを以て本意となさず、

後十九日復上宰相書

韓文公

**講題** 此れは韓愈が第二回目に宰相に上りたる書にして、最初の上書を呈出せしより十九日に當る、故に斯く題に名づけたるなり、

**大旨** 自分の艱苦は水に溺れ火に焚かるゝが如く悲惨を極むるが故に、仁者の哀むべき所なり、若し宰相果して仁者ならば、之を救ふべしと云ふに在り、

**目的** 採用を乞ふに在り、

二月十六日、前郷貢進士韓愈、謹再拜言相公閣下、

第一大段の第一小段、第二小段の例式語。

**訓義** 「前郷貢進士」上の後念九日復上宰相書に詳かなり、

**講述** 二月十六日、前の郷貢進士韓愈謹んで、再拜して相公の閣下に言上仕候、

向上書及所著文、後待命、凡十有九日、不得命、恐懼不敢逃遁、不知所爲、乃復敢自納於不測之誅、以求畢其說、而請命於左右、

第一大段の第二小段なり、上書の理由を言ふ。

**大段落** 以上を第一大段となす、再び書を上る所以を言ふ、

**訓義** 「命」沙汰なり、「納於不測之誅」如何なる罪を受くるや知れざれ共、一身を突込んで顧みざるを云ふ、「畢」終る、言ひ盡す、「其說」其は己れの代名詞、

**講述** 先頃書狀並に自著の文章を差上げ候ひしが、其後兎角の御沙汰を待ち候事、凡そ十九日にも相成候へども何等の御沙汰無之、何か御叱りを受け候事かと恐懼致しながら、よう逃げも隠れもせず謹愼罷在り候、去り連又又如何に可致か、爲す所を存じ不申、因つて復び測りかね候御譴責の中に此身を押し納れ、何處までも愚説を述べ盡すことを希望致し、御返事を御側の方まで御請求申上候、

**文法** 「以求終其說」の五字一篇の主意を孕む、

愈聞之、蹈水火之求、免於人也、不惟其父兄弟之慈愛、然後呼而望之也、將有介於其側者、雖其所憎怨、苟不至乎欲其死、

者、則將大其聲疾呼而望其仁之也、

訓義 「蹈水火」水中火中に陥り、危急なるを言ふ、  
〔介〕元來特立の貌、今之を立の意に用ふ、有介於其側者」は其側に立つものあるなり、〔仁之〕仁は救の意に用ひたるなり、

講述 愈の承り候に、水の中に陥り火の中へ這り危急に迫り候者が、之を免れんとして救ひを人に求め候際は、惟相手が父兄とか子弟とかの慈愛心があると云ふ所から、始めて聲を揚げて救ひを求め候而巳に無之、若し側に立居る者有之候時は、縦令彼れは自身が平生憎み嫌ひ居り候人なりとも、苟くも死ねばよいと思ふほどに非ざる人なれば、大聲を出し口早に呼はつて、彼れが自分を救ひくれることを望まうと致すもの、由、  
文法 仁の字は字母なり、

彼介於其側者、聞其聲、而見其事、不惟其父兄弟之慈愛、然

焦しても、之を救ひ候うて構へ不申、右の如きは何故に候哉、其勢、實以て切迫致し、其情、實以て悲むべく候故に御座候、  
文法 惟「其勢急」の一句を以て前を束ぬ、

愈之彊學立行有年矣、愚不惟道之險夷、行且不息、以蹈於窮餓之水火、其既危且亟矣、大其聲而疾呼矣、閣下其亦聞而見之矣、其將往而全之歟、抑將安而不救歟、

訓義 「彊學」強は勉むるなり、〔立行〕行ひを堅固にする、〔險夷〕險阻と平坦、〔亟〕切迫、  
講述 愈が學問を勉め、行狀を堅め候事は餘程の年に相成候が、生來愚鈍にて、行路の險阻なるや平坦なるやを考へず、只管進行致しつゝ、中止することなく、遂に窮餓と申す恐るべき水火を蹈み、如何にも危き

後往而全之也、雖有所憎怨、苟不至乎欲其死者、則將狂奔盡氣、濡手足、焦毛髮、救之而不辭也、若是者何哉、其勢誠急而其情誠可悲也、

大段落 以上を第二大段となす、譬喩、  
訓義 「其事」事實なり、〔全〕命をとりとめたるなり、〔狂奔盡氣〕狂者の如く、前後の見さかひもなく一直線に奔り、息も絶えんとする計りになるなり、〔濡〕ぬらす、〔勢〕傾向なり、

講述 彼の側に立てる人の方も、救ひを呼ぶ聲を聞き、危急の有様を目撃致し候は、惟父兄弟の慈愛有之候者に限り始めて馳せつけ、其命を救ふ而已には無御座、如何に憎み嫌ふ點御座候とも、死ねかしと思ふまでに至り不申候ときは、息の切れるまで狂氣のやうに奔走致し、水に手足をぬらし、火に毛髮を

が上に切迫の際に有之候、然れば大聲を揚げて口早に呼はり候、閣下には、其聲を御聞き相成、其事を御覽被成たる事に候が、何と其場へ御出でに相成、彼れを全うし給ふか、其れとも落附いて救ひ給はざるべきか、  
文法 「蹈於窮餓之水火」は、窮餓に陥り、其危きこと、水火に陥りたるが如しと云ふの意なり、然るに一の如の字を用ひず、是れ修辭學上謂はゆる隱喩なるものなり、〇四個の矣の字と兩個の歟の字と鈞合ひをなす、

有來言於閣下者、曰有觀溺於水而熱於火者、有可救之道、而終莫之救也、閣下且以爲仁人乎哉、不然若愈者、亦君子之所宜動心者也、

大段落 以上を第三大段となす、正説、  
訓義 「燕」やく、

講述 閣下の所へ参り候て御咄を申上ぐる者が、自分途中にて水に溺れ火に焼かれて居るを觀ましが、之を救ふ道はありたれども終に之を救はざりしと申し候は、閣下は其れにても仁人と爲し給ふや、若し仁人と爲し給はざるに於ては、愈のやうな者も、亦君子の氣の毒の心を動かすべき所に御座候、  
文法 閣下之所宜動心者也と言はずして「君子之所宜動心者也」と曰ふ、是れ宰相を責むるに君子を以てし、若し心を動かさざれば君子に非ずとの意を含む、  
或謂愈、子言則然矣、宰相則知子矣、如時不可、愈竊謂之不知言者、誠其材能不足以當賢相之舉耳、若所謂時者、固在上位者之爲耳、非天之所爲也、  
第四大段の第一小段なり、相手の通辭を塞ぐ、

訓義 「知子」子は、君と云ふが如し、  
講述 或人愈に申し候は、君の議論は成程尤もな

り、宰相は君を知り給へり、併し時機の不都合は是非なき事にて、之がため未だ御採用ならざる次第なりと、愈は憚ながら之をば議論の筋を知らぬ者と存じ候、實際拙者の材能が賢宰相の御推舉に當るに足らざるのみにて、彼れが申す所の時などは言ふまでもなく上の位に居る人の作るものにて、天の爲す所には無之候、

前五六年時、宰相薦聞、尙有、自布衣蒙、抽擢者、與今豈異時哉、且今節度觀察使及防禦營田諸小使等、尙得自舉、判官、無間於已仕未仕者、況在宰相、吾君所尊敬者、而曰不可乎、  
第四大段の第二小段なり、事實に由て時の不可なきを證す、

訓義 「薦聞」推薦奏聞、「布衣」無官者の衣服、「抽擢」多數の中より引出し拔上ぐることを、「節度觀察使」

節度使と觀察使なり、解、前に出づ、「防禦營田諸小使」防禦使、營田使なり、宰相に比して小官なるが故に小使と曰ふ、「判官」各使の下に副官あり、副官の次を判官と曰ふ、「無間」差別を立てざるなり、  
講述 今より五六年前の頃、宰相の推舉に由つて布衣の身より拔擢せられたる者有之、其時と今と、時に於て異り申さんや、其上現代節度觀察使及び防禦使、營田使等の諸小使等すらも、尙下役たる判官を擧ぐることに出來、已に仕官致し居る者と未だ仕官せざる者との差別なく之を引擧ぐる事に御座候、まして宰相に於ては、吾が君主の尊敬なし給ふ所にてありながら、人を用ひたりとも都合わると申され候道理あるべきや、

文法 兩個の時の字、一個の不可の字、上の時の字、不可の字と相映す、  
古之進人者、或取於盜、或舉於管庫、今布衣雖賤、猶足以方於此、  
第四大段の第三小段なり、己れ卑と雖も採用の資格あるを言ふ、

此、  
文章軌範 卷之一 後十九日復上宰相書

訓義 「取於盜」禮記雜記に云ふ、孔子曰く、管仲、盜に遇ひ、二人を取り、上ぼせて以て公臣となすと、「舉於管庫」禮記の檀弓に曰く、趙文子の晋國に擧ぐる所、管庫の士七十有餘家と、管庫は庫番、「方」比なり、並なり、  
講述 古の時代、人を引上げて用ひたるものは、或は盜賊より取り、或は庫番より擧げたること有之、今拙者は布衣にして賤しくは候へ共、尙此等の者とは肩を並ぶること出來候、

情隘辭蹙、不知所裁、亦惟少垂憐焉、愈再拜、  
第四大段の第四小段なり、哀願の意を以て結ぶ、

訓義 「情隘」胸が「ばい」になること、「辭蹙」思ふやうに言へず、文句のちぢまること、  
講述 情は迫り辭は蹙まり、自ら如何に書き立てて宜しきか分り兼候、少々なりとも偏へに憐を垂れ給へ、愈再拜して白す、

餘說 唯水に溺れ火に焚かるの一喻なり、之を趣向と

して能く此の如き一篇の好文字を作り出す、

### 應科目時與人書

韓文公

講題 唐の世、官吏登庸の試験に種々の科目あり、目とは名別なり、秀才、進士以下、其數五十餘に及ぶ、遂に試験を指して直ちに科目と曰ふ、應科目は試験に應ずるなり、韓愈已に進士に及第せしも、更に博學宏辭の試験に應じ、其時此書を作つて試験官に與へ、及第せんことを求めたるなり、但し本集には、「與人書」を「與韋舍人書」に作る、

大旨 自分が此試験に於て目的を達するや否やは、其運命、懸つて試験官其人に在るを言ふ、  
目的 試験官をして、己れを合格となさしめんとするに在り、

月日、愈再拜、天池之濱、大江之

濱、曰、有怪物焉、蓋非常鱗凡介之品彙匹儔也、其得水、變化風雨、上下於天、不難也、第一、大段の第一小段にして水を得れば神通力あるを言ふ。

訓義 「天池之濱」天池は海なり、濱は沿岸なり、「濱」涯なり、「怪物」暗に龍を指す、「常鱗凡介」鱗は魚類、介は甲ある者の類、「品彙匹儔」種類部族と云ふが如し、

講述 何月何日、愈再拜して言上仕候、海洋の濱邊や大江の川岸に怪物ありとの事に御座候が、但し普通の魚や貝の種類には無之候、此怪物、若し水に有附き候時は、風雨の變化をなし、天に上り下り致候事も困難なる儀には無之候、

文法 「天池之濱大江之濱」は博學宏辭の接近するに喩へ、「怪物」は自己に喩へ、「非常鱗凡介之品彙匹儔」は己れの才能、衆人の及ぶ所に非ざるに喩へ、「得水」は及第に喩へ、「變化風雨上下於天」は天功業に喩ふ、

其不及水、蓋尋常尺寸之間耳、

無高山大陵、曠塗絕谷爲之間、

隔也、然其窮涸不能自致乎水、

爲猶獺之笑者、蓋十八九矣、第一、大段の第二小段なり、僅かの處にて水を得ざる恐れあることを言ふ。

訓義 「尋常尺寸」八尺を尋と曰ひ、一丈六尺を常と曰ふ、尺は一尺、寸は一寸、共に極めて短距離なるを言ふ、「曠塗」幅の廣き途なり、「間隔」邪魔の意、「窮涸」涸は水の涸ること、怪物水に渴いて困窮するを言ふ、「猶獺」獺はかはをそ、獺は小獺、「十八九」十中八九なり、

講述 然るに此の怪物が、目下の處、水へ届かざる程度を申せば、但しほんの何尺何寸と云ふ位の距離に過ぎず、別段其中間に高き山、大なる岡、廣き塗、深き谷などが横はり居り候次第にも無御座候、然る處怪物が難儀に及び、自力にて其身を水のある場處まで持行くことかなはず、獺の如きつまらぬ動物に笑

はれ候者、十中の八九に御座候、

文法 高山大陵云々は、困難なる條件、煩雜なる手續等に喩ふ、

如有力者哀其窮、而運轉之、蓋一舉手一投足之勞也、第一、大段の第三小段なり、怪物の水を得るは有力者の僅かの手間に足るを言ふ。

訓義 「一舉手一投足」一寸手を舉げ、一寸足を出す、僅かの勞力を謂ふ、

講述 若し有力なる者が此の怪物の困窮致居ることを哀れに思ひ、之を動して遣はずには、別段手のかかり候儀に無之、一寸手を舉げ一寸足を出す位の勞力にて相濟み申し候、

文法 有力者は試験官に喩ふ、

然是物也、負其異於衆也、且曰、爛死於沙泥、吾寧樂之、若俛首帖耳、搖尾而乞憐者、非我之志、

也、是以有力者遇之、熟視之、若無覩也、其死其生固不可知也、

第一大段の第四小段なり、怪物其神通力を恃み、人に哀れまれざるを言ふ、

訓義

「爛死」乾きたりて死する、「俛」うつむく、「帖」垂なり、「覩」目撃、

講述 然る處、右の怪物は己れが多數の動物に異なりたる點あることを恃みと致し、斯かる危急の場合と相成候ても尙申居候は、沙地や泥土の中にたれて死すとも、いつそ此方を願はしく思ふなり、首を俯し耳を帖れ尾を搖かして人の憐みを乞ふは、自分の志に無之と、怪物が右の如く瘦我慢を言ひ張り候爲、有力者は彼に出遇ひ、十分其困窮せる有様を見極め候ても、見ざるやうにて、少しも憐みを加へず、随つて救ひやらず、怪物が果して死するや生きるや知れ申さず候、

文法

「俛首帖耳搖尾」の六字は憐みを乞ふの醜體なるが、動物に相應の字面を用ひたる處尤も妙なり、今又有有力者當其前矣、聊試

第一大段の第六小段なり、上を收む、

大段落

以上を第一大段となす、譬喩、

講述 有力者は多分僅かばかりの努力を忘れて救ひくるゝことと考へ候へ共、果して其通り哀みくれば、天命に御座候、又之に反して哀みくれば、天命に御座候、何れも天命なることを知りながら、兎も角鳴き叫び見るも亦天命に御座候、

文法

「其哀之命也」の一句は「如有力者哀其窮」の一小段を收め、「其不哀之命也」の一句は「然是物也負其異於衆也」の一小段を收め、「知其在命而且鳴號之者亦命也」の一句は「今又有有力者」の一小段を收む、

愈今者實有類於是、是以忘其疎愚之罪、而有是說焉、閣下其亦憐察之、

大段落

以上を第二大段となす、實説、

訓義

「疎愚」迂疎愚昧、「是説」怪物の説、

文章軌範 卷之一 答陳商書

仰首一鳴號焉、庸詎知有力者不哀其窮、而忘一舉手一投足之勞、而轉之清波乎、

訓義

「庸詎」いづくんと訓ず、何に比して重し、

講述 今又有有力者御座候て怪物の前に立ち居り候、因つて怪物は聊か首を仰向に致して「たび鳴叫び候、其有方者が怪物の窮困を可愛想に思ひ、一寸ばかり手足を働かす位の努力を忘れて、怪物を海なり江なりの清き波の處へ持行きくれば」と云ふことが如何にして分り可申哉、或は運びくるゝやも知れず候、

文法

此れ今自分が此の書を試験官に與ふることに喩ふ、○哀の字、窮の字は、上の哀の字、窮の字を照す、其哀之命也、其不哀之命也、知其在命而且鳴號之者亦命也、

申上候、閣下何卒御憐察被下度候、

文法

「愈今者實有類於是」の一句は、譬喩と實説とを混合する處なり、是れまで怪物の事を言へども、何の意味なるや認め難し、然るに愈類於怪物と云へば、則ち怪物の話は愈の譬へたること明かなり、

答陳商書

韓文公

講題 陳商字は述聖、元和九年の進士、會昌五年侍郎となり、受験生の事を掌る、此書は、商が尙未だ及第せざりし時、韓愈に文を送つて、助言を求めたるに答へたるものにして、韓愈が國子先生たりし時に成る、

大旨 如何に古文に巧なるも仕進に益なし、苟くも古文を好む以上は、利害得失を顧みざるべきを言ふ、

目的 彼れをして艱澁なる古文を以て利祿を求むることの矛盾なるを知らしむるに在り、

愈白、辱惠書、語高而旨深、三四

讀、尙不能通曉、茫然增愧赧、

大段の第一小段なり、來書の文を稱譽す。

訓義 「白」まうすと訓ず、述ぶるなり、目上に向つても、同輩に向つても、俱に用ふる語なり、「旨」意向なり、「尙」それでもなり、「通曉」理會すること、「茫然」ぼんやりなり、手持無沙汰なり、「愧赧」愧は耻づる、赧は赤面すること、

講述 愈申上候、此度は忝く御書を下され候處、其文言は高尚にて、其思召は深遠に御座候ため、三四遍も繰返し拜讀致候へ共、尙能く分りかね、茫然として赤面を増すのみに御座候、

文法 案するに、陳商の作は艱澁にして讀難き文なるに拘はらず、彼れは自ら古文の神髓を得たりと考へ、反つて世人の己れを知らざるに不平なりしが如し、是れ韓愈の諷せんと欲する所にして、「語高而旨深」と云ひ、「不能通曉」と云ふは、表面稱贊の語なれど、其實は之を譏るなり、

又不以其淺弊無過人智識、且

諭以所守、幸甚、愈敢不吐露情實、然自識其不足補吾子之所須也、

第一小段の第二小段なり、此書が來意を満足するに足らざるを言ふ。

大段落 以上を第一大段となす、答書をなすに就ての前置きなり、

訓義 「淺弊」淺はあさはか、弊はやくざ、「諭」實際は先方より問ひたるなり、然るに諭とせしは謙遜の意なり、「情實」共にまことなり、「須」求と訓ず、所望なり、希望なり、「吾子」親狃の語、

講述 又拙者の生れ附、あさはかと申し、やくざと申し、人に優れたる智識なきにも拘はらず、兎も角、貴君の御守り被成候古文の儀に就き御尋を蒙り、冥加至極に御座候、愈は何と致して、腹藏なき處を明白に申上候はざらん、去りながら拙者自身に於ては、此御返事が貴君の御所望を充すに足らざることを存居り候、

文法 下文は所守に就ての意見なり、所守の二字、全篇を一貫す、○「敢不吐露情實」の一句は、自ら下文を呼起す、而して「不足補吾子之所須」の一句は、即ち

作者が先づ自己の立場を明かにしたる者にして、讀者に注意を與ふる處なり、

齊王好竽、有求仕於齊者、操瑟而往、立王之門、三年不得入、叱曰、吾瑟鼓之、能使鬼神上下、吾鼓瑟、合軒轅氏之律呂、客罵之曰、王好竽、而子鼓瑟、瑟雖工、如王之不好何、

第二小段の第一小段

齊王好竽、其事、韓非子内儲説に出づ、竽は笙の類、三十六簧の樂器、長さ四尺二寸、「操」とると訓ず、使用するなり、「瑟」日本の謂はゆる琴、「軒轅氏」黄帝なり、始めて音樂を作りし上古の帝王、「律呂」陽の律を律と曰ひ、陰の律を呂と曰ふ、

講述 昔し齊國の王、竽の音を好まれし處、當時此國に仕官を望み候者有之候ひしが、此者瑟を引鳴しつゝ、齊へ參り、王の門前に立ち候事三年に及び候へ共、門内へ入ることを許されざりしかば怒鳴り申す

様、自分の瑟の技は神に入るからに、之を彈するとき、鬼神も自由に升降せしむべし、元來自分の彈する瑟の音は、軒轅氏の調子に合へり、其れに採用せぬと云ふは、愛想もこそも盡き果てたりと、王の所に備はれ居る者(門番などにやあらん)之を聞き、大に立腹の餘り惡口致し候は、汝知らずや、吾が王は竽をば好ませ給ふ、然るに汝の彈するは瑟なり、如何ほど瑟が上手にせよ、王の好み給はざるを如何にするぞと、

文法 叙事のあとけなき處、即ち古色あり、○「操瑟而往」と曰ひ、「吾瑟鼓之」と曰ひ、「吾鼓瑟」と曰ひ、「子鼓瑟」と曰ひ、「瑟雖工」と曰ふ、同一の字を累用して、ぐるぐる回るやうなり、是れ回環の法なり、○叱の字、下の怒の字と怨の字とを生ず、

是所謂工於瑟而不工於求齊也、

第二小段の第二小段なり、譬へを以て論評の標的を立つ、

講述 右の仕官希望者などは、瑟に巧者なれども、齊に採用を求むる方には下手と申すものに御

座候、

今舉進士於此世求祿利行道於此世而爲文必使一人不好得無與操瑟立齊門者比歟

第三大段の第一小段なり、譬喩に因つて説明をなす、

訓義

「一人」天下中の人と云ふが如し、

講述

今此の世の中に於て進士に擧げられ候目的は俸祿を求むる爲に御座候、然るに一方に於て、道は此世に行はんとして古文を作り、結局天下中の人に嫌はるゝやうに致しながら俸祿を求め候は、前の引事にある、瑟を持行きて齊王の門に立ちたる者と同一には之れなきや、

文法

「得無與操瑟立齊門者比歟」は、正喩混淆の句なり、

文誠工不利於求求不得則怒且怨不知君子必爾爲不也

第三大段

の第二小段なり、來書の問に答へて守るべき所を言ふ、

訓義

「爾爲」怒と怨とを指す、「不也」否やなり、

講述

文章が如何に巧みなればとて、仕官を求むるには不利益に有之候、併し人情として、求め候ても得ざるときは、怒り又は怨むものに御座候へ共、君子は必ず斯く致し可申や、致し申間敷や、孰れか分り不申、恐らくは右様な勝手なる所爲は仕らざるべしと被存候、

文法

怒の字と怨の字とは、上文の叱の字より來る、〇此處一篇の主意の歸宿なり、

故區區之心每有來訪者皆有

意於不肖者也略不辭讓遂盡

言惟吾子諒察愈白

第三大段の第三小段なり、無道徳を謝す

大段落 以上を第三大段となす、陳商の守るべき所は、古文に安んじて仕官に煩悶せざるに在るを言ふ、

訓義

「區區之心」小さき貌、又專注の貌、俗に馬鹿正直の心と云ふが如し、「不肖」肖は似る、不肖は人に

似ず、即ち人並ならずなり、自己の謙稱、「略」ほとと訓す、毫の意に用ふ、「辭讓」遠慮、「盡言」腹藏なく思ふ限りを述べ盡す、

講述

誠に以て區々たる馬鹿正直の心より、何か相談に参り候者ある度に、拙者に心ある者と存じ候故、少しも遠慮不致、遂に可申事丈を申述ぶる次第に御座候、貴君偏へに御諒察被下度候、愈白す、

文法

「盡言」は首段の「敢不吐露情實」に應ず

餘説

此文は、齊王好等の故事を以て趣向を立てたり、猶後十九日復上宰相書が水火の譬へを以て趣向を立てたるが如し、

送石處士序 韓文公

講題

石は姓、處士は、居士と云ふに同じ、學者にして仕官せざる人の稱なり、此の人、名は洪、字は濟川、洛陽の人、黃州録事參軍の職を罷められたる後、退隱して仕官せざりしこと十年、

故に處士と曰ふ、烏重胤が河陽軍節度使となるに及び、賢者を求めて石處士を得たり、乃ち其軍の參謀に擧ぐ、其洛陽より河陽に往くに臨み、韓退之、之を送つて此序を作りしなり、

大旨

大夫の烏公と石處士と、道義を以て相遇ひし上からは、終始此れに由つて心を同じうし國家の爲に盡すときは、必ず成功すべきことを言ふなり、

目的

烏公と石處士とをして、私を謀らざらしむるに在り、

訓義

「河陽」地名、「節度」節度使の略、解、前に出づ、「御史大夫」百官の罪惡を糾彈することを知る、「烏公」名は重胤、「從事」屬僚なり、

講述

河陽軍の節度使にして中央の御史大夫



である烏公が、節度使となられた三月目に、幕僚となすべき有用の人物に就いて、屬僚中の賢者に尋ねられた、すると、其れには石先生と申す人がござりますと云つて、推舉する者があつた、

文法 此文の主人公は石先生なり、烏公は其引合ひに出したるにて、客なり、此に先づ主客に二人を出し置き、此れより下は主客の事を並べて書き下し、篇末に至るまで終始一貫す、○「求士於從事之賢者」の一句は、此文の上半篇の出づる所にして求の字、之が眼目となる、唯從事と言はずして從事之賢者と曰ひたるは、賢者に非ざれば賢者を知る能はざるが故に、其推薦の當を得たることを示さんがため、特に賢者の二字を加へたるなり、

公曰、先生何如、曰、先生居嵩邨、瀝穀之間、冬一裘夏一葛、一食朝夕飯一盂、蔬一盤、人與之錢、則辭、請與出游、未嘗以事免、勸之仕、則不應、坐一室

目に因つて吉凶を占ふなり、

講述 烏公は、屬僚が石先生を薦めたので、先生は何如なる人物であるかと尋ねた處、屬僚の答ふるには、先生は嵩山、邨山と瀝水、穀水（支那にては川を水と曰ふ）との間に住まはれ、其衣服は冬は皮衣一枚、夏は葛衫一枚、食事は、朝夕に飯一碗と野菜一鉢、人が先生の貧窮を見かねて金錢を贈つても、辭して受けず、一しよに遊びに出ようと誘へば、是れまで用事などを言ひ立て、斷つたことがなく、仕官をなさらぬかと勸めて見ても、一向應じない、平生一室の中に坐し、左右に圖書を置いて閱覽に耽る、先生と或は道理上の話をなし、或は古今の事跡に就いて、其當不當を辨じ、人物の高下、若しくは其行爲の結果、成功すべきや否やを論ずれば、河を下流に切落し、水筋なる東方に注ぐやうに何等の滞りなく、四頭の馬を輕い車に附け、行き慣れたる道路を走らせ、而も古今の達人である王良、造父が前後に乗つて之を扱ふやうで、何等の失錯なく、夜中火を以て黒闇を照し見るやうであり、數に因つて物を計ふるやうであり、龜甲の占を以て吉凶を判斷するやうで、何等の間違ひもない、

左右圖書、與之語道理、辨古今事當否、論人高下、事後當成敗、若河決下流而東注、若駟馬駕輕車、就熟路而王良造父爲之先後也、若燭照數計而龜卜也、

訓義 「嵩邨瀝穀」嵩と邨とは俱に山の名、瀝と穀とは俱に川の名、「裘葛」皮衣と葛衫、「盂」碗なり、「盤」小鉢、「事後當成敗」此事の結果、果して成功すべきものなるか、又は失敗すべきものなるか、「決」切り落すなり、漲り落つるなり、「東注」支那の地勢は東の方低く、大川皆東海に注入す、其留滞せずして速なることを示さんが爲に云ふ、「駟馬」四頭の馬なり、「熟路」幾度も行き慣れたる路、「王良造父」昔時、馬車を扱ふことに巧みなりし二人の名、「燭照」ともし火にて照す、「數計」算數を以て計へる、「龜卜」龜の甲を灼き、其裂

文法 此段の句法は極めて變化を盡し、句の字數の少きは四字、多きは十九字にして、長きと短きと入り交へたるが上に、或は一事に三句を用ひ、或は一句に三事を説き、面目一として異ならざるはなし、其譬への如き、河決は道理を語るに係り、駟馬は古今の當否を辨するに係り、燭照は人の高下云々に係る、然るに本文は本文にて三項を疊み、譬喩は譬喩にて三條を重ね、各、一まとめにして分排せしが如きは、眞に奇法なり、○住所に就ては其高雅なるを示し、衣食に就ては其淡泊なるを示し、金錢に就ては其清廉なるを示し、出遊に就ては其洒落なるを示し、仕官に就ては其功名心なきを示し、圖書に就ては其學者なるを示す、

大夫曰、先生有以自老、無求於人、其肯爲某來邪、從事曰、大夫文武忠孝、求士爲國、不私於家、方今寇聚於恆、師環其疆、農不耕收、財粟殫亡、吾所處地、歸輸

之塗、治法征謀、宜有所出、先生  
仁且勇、若以義請、而強委重焉、  
其何說之辭、第一、大段の第三小段なり、大夫と其屬  
僚と先生を招くに就いての相談な  
す、

訓義 (有以自老)自ら己れを隠退者として居る、  
[肯]承諾するなり、[某]大夫烏公自ら名を言ひたる  
なれども、作者よりすれば名を書くは失敬ゆゑ、某と  
せしなり、[寇聚於恆]元和四年に、節度使王士眞の  
子、承宗、鎮州の恆山郡に叛したるを言ふ、左傳に云  
ふ、兵起於内、爲亂、起於外、爲寇と、寇は仇なり、  
賊なり、[師環其疆]朝廷が恆の四方の節度使に命じ  
て、賊を討たしめたるを言ふ、師は軍隊なり、環は包  
圍なり、[耕收]耕作と收穫、[殫亡]盡き果つる、[歸  
輸]糧食の運送、[治法征謀]民を治むるの法と賊を征  
するの謀、[委]委任、  
講述 大夫は之を聞いて曰はる、やう、先生は自  
ら隱居と定め、人に向つて仕官など求むる所がない  
ゆゑ、どうして此方の爲に此に來て役人となること

人にして斯の參謀あるを見る、○仁勇の二字は下の  
道の字を伏し、義の字は下の二個の義の字を生ず、  
於是撰書詞、具馬幣、卜日以授  
使者、求先生之廬、而請焉、第一、大段  
の第四小  
段なり、先生を召聘  
することゝを叙す、  
大段落 以上を第一大段となす、烏公が石先生を  
求むることを言ふ、  
訓義 [撰]述へ具ふるなり、[書詞]辭令書の文句、  
[馬幣]馬と幣帛なり、  
講述 ところで愈々辭令書の文句を作り上げ、馬と  
反物とを用意し、吉日を擇んで之を使ひの者に渡し、  
先生の廬を探し求めて出仕することを依頼した、  
文法 求の字は本段の字眼、初めに「求士於從事之  
賢者」と曰ひ、次に「無求於人」と曰ひ、次に「求士爲  
國」と曰ひ、是に至り「求先生之廬」と曰ひ、以て上に  
應じ上を收む、  
先生不告於妻子、不謀於朋友、  
冠帶出見客、拜受書禮於門内、

を承知しようやと、頗る危まれた處、屬僚の曰へるに  
今大夫に於ては、文もあり、武もあり、忠孝の御方に  
在らせられ、其賢士を求め給ふも國家の爲であつて、  
一家の私の目的とさるゝには非ず、而して國家の形  
勢何如と申すに、目下賊兵は恆の地に聚まり、官軍は  
其四方を取巻いて、征伐中に之れある所より、農夫は  
耕作も取入れも出來ず、隨つて此の土地に於ては、貨  
財、穀物共に消費缺乏に及び、他の地方より供給を仰  
がざるを得ざる有様であつて、吾が軍の處る所は糧  
食運送の通路なれば、關係頗る重大と申すべし、され  
ば民を治むるの法と云ひ、賊を討つるの謀と云ひ、其策  
源がなければならぬ次第ゆゑ、石先生を要する譯な  
るが、先生は仁且つ勇あり、仁なれば上下の難儀を  
坐視するに忍びざるべく、勇なれば事に臨んで恐る  
る所なし、則ち若し義に因つて出仕を頼み、無理押付  
けに委任するならば、先生は何の口狀を以て之を辭  
せられようや、恐らく斷りかねて承諾に及ぶであら  
うと、  
文法 曰く、大夫文武忠孝と、曰く、先生仁且勇と、  
又是れ主客双提、○文武忠孝は仁且勇と相應じ、斯の

宵、則沐浴、戒行李、載書冊、問道  
所由、告行於常所來往、第二、大段の第  
一小段なり、  
石先生が聘に應じて、  
出立することゝを叙す、  
訓義 [冠帶]禮装を謂ふ、[書禮]辭令書と禮物、即  
ち前の馬幣、[行李]荷物、  
講述 先生は此招待を受くるや否や、妻子にも話  
さず、朋友とも相談せず、冠を被り帯を結んで禮装を  
整へ、門外へ立出で、使者に逢ひ、大夫烏公の書札と  
禮物とを門内に於て拜受し、宵になると、沐浴して荷  
物を整頓し、書物を車に積み載せて、行先なる河陽の  
道順を尋ね、斯く萬端支度終つてから、出立の由を平  
生往來せる人人に通知した、  
文法 前段には、之に仕を勸むれば則ち應せずと  
あり、此には直ちに仕官を諾し、如何にも速急の狀あ  
るは、先生が義に因つて行動することを示す所以に  
して、作者が大に意を用ひたる處なり、○「載書冊」は  
上の「左右圖書」に應じ、其學者たることをば十分に  
見せたるなり、

晨則畢至、張上東門外、酒三行、且起、有執爵而言者曰、大夫真能以義取人、先生真能以道自任、決去就、爲先生別、第二大段の第二小段、烏公と先生とを合祝する言を叙す。

訓義 「畢至」前文の語尾を承けたる者にして、即ち常に來往せし所の人が残らず至りしなり、「張」幕を張り、其内にて送別の宴會を開くこと、「三行」三遍巡る、「爵」杯の一種、

講述 翌朝になると、平生石先生と交際せし人人は盡く來會し、上東門の外に於て送別の宴會を開き、酒が三度巡つて將に立出しようとするとき、杯を擧げ演説する者ありしが、其言に、大夫烏公は真に能く義を以て人を用ひ、先生は真に能く道を以て自ら任じ、此れに由つて去就を決し、遂に仕官せらるゝこととなつた、誠に賀すべきことである、御別れに一杯獻上致すと、

文法 「大夫真能以義取人」は前の「求士爲國不私於家」より來る、「先生真能以道自任」は前の「仁且勇」より來る、而して「決去就」は「先生不告於妻子」の一節を斷定せしものなり、

又酌而祝曰、凡去就出處何常、惟義之歸、遂以爲先生壽、第二大段、第三小段なり、送別演説中、先生一人を祝するを叙す。

訓義 「祝」未來の幸福に就いて神に祈り求むるなり、賀の字と同じからず、賀は現在に係る、「出處」仕官するを出と曰ひ、處士の身分を守るを處と曰ふ、

講述 又一人は、酒を酌んで祝して云ふ、凡そ、去就と出處とは何の定まりたる場合あらう、唯義に歸着するばかりである、先生の去就出處は見上げたものなり、御長命を祈り申上ぐと、

文法 以上の二演説は贊辭、○平日仕へを勸むれども應せずして、大夫一たび請へば則ち行くが如きは、前後兩様の人物なるが如き嫌ひあり、是に於て上の決去就の句を捉へ義の字を箝め込みて、「凡去就出處日常惟義之歸」と云ひ、其去就を苟くもせざるを明

かにす、又酌而祝曰、使大夫恆無變其初、無務富其家、而饑其師、無甘受佞人、而外敬正士、無味於諛言、惟先生是聽、以能有成功、保天子之寵命、第二大段の第四小段なり、送別演説中の言を叙す。

訓義 「甘受」氣に入つて親近する、「外敬」表面のみ敬する、「寵命」筋度使の重任を授けられたること、

講述 又一人酒を酌んで祝して云ふ、大夫に於ては、何卒其初めの志を變ずることなく、自分の家を富ますことに力を用ひて、軍隊をして食に饑ゑしむることなく、佞人を悦び近づけて、表面のみ先生のやうな正直の人を尊敬することなく、唯先生の意見を聽き入れ、此れに因つて能く成功を得て、天子の寵命を有たしめたきものであると、

文法 是れ義の字を隠して義の事を具體的に述べ

たるなり、○四個の無の字を疊用して、句法長短齊しからず、又祝曰、使先生無圖利於大夫、而私便其身圖、第二大段の第五小段なり、送別演説中、先生の私利を謀らざるを叙す。

國に盡さんことを祈るの言を叙す。

講述 又一人酒を酌んで祝して云ふ、先生に於ては、大夫の個人的利益を圖り、隨つて私に自己の爲に都合よきやうな事を爲さざるを望むと、

文法 此れと前の一小段とは、忠告の辭なり、先生起而拜祝辭曰、敢不敬蚤夜以求從祝規、第二大段の第六小段、答辭を叙す。

訓義 「祝辭、祝規」祝辭の中に、祈り求むると、忠告とあり、然るに送る方より共に祝辭と云ふは、遠慮に因るなり、受る方より、祝規として云ふなり、

講述 先生は起立して祝辭を拜謝して云ふ、どうして、朝は早くより夜は晩くまで、念を入れて、祈り又は忠告なし下されたる事に従ふことを求めずに居

りませうやと、

文法 此れにて、上の演説の祝と規とを結ぶ、

於是東都之士咸知大夫與先生果能相與以有成也第二段の第七小段なり、大夫と先生とを結び、併せて全篇を結ぶ、

訓義 〔東都〕洛陽なり、

講述 是に於て東都の士が何れも大夫と先生とが、果して能く相與に力を合せて成功すべきことを知る、

文法 此の一小段は、主意の歸宿する處なり、○主客並に收め了る、

遂各爲歌詩六韻退愈爲之序

云第二段の第八小段なり、此の序を作る由を言ふ、

大段落 以上を第二大段となす、先生烏公の求めに應じて出仕せしことを叙す、

訓義 〔歌詩〕歌は詩中の一體、此にては唯詩と云ふ意味なり、

講述 遂に送別の人は、銘銘六箇所に韻を押したる詩歌を作つて退散に及んだが、愈は其經過を叙列して此の序文を作つたのである、

謝疊山評 與之語道理辨古今事當否論人高下事當成敗若河決下流而東注若駟馬駕輕車就熟路而王良造父爲之先後也此一章譬喻文法最奇韓文公作文千變萬化不可捉摸如雷電鬼神使人不可測其作韋侍講盛山十二詩序云夫儒者之於患難苟非其自取之其拒而不受於懷也若築河堤以障屋雷其容而消之也若水之於海氷之於夏日其翫而忘之以文辭也若奏金石以破蟋

蟀之鳴蟲飛之聲況一不快於考功盛山一出入息之間哉此段分明是送石處士序譬喻文法恐人識破便變化三樣句分作三段此公平生以怪怪奇奇自負其作文要使人不可測識如陳后山送參寥序云其議古今張人情貌肖否言之從違詩之精粗若水赴壑阪走丸倒囊出物驚鳥舉而風逼之也若升高視下爬痒而鑑貌也此一段文亦新奇不蹈襲只是被人看破全是學韓文公送石洪處士序文

講述 之と道理を語り、古今の事の當否を辨じ、人の高下と事の當に成敗すべきとを論ずる、

河の下流に決して東注するが若く、駟馬の輕車に駕し、熟路に就きて、王良造父之が先後を爲すが若きなり、此の一段の譬喻、文法最も奇、韓文公、文を作る、千變萬化捉ふること出來ざるは、雷電や鬼神が人に測りかねしむるが如し、彼れが作りし韋侍講(名は處厚)の盛山十二詩の序には云ふ、夫れ儒者の患難に於けるは、自分で之を招きたるに非ざる限りは、拒んで心中に受附けざること、河の隄を築き、又は屋根より流れ落つる水を障ふるが如く、其患難を受入れて之を消すは、水が海に入りて消え、氷が夏の日に照されて消ゆるが如く、其患難を玩んで、文辭に因り之を忘るゝは、金石の樂器を鳴らして、蟋蟀(コホロギ)の鳴いたり、蟲の飛んだりする聲を忘るゝが如し、況んや一も考功、(韋の官は考功員外郎)盛山の一呼吸の間に快からざらんやと、此段は、分明に是れ石處士を送る序文の譬喻の文法、人が之に氣の附かんことを恐れ、便(乃)ち三様の句を變化して三段となす、此公、(作者)平生怪怪奇奇(文の)を以て自負す、其文を作る、人をして

測り識ること出来ざらしめんことを要す、陳后山（宋人、名は師道）參寥を送るの序の如きは云ふ、其古今を議し、人の情、貌の肖否、言の従違、詩の精粗を張ること、水の壑に赴き、阪に丸を走らせ、囊を倒にして物を出し、鷺鳥の擧がつて之に迫るが如きなり、高きに升り下を視、痒きを爬（爪にてかく）して貌を鑑するが如きなりと、此一段は、文も亦新奇にして踏襲（其儘繰返して用ふる）せず、只是れ人に全く是れは韓文公の石洪處士を送る序文を學びたるものなることを看破せらる、

餘説

送序は叙事文に屬するが故に、事柄を有りの儘に述べて議論を雜へざるを正體とす、本篇は純然たる正體にして、古今送序中の絶品と稱せらる、但し送別の演説の如きは、本と是れ其事ありしに非ず、作者が己れの意見を述べたるものなれども、他人の言として客觀的に之を出したれば、竟に議論體とならざるなり、

當時節度使は各地方に割據し、私に權勢を貪り、中央政府の命を奉ぜず、此の文中「求士爲國」と云ひ、「不私於家」と云ふ、隱然烏公を諷するものなるを知るべし、

送溫處士赴河陽軍序

韓文公

講題 溫の名は造、字は簡輿、洛陽の人なり、其官、禮部尙書に至る、

大旨 大夫烏公は洛陽の人材を取り盡したるが、是れは國家より言へば賀すべきも、自己の爲には相談相手を取去られたることを恨まざるを得ざるを言ふ、

伯樂一過冀北之野、而馬群遂

空（第一大段の第一小段なり、本大段の立案なり、）

訓義 「伯樂」昔し善く馬の良否を鑑定せし人、「冀北」冀州の馬、馬の産出額、天下第一と稱せらる、

講述

昔し伯樂が一たび冀北の原を過ぐると其地に於ける馬の群は、皆無となつたと云ふ物語がある、  
文法 起句、意外の點より筆を着く、之を突兀と謂ふ、

夫冀北馬多於天下、伯樂雖善知馬、安能遂空其群邪（第一大段の第一小段なり、）

前段の疑案

講述 夫れ冀北の馬は、天下に於て馬の最も多き處であるから、伯樂が如何に善く馬を知ればとて、其馬の群を空虚にすることを得ようや、

解之者曰、吾所謂空、非無馬也、無良馬也、伯樂知馬、遇其良、輒取之、群無留良焉、苟無良、雖謂無馬、不爲虛語矣（第一大段の第三小段なり、疑案を決す、）  
大段落 以上を第一大段となす、譬喩を以て下段の意を暗示す、

訓義

「輒」ちきになり、わけもなくなり、「虚語」こしらへ言なり、

講述 右の疑問を解釋する者の言に、吾が空と謂ひしは、馬なしとの意味に非ず、良馬なしとの事なり、伯樂は善く馬を見分くるが故に、良馬に遇ひさへせば、兎角之を取り去るを以て、馬の群の中に良馬は残らぬこととなる、良馬なき以上は、馬なしと云ふも決して不實の語ではない、

文法 疑問と云ひ、解釋と云ひ、皆作者の自ら假設したるものにして、謂はゆる自問自答なり、

東都固士大夫之冀北也、恃才能深藏而不市者、洛之北涯曰石生、其南涯曰溫生、大夫烏公以鉄鉞鎮河陽之三月、以石生爲才、以禮爲羅、羅而致之幕下、未數月也、以溫生爲才、於是石生爲媒、以禮爲羅、又羅而致

### 之幕下

第二大段の第一小段なり、烏公が石生と温生とを取り去つたることを言ふ。

訓義 「市」うるなり、賣品となすを謂ふ、才學を賣つて仕官を得ること、「石生」前篇の主人公なる石處士、「鉄鉞」斧、まさかりの類、將軍に授けて生殺の權を行はしむるもの、「羅」あみなり、古代、馬などを捕るとき之を用ふ、

講述 東都は、言ふまでもなく士大夫の驥北とも云ふべき處であつて、天下中、斯くばかり良士の群集せる土地はない、其良士の中で、己が才能を恃んで之を仕舞ひ置き、世間に向つて買手を求めない者が二人ある、二人の名は、洛水の北岸に住めるをば石生と曰ひ、南岸に住める者をば温生と曰ふ、大夫烏公が、兵權を以て河陽の鎮臺となりしより三箇月目に、石生を才物なりとて、馬を取るに網を用ふるやうに、禮を以て捕獲機關となし、到頭石生を己が幕府に取込めた、然るに其れより未だ五六箇月も過たざるに、温生をも才物とし、今度は前の石生を媒人となし、是れ亦石生を捕へたると同一の手段を以て、幕下に引寄せた、

文法 石生は客にして温生は主なり、故に温生を

招く處には殊更に於是の二字を加へて、主客の輕重を分つ、○東都の一句は譬へと正文とを一致せしむる處にして、此の句なければ接續せず、

東都雖信多才士、朝取一人焉、拔其尤、暮取一人焉、拔其尤、自居守河南尹、以及百司之執事、與吾輩二縣之大夫、政有所不通、事有所可疑、奚所諮而處焉、士大夫之去位而巷處者、誰與嬉遊、小子後生、於何考德而問業、搢紳之東西行、過是都者、無所禮於其廬、若是而稱曰大夫、烏公一鎮河陽、而東都處士之廬無人焉、豈不可也、

第二大段の第二小段なり、石生、温生の二

人去つて、東都に人物なき光景を叙す、

### 大段落

以上を第二大段となす、烏公が洛陽の名士を取り盡すこと、伯樂が冀北の馬を取り盡せしが如きを言ふ、

訓義 「尤」傑出者、すぐれたるもの、「朝夕」朝は石生に係り、夕は温生に係る、朝夕は僅僅の間を云ふ、「居守」東都の留守役なり、當時の居守は鄭餘慶なり、「河南尹」河南府の知事なり、「百司」東都の諸役人なり、「二縣」洛陽州と河南州、時に韓退之、河南の縣令たり、故に吾輩と云ふ、「不通」如何にすべきか、其處置の旨くゆかざるを謂ふ、「諮」問ひ謀る、「巷處」官宅に住まはず、町の中に住む、「搢紳」搢は挿む、紳は大帶、笏を大帶に挿むこと、即ち貴顯を謂ふ、

講述 東都は實際人材の群る處なれども、朝に一人の石生を取つて、人材中の傑物を抜き去り、暮に又一人の温生を取つて、人材中の傑物を抜き去つたゆゑ、上は東都の居守、河南の知事、地方諸官職の役人より、下は吾輩二縣の大夫に及ぶまで、政治上の處置に苦み、或は疑ふべきものありとも、最早何處に持行き、其意見を求めて處置しようや、士大夫の、已に官

途を罷めて町住ひをなすもの、誰と共に遊び樂まうや、少年後進の輩、何人に於て其道德を研究し、其學業を質問しよう、搢紳の、東より西に、西より東に、此地を通過する者は、從來は此の二生の廬に向つて挨拶をし來りしも、最早斯かる禮を施す家もないであらう、右の如き次第なる以上、大夫烏公が一たび河陽軍の鎮將とならるゝや、東都處士の廬に人物はないと曰ふも、何とて不都合であらうや、

文法 二の拔其尤は、上の「遇其良輒取之」に應ず、以下、官吏が其相談相手を失ひたるを言ひ、隱士が其仲間を失ひたるを言ひ、書生が其師を失ひたるを言ふ、句法の長短見るべし、○無人焉の三字は馬群途空と無馬とに應ず、

夫南面而聽天下、其所託重而恃力者、惟相與將耳、相爲天子得人于朝廷、將爲天子得文武士於幕下、求内外無治不可得

也、第三大段の第一小段なり、温生の取ら  
れたるは天下の爲に賀すべきを言ふ、

訓義 「南面」君臣の座位は、君、南に向ひ、臣、北  
に向ふを禮とす、南面而と云ふは、臨みてと云ふが如  
し、「聽天下」天子は、群臣を用ひて天下を治め、己れ  
は唯群臣の奏聞を聽き、可否するのみにて、自ら政務  
を行はざるが故に聽と云ふ、「託重」重任をまかす、  
〔力〕權力、

講述 夫れ天子が、南面の位に在して天下の政務  
を聽かるゝ上に於て、重任を託し力を恃みとせらる  
る所は、唯宰相と將軍とにて、此れは文武の二大機關  
である、其中宰相の方は、天子の爲に人材を中央政府  
に得て之を用ひ、將軍の方は、天子の爲に文武の士を  
幕府の下役に得て之を用ふるときは、内外の治まら  
ざることを欲すとも得られぬ、乃ち治まらずしては  
居らない、

文法 内は宰相に係り、外は將軍に係る、

愈糜於茲、不能自引去、資一生  
以待老、今皆爲有力者奪之、其

何能無介然於懷邪、第三大段の第二小段  
なり、温生の取られ

たるは、己れの私情に於て不  
便を恨まざる能はざるを言ふ、

訓義 「糜於茲」河南の縣令として、官途に束縛せ  
らるゝを言ふ、糜はつながらと訓ず、「資」たよる、「介  
然」こだはるなり、

講述 余は、茲の地に官職のため束縛せられて、自  
ら引き去ることが出来ぬゆゑ、温生、石生の二人を頼  
として、老年を送らんと思ひ居たるに、今何れも烏公  
のやうな有力者に奪はれたることなれば、何として  
心内に蟠りなきことを得ようや、

文法 「以待老」以上は既往、其れより以下は現在、  
○且つ賀し且つ恨む、送別の真情、

生既至拜公於軍門、其爲吾以  
前所稱爲天下賀、以後所稱爲

吾致私怨於盡取也、第三大段の第三小  
段なり、全篇を結ぶ、

訓義 「軍門」烏公は鎮將たるを以て云ふ、「前所  
稱」夫南面云云を指す、「後所稱」愈糜於茲云云を指

餘説

凡そ文章は、一篇の内に於ても、類似の篇題に於  
ても、變化あるを貴ぶ、見よ、石處士と温處士と  
は一樣の人物にして、之を擧げたるものも亦同  
一の烏公其人なり、加之二人を擧げたる事情、用  
ひたる地位、一として同じからざるはなし、退之  
已に石處士を送るの序を作りしことなれば、今  
又温處士を送るに當り、普通の作者に在つては、  
固より如何に着筆すべきかを知らざるべし、然  
るに退之は大に面目を革め、彼れは正體を用ひ、  
此れは變體を用ひたり、何故に變體なるかと言  
へば、議論中に叙事を挿みたればなり、又彼れは  
理窟を主とし、此れは感情を主とす、蓋し任官の  
人に別るゝには、悲喜の情交はるものなり、今此  
文は兩情を寫して、眞に能く人を動かす絶世の  
文品なり、

す、

講述 温生既に河陽に至り、軍門に於て烏公に拜

謁の時、吾が爲に、前に陳べた點を以て天下の爲に賀  
し、後に陳べた點を以て、吾が爲に、人材を取り盡し  
たることに就て私の怨みを述べられたし、

文法 「爲天下賀」は上文の「求内外無治不可得也」  
の句を收め、「致私怨於盡取也」は上文の「爲有力者奪  
之」の句を收む、○盡取の二字は、上文の空の字、並に  
無人の字を變化したるものなり、

留守相公首爲四韻詩歌其事、  
愈因推其意而序之、第三大段の第四小段  
なり、送序の來由を

言ふ、

大段落 以上を第三大段となす、送別の情を叙す、

訓義 「相公」東都の留守鄭餘慶は、中書侍郎同中  
書門下平章事の官あり、右は宰相なるを以て云ふ、

講述 留守相公が、始めとして四韻の詩を作り、温  
生が烏公に招かれて往くことを歌はれたれば、韓愈  
は其意味を推し伸べて、此の序を作つたのである、

### 送楊少尹序 韓文公

講題 楊は姓、少尹は官名、府尹の副官なり、府尹とは府知事を謂ふ、此の人、名を巨源、字を景山と曰ふ、貞元五年の進士、國子司業の官に在りしが、老年を以て之を辭し、東都の少尹となる、但し俸祿のみを與へられて職務を執らず、朝廷より特別の待遇を受けたり、楊少尹、詩を能くし、嘗て「三刀夢益州、一箭取遼城」の句あり、頗る詩名を得たり、

大旨 當世の官吏は、皆老年に至るまで官爵に戀戀として、引退することを知らざるに、楊少尹は能く本を忘れず、七十歳になりたればとて、官を辭し故郷に還るは、昔し漢代の疏廣、疏受と名譽を齊しうすべきものなることを言ふ、  
目的 當時老年に至るまで、官爵に戀戀たる者を諷するに在り、

昔疏廣受二子以年老一朝辭位而去、于時公卿設供張祖道

東門外、車數百兩、道路觀者多、嘆息泣下、共言其賢、

人が辭職したる當時の光景を述ぶ

訓義 「疏廣受」疏廣は漢代の人、仕へて太子大傅となる、其兄の子の受は、太子少傅となる、職に在ること五箇年、廣は受に謂つて曰く、足るをすれば辱められず、止まるをすれば危からず、官成り名立つ、此の如くにして去らざれば、恐らく後悔あらんと、乃ち上書して位を去る、本文は其故事を擧げたるなり、「供帳」幕を打廻し、酒肴を具へ、送別會を開くこと、「祖道」昔し黃帝の子に累祖と云ふものあり、遠遊を好み、旅中に死せり、後世之を旅行の神とす、即ち祖道神なり、吾邦の猿田彦の如し、凡そ旅行する者あるときは、送別の人人此の神に途中の安全を祈る處より、遂に送別をなすことの意味となる、

講述 昔し疏廣、疏受の二人は、年老いたる處から、急に位を辭して朝廷を去つたが、此の時には、公卿の人人は宴會を設けて、東門の外に送別をなした、來會の車は數百輛あり、道路にて此の有様を見物し

たるものは、多く嘆息して落涙に及び、誰れも彼れも齊しく二子の賢者であることを言ひ合へり、  
文法 「一朝辭位而去」の一句は、一篇の骨子、

漢史既傳其事、而後世工畫者、又圖其跡、至今照人耳目、赫赫如前日事、  
第一大段の第二段なり、疏廣受二人の辭職が如何に後世に認められたるかを言ふ、  
大段落 以上を第一大段となす、二疏の位を去りしことを叙す、

訓義 「漢史」漢書のこと、同書に疏廣傳あり、「耳目」耳は附帶字なり、  
講述 漢の歴史は既に二疏の位を辭したる事跡を書き残した上、後世畫の上手な人が又其事跡を畫に寫した、されば今日に至るまで、其情況は此の頃の出來事と違はない、

國子司業楊君巨源方以能詩訓後進、一旦以年滿七十亦白丞相去歸其鄉、世常說古今人

不相及、今楊與二疏、其意豈異也、

第二大段の第一小段なり、楊と疏と、官を辭し郷に還るの意は、共に一なるを言ふ、

訓義 「國子司業」唐の大學國子監の教授、「亦」二疏に對して云ふ、「古今人不相及」今の人は古人に及ばない、

講述 國子司業の楊君巨源は、詩が出来る處より、後進の士に教授しつゝありしに、一旦年齢が七十に滿ちたりしかば、昔しの二疏のやうに、宰相に申立て退官して故郷に還ることとなつた、世の人は常に古の人と今の人は大違ひであつて、今の人は古の人に及ばないと云ふも、今楊君が故郷に歸る所の意志に至つては、昔しの二疏と、どうして違つて居らうや、(違はぬとすれば、今の人も昔しの人に及ばないと申せまい)

文法 楊と二疏とは、固より人物の價直に於て同一となし難し、然るに今之を牽合せんとするに、形跡を以てすれば比較にならざるゆゑ、之を脱却する爲に意の字を出して吾が論據とす、○丞相の二字は後を伏す、



予恭在公卿後、遇病不能出、不知楊侯去時、城門外送者幾人、車幾兩、馬幾匹、道路觀者亦有歎息知其爲賢與否、而太史氏亦能張大其事、爲傳繼二疏踪跡否、不落莫否、見今世無工畫者、而畫與不畫、固不論也。

段なり、楊の跡方は二疏に及ばざるべしとの想像を寫す。

訓義

「忝」ありがたくも、「在公卿後」當時作者は正四品吏部侍郎たり、後は末座と云ふが如し、「太史氏」朝廷の修史官、「張大」仰山に云ふこと、「落莫」さびし、物足らぬこと、「見今」見は現在、

講說

余は忝く公卿の末席を汚す身分ゆゑ、無論送別會に出席する筈であつたが、病氣のため出席出来ざりしかば、楊君出立の砌、城門の外の送り人が幾人あつたか、車は幾臺あつたか、馬は幾匹あつたか、

段なり、二疏の場には及ばざる想像を描く。

訓義

「少尹」講題に出づ、

然れども今楊君の退引に就いては、宰相の中に其人物を愛して之を惜む人あり、天子に上申し、彼れの郷里河中の少尹となし、之が俸祿の絶えぬやうに取料らひ、又自ら歌詩を作りて之を奨勵した、そこで京師に於て詩に長じたる人人も、其跡に附いて其詩に和したが、彼の二疏の去つた當時、此の如き優待の事あつたか、どうか、(恐らくは無かつたであらう)

文法

此の小段は楊少尹の古人に愈る點を擧げたれば、抑揚の揚なり、○又不知の三字は前段の不知に反應す、

古今人同不同未可知也。

第二大段の第四小

段なり、主客を收む。

大段落

以上を第二大段となす、楊少尹を二疏と對照して、其美談の一致することを斷ず、

講說

されば古人と今人と、同じきか同じからざ

途中の見物人が歎息して、其賢者なることを知る者があつたか否かは知らない、さうして太史氏が又楊君出立の事を大げさに書き立て、傳記を作り、二疏の跡方を繼ぐや否や、縦令書き立てた處で淋しくなだらうか、どうか、但し今日は上手の畫工が居らぬから、送別の模様を畫にかくと、書かないとは、論ずる必要がない、

文法

前の二疏の條と比較するに、馬を添へたり、言其賢の言の字を知の字に變じたり、而して一字を以て過去と將來とを別つ、畫の事を除外せしが如きは、特に味あり、○此の小段は楊少尹を貶したる處にて抑揚の抑なり、

然吾聞楊侯之去、丞相有愛而惜之者、白以爲其都少尹、不絕其祿、又爲歌詩以勸之、京師之長於詩者、亦屬而和之、又不知當時二疏之去、有是事否。

第二大段の第三小

るか、一寸知りかぬる次第である、

文法

同不同未可知は、楊と疏と、跡方より言へば同じからず、故郷を忘れずして官を去る精神より言へば同じとの意味なり、○一の知の字は、上の二の不知の字を收む、

中世士大夫以官爲家、罷則無所於歸、楊侯始冠、舉於其郷、歌鹿鳴而來也、今之歸、指其樹曰、某樹吾先人之所種也、某水某丘、吾童子時所釣游也、郷人莫不加敬、誠子孫以楊侯不去、其郷爲法。

第三大段の第一小段なり、楊の歸郷は中世の士大夫と異なり、稱揚すべきことを言ふ。

訓義

〔中世〕漢より唐に至る間を謂ふ、〔鹿鳴〕詩經の篇名なり、此の時代に、地方より貢士となつて京師に上るときは、此篇を歌つて前途を祝するなり、詩は天子が賓客を宴することを賦せしものなり、〔先

人「亡父を謂ふ、

講述 中世の士大夫は、官職を以て家となし、故郷の田宅をも顧みざる結果、一旦官を罷めらるゝときは歸るべき處もなく、氣の毒の有様なるに、楊君は然らず、二十歳の頃、郷里より帝都受験の候補に擧げられ、鹿鳴の歌を歌はれて上京せり、然るに今や多くの年月を経て、郷里に歸ることなるが、懐かしき故郷の地に至つたなら、其邊にある樹木を指して、那の木は吾が凶き父の種を給ひし者なるに、斯くも生長したるものかなと曰ひ、那の川、那の岡は、吾が子供の折に遊びたる處、釣したる處なり、久しく見なかつたことかなと、心樂しく老を忘るゝ想ひあらん、是に於て土地の人人は益々楊君を敬はざる者なく、楊君が故郷を見棄てざることを手本とせよとて、子孫を戒むるならん、

文法 不去其郷の四字、一篇の歸宿する處、○「指其樹」以下頗る情趣あり、之を、一篇、色を生ずる處と曰ふ、

古之所謂郷先生没而可祭於

りたる時の光景を想像して、童子の時に及ぶ、眞に是れ奇情妙筆、

### 送高閑上人序 韓文公

講題 高閑上人は鳥程の人、書字に精し、宣宗、召見して紫衣を賜ふ、後、潮州の開元寺に終る、智永、懷素と共に唐僧中能書を以て稱せらる、  
大旨 此篇は送序なれども、一言送別に涉らず、單に贈序として之を視るも、其言ふ所甚だ無意味に屬し、變體と謂はんより、寧ろ失體の文字なり、蓋し韓愈は排佛主義の人にして、平生交はる所の僧侶に對しても、動もすれば其語往往佛を譏る、此篇の如きも、亦上人の書を能くする上より佛法の不確實を斥するものなり、其論法を尋ぬれば左の如し、昔し張旭の草書を善くせしは、心情の活機が筆端に發したるものなり、然るに上人は、情慾に縁なき僧侶の身にして書を善くするは解すべからずと、此の如く表面は疑を

社者、其在斯人歟、其在斯人歟、

第三大段の第二小段なり、贊嘆辭、

大段落 以上を第三大段となす、楊の其郷を去らざるを嘉す、

訓義 「郷先生」昔し士大夫の致仕する者、郷里の學校の先生となり、年齢と徳とを以て尊敬せられ、已に歿すれば、里社の中に入れて祭る、

講述 古の謂はゆる郷先生が、死すれば之を土地の社に祭ることなるが、此の如きは、今日の楊侯其人であらうか、楊侯其人であらうか、  
文法 古の字は、上の中世に應ず、

#### 餘説

此れ客を以て主を形せる文體にして、其實、此の文の客なる、二疏の故事を思ひつきたるより趣向を立てたる者なり、尤も著目すべき處は、主客の取組上、巧みに言ひ廻したる點に在り、而して中に、自己の病んで送る能はざりしことを利用し、無數の波瀾を起す、之を無中に有を生ずと謂ひ、又空中の樓閣と謂ふ、末段、楊少尹の郷に歸

以て案を立てたるも、裏面に於ては決案左の如し、曰く上人の書を善くするは、亦其情慾あるに由る、乃ち知る、情慾なるものは人類の遂に絶つ能はざる所のものなることを、然るに佛法に於ては、人の情慾を絶つことを以て主とす、故に妄たるを免れずと、文は頗る奇幻なり、然れども其教を奉ずる人に向つて其教を非る、禮を失ふや大なり、韓愈の偏狹なる、是に於てか見るべし  
目的 佛法を排するに在り、

苟可以寓其巧智、使機應於心、  
不挫於氣、則神完而守固、雖外物至、不膠於心、

訓義 「寓」寄す、巧智、技的機能、「機」はづみ、轉せんとし、發せんとし、動かんとするが如き刹那の作用、「應於心」心の思ふ通りになる、「不挫於氣」氣は神經の働きを言ふ、不挫於氣とは、仕事をなすに手端、指端などのびくつきたり、又は自動的變化をなすを言ふ、「神」精神なり、「守」心の取り守り、「不膠」膠は、

にかはなり、之を活用して粘着の意とす、不膠はこびりつかざるなり、

講述 何なりとも藝術を行ふに當り、己れの技的機能に藝其物に宛てはめ、機をば我が心の思ふ通りに發現せしめ、神經の爲に挫かれて適宜情態を失ふことなきを得ば、精神は完全を保ち、操守は堅固を致すが故に、他の物が如何に入來るとも、我が心に附着して邪魔をするが如きことなし、

堯舜禹湯治天下、養叔治射、庖丁治牛、師曠治音聲、扁鵲治病、僚之於丸、秋之於奕、伯倫之於酒、樂之終身不厭、奚暇外慕、

大段の第二小段なり、實例を以て專心の道を證す、

訓義

〔堯舜禹湯〕堯帝、舜帝、夏の禹王、殷の湯王、何れも聖君にして、其治世は支那の理想時代なり、〔養叔〕楚の養由基なり、弓の名人、左傳、史記、呂氏春秋に見ゆ、〔庖丁〕文惠君の爲に、牛を解剖して妙技を

嗜其蔽者也、

大段落 以上を第一大段となす、藝の心に本づくを言ふ、

訓義

〔徒〕うつす、〔不造其堂〕造はいたる、譬へにて、門に入れども、未だ半敷に至らざるが如く、藝の蘊奥に達せざることなり、〔不嗜其蔽〕嗜は食ふなり、嘗むるなり、蔽は肉の大切、此句も亦其藝の味を知らざるに譬へたるものなり、

講述 夫れ己が従事する藝あるに拘はらず、他の物を慕つて業を變へる者は、何れも家なれば其堂に入らず、肉なれば大切を喰はざると同じく、己が業の造詣淺く、嗜好足らざるが爲である、

往時張旭善草書、不治他伎、喜怒窘窮、憂悲愉佚、怨恨思慕、酣醉無聊、不平、有動於心、必於草書焉發之、

訓義

〔張旭〕舊唐書に云ふ、旭草書を善くして酒

見はし、人、莊子の養生主篇に見ゆ、〔師曠〕音樂の名人、左傳、國語、韓非子に見ゆ、〔扁鵲〕神醫なり、史記に見ゆ、〔僚之於丸〕莊子徐無鬼篇に見えたる、市南宜僚の事、此人丸を弄するに巧みなり、〔秋之於奕〕奕は棋の類、秋は人名、孟子に出づ、〔伯倫之於酒〕晉書に出づ、劉伶、字は伯倫、常に鹿車に乗り、一壺酒を携へ、人をして錡を荷つて隨はしむ、是れ醉死せば、直ちに其處に埋むる爲なり、

講述 其例を擧げて言へば、堯舜禹湯が天下を治めたるも、養叔が弓射ることを治めたるも、庖丁が牛を治めたるも、師曠が音聲を治めたるも、扁鵲が病を治めたるも、僚の丸に於ける、秋の奕に於ける、伯倫の酒に於ける、之を樂んで一生厭かざりしことなれば、何として其他の物を慕つて心を移す暇あらうや、

文法

堯舜以下五句は治の字を共通とし、僚之於丸以下三句は於の字を共通とし、以て句法を變せり、○〔終身不厭〕は上の〔神完而守固〕に當り、〔奚暇外慕〕は上の〔不膠於心〕に當る、

夫外慕徒業者、皆不造其堂、不

を好み、醉後毎に號呼狂走、筆を索め、揮灑變化窮りなし、神助あるが若しと、

講述 昔し張旭と云ふ人、草書の上手にて、此れだげを専門とし、外の技藝を攻究せず、凡そ心中に喜ぶことあり、怒ることあり、弱ることあり、困窮することあり、或は憂ふること、悲しきこと、或は愉快なること、樂なこと、或は怨むこと、忌々しく思ふこと、考ふること、慕ふこと、醉心地なり、面白からざる気分なり、不平の念なり、心に動くことあれば、必ず草書に之を出した、

文法

四字句四と六字句一とを以て變化を取る、觀於物、見山水崖谷、鳥獸蟲魚、草木之花實、日月列星、風雨水火、雷霆霹靂、歌舞戰鬥、天地事物之變、可喜、可愕、一寓於書、

訓義

〔雷霆〕霹靂は大雷、〔霹靂〕雷聲、

講述 又張旭が事物を観る上より言へば、山や川や、崖や谷や、鳥獸や、蟲魚や、草木の花や實や、日月、列星、風火なり、水火なり、雷霆霹靂、若しくは歌舞の優美なる、戦闘の壯快なる、凡そ天地間に起る事物の變の喜ぶべきもの、又は愕くべきものを見るときは、一に之を書に寄せたり、

文法 四字句整然たる中に、草木之花實の一句、五字の句を挿み、變動の勢を成す、○前の小段は「必於草書焉發之」を以て結び、此小段は「一寓於書」を以て結ぶ、是れ亦變化を見るべし、

故旭之書變動猶鬼神不可端倪、以此終其身而名後世、第二段

段なり、本段を結ぶ、

大段落 以上を第二大段となす、旭の書、心より出づるを言ふ、

訓義 山のはしを端と曰ひ、水のはしを倪と曰ふ、窺ひ知るべからざるを言ふ、

講述 それゆゑに張旭の書は變動して、多様異常

なること、鬼神の不可思議にして、窺ひ知るべからざるが如し、此技を以て一生を終り、後世に名を遺せり、

文法 「終其身」は、上文の「修身不厭」の意に應ず、今閑之於草書有旭之心哉、不得其心而逐其跡、未見其能旭也、第三大段の第一小段なり、旭の心なきときは旭の書に及ばざるを言ふ、

講述 今閑が草書に對する遺口は、やはり旭の心あることなるや、如何あるべき、苟くも旭の心を得ずして彼れの字形のみを逐うて之に倣ふも、旭の如き變動の妙などは見られぬ譯である、

文法 此れ入題の處なり、  
爲旭有道、利害必明、無遺鋒鏃、情炎於內、利欲鬪進、有得有喪、勃然不釋、然後一決於書、而後旭可幾也、第三大段の第二小段なり、旭の神髓を得るには旭の心なるべからざるを言ふ、

訓義 「有道」仕方、「鋒鏃」量目の名、鏃は六銖、銖は十累、極めて少量を言ふ、「情炎於內」炎は燃ゆる、

「鬪進」非常の勢ひを以て進むを言ふ、「勃然」興起の貌、「不釋」ほこれぬなり、

講述 張旭の如き草書の名人となるには、自ら其方法がある、即ち利害の觀察明かにして、僅かの分量をも等閑にせず、利を求め害を避くるの情は、火の如く胸中に燃え、利心欲望が、競争するが如くに進み出で、或は成功することあり、失敗することあり、悲觀、樂觀の心が勃然としてほこれず、斯くあつて後、之を書にさらげ出して、始めて旭たることを期すべし、

今閑師浮屠氏、一死生、解外膠、是其爲、心必泊然、無所起、其於世必淡然、無所嗜、泊與淡相遭、頽墮委靡、潰敗不可收拾、則其於書得無象之然乎、第三大段の第三小段なり、閑は旭の心なきが故に、旭の如き書の出来ざるを言ふ、

訓義 「浮屠」佛を謂ふ、梵語なり、「解外膠」物慾の附着を免るゝなり、「泊然」安靜の貌、「淡然」無味の貌、「頽墮委靡潰敗」頽墮はくづれおつる、委靡はすたれなびく、潰敗はつぶれやぶる、「收拾」まとめる、「得無象之然乎」之は心を指す、象は似る、書も心の通り、

講述 今閑は佛を師として其道を學ぶことゆゑ、死も生も同様に視做し、外物の附著を解きほごす人である、されば其心は必ず泊然として念慮の起ることなく、又其の世間に於けるは、必ず淡然として何物をも嗜む所なかるべし、此の泊と淡と、一所になつた以上、頽墮、委靡、潰敗と云ふが如く、取り止めもなく、殆んど纏りつかざるものとならん、さすれば彼れが書も、自然其心の如き取締りのなきものとならん、

文法 結語は、疑問の形式を用ひたれども、其實は斷定なり、  
然吾聞浮屠人善幻、多技能、閑如通其術、則吾不能知矣、第三大段の第四小段なり、愚弄を以て結ぶ、

大段落 以上を第三大段となす、張旭の書が心に本づかずして巧なることを言ふ、

訓義 「幻」魔法、

講述 右の理由により、閑は草書の出来ざるなれども、吾が聞く所によれば、僧侶は魔法に精通して技能多しと、若し閑が果して魔法に通ずることなれば、吾れは知る能はず、

### 送殷員外使回鶻序

韓文公

講題 殷は姓、員外は官名にして、員外郎の略稱、名を侑と曰ひ、陳州の人なり、元和中、太常博士となり、後、虞部員外郎となる、即ち虞部に於て、定員外の郎官を授けられしなり、回鶻は西方の夷狄、殷員外、元和十二年を以て、宗正少卿たる李孝正の副使として回鶻に使す、韓退之、此の文を作つて之を送る、蓋し回鶻は常に唐の大害をなし、かば、肅宗皇帝は、寧國公主(皇女)を以

て之に妻せ、代宗は咸安公主を以て之に妻し、ことあり、代宗の世に及び、回鶻復婚姻を申込みし處、唐は方に淮西の叛賊を討ち、之が爲に國帑疲弊を極め、婚費に堪へざりしかば、其申込に對し延期を求めんが爲、使を遣はして之を諭さんとす、殷員外の使命は、實に此の如くなりしなり、殷員外の回鶻に使用するや、河汗(王)驕ること甚しかりしと雖も、員外毫も屈せざりしかば、彼れ其倨傲を責めたるに、員外の曰く、河汗は唐の婿なるに、座して使者を屈し、之をして拜せしめんとするは、河汗の無禮にして使者の倨にあらすと、回鶻人其言を憚り、敢て迫らざりきと云ふ、  
大旨 殷員外は、萬里の遠き外國に使用するに當り、家事を懸念せずして意氣平然たるは、事の輕重を知れる大丈夫にして、朝廷の選任は其當を得たる者なることを言ふ、  
唐受天命爲天子、凡四方萬國、不問海內外、無小大、咸臣順於朝、時節貢水土百物、大者特來、

### 小者附集

大段落 以上を第一大段となす、唐の外國に於ける勢力の盛なることを言ふ、

訓義 「時節」四季、若しくは春秋等を謂ふ、「特來」單獨に入朝する、「附集」大國の使に隨伴して參集する、

講述 我が唐朝の君は、天の命を受けて天子となられた者である、(何物も天には服従せねばならん、即ち何れの國か又唐に服従せずにあるべき、)是に於て四方萬國、其海内に在ると、海外に在るとを問はず、大國と小國との差別なく、盡く唐の臣下として朝廷に服従し、時節時節に其國の水産若しくは陸産の種種なる物品を貢獻し、其れに就いて大國は特に使者を馳せて來朝し、小國は大國の使に附隨して京師に參集す、

文法 先づ唐の字を出し、次に天の字を出し、又四方萬國の字を出し、極めて莊重なる起筆を用ふ、是れ其事件の重大なるが爲にして、後に回鶻の事を言はんとするが故に、先づ唐が四方萬國を統御することと言つて、彼れの使命に従ふべき意味を含ませ、後に

唐より使を以て物を賜ふことを言はんとするが故に、先づ大小の國が唐に朝貢することを言つて、唐の使を遣はすは恩典なりとの意味を含ませたり、是の如きを、文の體を得たるものと謂ふ、

元和睿聖文武皇帝既嗣位、悉治方内、就法度、  
訓義 「元和睿聖文武皇帝」元和は憲宗の年號、睿聖文武皇帝は、元和三年に群臣が憲宗に上りたる特別の尊號にして、普通の敬稱に非ず、猶清國の西太后を慈禧端祐皇太后と稱するが如し、今新聞紙など、妄りに我が天皇陛下に對し奉つて此尊號を用ふるは非なり、

講述 元和睿聖文武皇帝、既に天子の位を嗣ぎ給ひてより、盡く四方の内を治め、國民をして秩序を守り、規律に服せしめ給へり、

文法 外國に使を派遣することを言ふに先きたり、内治の完きを言ふ、是れ亦唐を重からしむる所の書き方なり、

十二年詔曰、四方萬國、惟回鵠於唐最親、奉職尤謹、丞相其選宗室四品一人、持節往賜君長、告之朕意、又選學有經法、通知時事者一人、與之爲貳、

派遣の詔を叙す

訓義 「惟回鵠於唐最親」安祿山の亂に、肅宗、其力を借りて長安を恢復したること、又唐より皇女を嫁したる緣故あるが故に云ふ、「宗室」皇族なり、「四品」位なり、四位と云ふが如し、「節」旄と云ふ羽の附きたる小旗、使者の印として先方へ持行くもの、「經法」經典は人道、治道の法則なるが故に法と曰ふ、經法は猶ほ經學と云ふが如し、「與」爲になり、「貳」副なり、

節を持たしめて、回鵠の國に赴き、其君長に物品を賜ひ、之に朕が回鵠を嘉する意を告げしめよ、學問は經法の素養あつて、時世の事に精通する者一人を選び、此派遣に就て副使となせよと、

訓義

「惟回鵠於唐最親」猶般君と云ふが如し、敬稱なり、「宗室」吉凶軍嘉賓の五禮を掌る官職、「尙書虞部」京城、街巷、種殖、山澤、苑囿、草木、薪炭、田獵等の事を掌る、位は從六品の上、「侍御史」百官を彈劾し、刑罪を訊問することを掌る、「朱衣象笏」朱衣は侍御史の小禮服、象笏は象牙のシヤクにして、五品以上の持つもの、

講述 此の詔ありしかば、般侯侑は、太常博士の官より新に尙書虞部員外郎に遷り、侍御史を兼ね、朱色の衣を著し象牙の笏を執り、使節の任命を承けて出て立に及ぶ、

文法 朱衣象笏の四字は僅かに服裝を寫し出し、謹嚴の文中に文學的の色味を帶びしめたる處なり、○此の一小段までは般員外が出使の動機を叙し、以下は送別の言を叙するが故に、上を結び下を起し、前後の脈絡を成す、

朝之大夫、莫不出餞、酒半、右庶子韓愈執蓋、言曰、殷大夫、今人適數百里、出門惘惘、有離別可憐之色、持被入直三省、丁寧顧婢子、語刺刺不能休、

醜體とを言ふ、

訓義 「右庶子」令旨等の事を掌る、「數百里」近距離を言ふ、我が六町を一里と視ば、大差なからん、「惘

惘」失意の貌、「執蓋」夜具、「直」宿直なり、「三省」中書省、門下省、尙書省を謂ふ、「丁寧」再三念を入れる貌、「婢子」婦人の賤稱、「刺刺」多言の貌、「休」やむと訓す、

講述 朝廷の大夫たちは城門を立出で、般員外と離別をなさざる者なかりき、酒宴の半に至り、右庶子の官に在る韓愈は杯を手に持ち、送別演説をなして云ふやう、般大夫よ、今日世間の人は、僅か數百里位の旅行をなすにも、自宅の門を出づるに何となく心残りがして、妻子と別れ惜しげなる様子あり、役人などが夜具を持つて三役所へ宿直する時、幾度となく妾などの方を振向いて咄をなし、ベチャクチャと何時までも喋り續けて、容易に塗切れず、何と云ふ意氣地なきことぞ、

文法 「惘惘有離別可憐之色」面に出づるなり、「語刺刺不能休」は言に出づるなり、般侯の大丈夫たることを言はんとするが故に、先づ反對の人物を寫し出して、人の感想を強むるの手段を用ふ、

今子使萬里外國、獨無幾微出

於言面豈不真知輕重大丈夫

哉第三大段の第二小段なり、殷員外の非凡なる氣象を云ふ

訓義 「幾微」少しなり、「知輕重」輕は私家の事、重は國家の事、

講述 今君は萬里を隔てたる外國に使せらるるに、旅行離別の感想、僅かばかりも言語容貌に發することなし、何と一家の事は輕く、國家の事は重しと云ふ區別を辨へたる大丈夫にてはなきか、

文法 萬里外は上の數百里と反映し、外國は三省と反映し、獨無の一句は、可憐の色、刺刺の語と反映す、蓋し前に時俗の醜體を寫すが故に、殷員外の大丈夫たる處、殊に著きを覺ゆ、○知輕重大丈夫は一篇の主意、

丞相以子應詔、真誠知人矣、士不通經、果不足用第三大段の第三小段なり、使節の其人を得たるを言ふ

訓義 「真誠」唐時の慣用語なり、猶吾が邦にて實

餘説 凡そ文の體裁は、其題の性質に應せざるべからず、今此の文を觀るに、其事は天子の詔なり、其任は勅使なり、其往く所は外國なり、事體極めて輕からず、中國の地歩を占めて、體面を全うすべきは勿論なると共に、苟くも彼れの惡感情を買ふが如きことあるべからず、是に於て莊重謹嚴、一字と雖も苟くもせず、先づ天命より説き起し、唐の宇宙に於ける地位を掲げて内治を叙し、次に外交に入る、其間、年號を書し、尊號を書し、即位を書し、特に詔を載せて一字も増減することなく、殷大夫と言つて位階を呼び、右庶子と言つて官名を記す等、皆政府的、官吏的筆法にあらざるはなし、

原毀

韓文公

講題 原とは、主題とする所の根本義、若しくは原因を論ずるものにして、議論文の一種なり、

際と云ふが如し、  
講述 宰相が天子の詔を受け、君を推薦して聖旨に應じたるは、如何にも善く人物を看拔きたるものなり、詔に學有經法と云ふ語あるが、殷員外の使節となれることに因つて見るも、士にして經典に通ぜざるときは、實以て役に立たざるなり、  
文法 輕重を知る大丈夫たる所以は經學に由るが故に、前後二箇所に經の字を出し、其偶然に非ざるを示す、○「以子應詔」は上文の「丞相其選宗室四品一人」云云に應ず、

於是相屬爲詩以道其行第三大段の第四小段なり、餘別を言ふ

大段落 以上を第三大段となす、送別の辭を叙す、  
訓義 「屬」和すること、和とは、一人、詩を作るときは、他の一人若しくは數人、其意に附して又咏するなり、「云」此の如しと云ふ意、

講述 斯くて大夫等相和して詩を作り、因つて殷員外の出使を送ること此の如し、  
文法 「相屬」は「朝之大夫莫不出餞」に應ず、

餘説

凡そ文の體裁は、其題の性質に應せざるべからず、今此の文を觀るに、其事は天子の詔なり、其任は勅使なり、其往く所は外國なり、事體極めて輕からず、中國の地歩を占めて、體面を全うすべきは勿論なると共に、苟くも彼れの惡感情を買ふが如きことあるべからず、是に於て莊重謹嚴、一字と雖も苟くもせず、先づ天命より説き起し、唐の宇宙に於ける地位を掲げて内治を叙し、次に外交に入る、其間、年號を書し、尊號を書し、即位を書し、特に詔を載せて一字も増減することなく、殷大夫と言つて位階を呼び、右庶子と言つて官名を記す等、皆政府的、官吏的筆法にあらざるはなし、

毀は、そしると訓ず、人の名譽を害することなり、韓愈に五原あり、此れは其一なり、

大旨 凡そ他人を誹謗する所以は、己れの才徳が其人に及ばざるより、先方の名譽を毀傷し、己れ以下に立たしむるか、然なくとも、己れ以上に居らざらしめんとするものにて、其實、其才徳の及ばざる原因は、自ら之を修めざるに在り、苟くも自ら修むるときは、さ程其才徳、懸隔を生ずべき理なく、随つて名譽も亦或は匹敵するを得べし、豈に人を忌むの必要あらんや、乃ち知る、毀の原因は、意と忌とに外ならざることを、此れ本篇の大旨なり、故に文中の「雖然爲是者有本有原、意與忌之謂也」の一節は、主意の在る所なり、  
本意 小人の、君子を忌むもの、何れの世か然らざらん、韓愈の賢なる、亦屢、人の讒毀に遇ひ、感慨に堪へざるものあり、是に於て此篇を作り、毀なるものの真相を示したるなり、  
目的 在上者をして、讒言に惑はざらしむるに在り、

古之君子、其責己也、重以周、其

待人也、輕以約、重以周、故不怠、  
輕以約、故人樂爲善、

第一大段の第一小段なり、第一大段の

要綱

訓義

〔重以周〕手重くして、遺る限なく行互る、

講述

昔の君子と云ふものは、自己を咎め立てずることは手重くして、何處から何處まで届かざる所なく、其他人をあしらふ方は手軽くして、成るべく程度を下げ範圍を狭くしたものである、手重くして何處から何處まで届かざる所がない、其れゆる、自然是れではならぬと云ふ風に怠らなくなる、手軽くして成るべく程度を下げ範圍を狭くする、其れゆる、人は自棄にならず、善をなすことを樂むやうになる、

文法

責己を以て一柱を立て、待人を以て一柱を立て、下に至り、小段を分つて之を分承す、○己を責むる方に於ける重周の二字、人を待つ方に於ける輕約の二字は、此段の字眼、○怠の字は、結末の怠の字を伏す、

聞古之人有舜者、其爲人也、仁義人也、求其所以爲舜者、責於己曰、彼人也、予人也、彼能是、而我乃不能是、蚤夜以思、去其不如舜者、就其如舜者、聞古之人有周公者、其爲人也、多材、與藝人也、求其所以爲周公者、責於己曰、彼人也、予人也、彼能是、而我乃不能是、蚤夜以思、去其不如周公者、就其如周公者、舜大聖人也、後世無及焉、周公大聖人也、後世無及焉、是人也、乃曰、不如舜、不如周公、吾之病也、是

不亦責於身者重以周乎、  
第一大段の第二小段なり、責己重以周を説明す、

講述

古への人に舜と云ふ者があつて、舜の人格を言ふときは、仁義の徳ある人であつたことを聞き、舜の舜たる所以の者、即ち仁義の徳を求めて自分の身に責めて曰ふやう、彼れ舜も人間である、予も亦人間である、然るに彼れ舜は仁義を行ふことが出来たるに、我れは出来ず、腑甲斐なき話なりと、朝早くより夜晩くまで工夫を凝らし、舜に似ぬ處、即ち悪い疵を棄て、舜に似た處、即ち道徳に就く、又古への人に周公と云ふ者があつて、周公の人格を言ふときは、才能と技藝との多き人であつたことを聞き、周公の周公たる所以の者、即ち多材多藝を求めて自分の身に責めて曰ふやう、彼れ周公も人間である、予も亦人間である、然るに彼れ周公は多材多藝を能くしたるに、我れは能くせず、腑甲斐なき話なりと、朝早くより夜晩くまで工夫を凝らし、周公に似ぬ處、即ち無能を棄て、周公に似た處、即ち器量に就く、其舜は大聖人である、後世誰れも及ばない、周公は大聖人であ

る、後世誰れも及ばない、然るを前に擧げた人は、其れにも拘はらずして、舜のやうになれず、周公のやうになれぬのは吾れの大患であると曰ふ、此やうに心を配るのは、何と己が身に責むることが、手軽くして行互るのではないか、

文法

此一小段は三節に分る、「聞古之人有舜者」より「就其如舜者」に至るまでを第一節となす、舜を理想として自ら責むるなり、徳に係る、「聞古之人有周公者」より「就其如周公者」に至るまでを第二節となす、周公を理想として自ら責むるなり、才に係る、「舜大聖人也」より「重以周乎」に至るまでを第三節となす、第一第二の兩節を結ぶ、

其於人也、曰、彼人也、能有是、是足爲良士矣、能善是、是足爲藝人矣、取其不責其二、即其新不究其舊、恐恐然惟懼其人之不得爲善之利、一善易修也、一



藝易能也、其於人也、乃曰、能有是、是亦足矣、曰、能善是、是亦足矣、不亦待於人者、輕以約乎、第一

の第三小段なり、待人輕以約を説明す。

大段落 以上を第一大段となす、古人己れを責むる、重以周、人を待つ、輕以約、怠と忘との原因なし、随つて又毀なきを言ふ、

訓義 「能有是」是は德行、「能善是」是は藝能、「恐然」氣苦勞の貌、

講述 古への君子の、他人に對する場合には、彼の男は能く斯様な行ひがある、それで良き人士たる資格は十分である、能く斯様な藝が善く出来る、それで技藝者たる資格は十分であると曰ひ、彼れの一つ善きを取上げて、其れ以上は要求せず、又彼れに新らしき善事あれば、其方に即いて之を譽め、以前に惡事であらうとも、此方は見逃して追究せず、一圖に其人が善をなすに都合が悪くては困るかと云ふ風に、びくびく然と氣病をする、抑、一の善行は修め易いもので

あり、一の技藝は出来易いものであるに、古への君子は、其れにも拘はらず、他人に對しては、斯様の行ひがある、それで十分である、斯様な藝が出来る、それで十分であると曰ふのは、何と他人を待つことが手輕にして簡單ではないか、

文法 此一小段も亦三節に分る、「其於人也」より其足爲藝人矣」に至るまでを第一節となす、人を待つと言を叙す、「取其」より「爲善之利」に至るまでを第二節となす、人を待つ心を叙す、「一善易修也」より「輕以約乎」に至るまでを第三節とす、斷案を下して結ぶ、

今之君子、則不然、其責人也、詳其待己也、廉、詳故人難於爲善、廉、故自取也、少、第二小段の第一小段なり

訓義 「詳」綿密にして脱目なし、「廉」輕少なり、要求欲望の僅かなるを謂ふ、「難」はばかる、おつくうが、「自取」益を取るなり、

講述 今の君子は、古への君子のやうではない、彼

れが人を責むるのは綿密であり、彼れが自己を待つのは微少である、人を責むるのが綿密であるから、他人は張合ひが抜け、見込が立たず、善をなすことをむづかしく思ふ、自己を待つのが微少であるから、自分の身に益を取ることが少い、

文法 詳と廉とは此段の字眼なり、前段は己れを責むる道に重周と曰ひ、人を待つ道に於て輕約と曰ひ、字眼並せて四個あり、而して此段の字眼は則ち二個、兩段の起し方、一見同じきが如くにして、其實此様の變化あり、又前段は己れを責むるを先にし、人を待つを後とす、而して此段は人を責むるを先にし、己れを待つを後にす、是れ亦異なる所なり、

己未有善、曰、我善是、是亦足矣、己未有能、曰、我能是、是亦足矣、外以欺於人、内以欺於心、未少有得而止矣、不亦待其身者已廉乎、第二小段の第二小段なり、待己廉を説明す。

講述 己れ是れまで何等の善行もなきに、我れは此通り立派な行ひをなすゆゑ、是れにて十分なりと曰ひ、己れ是れまで何等の才能もなきに、我れは此藝が出来ぬゆゑ、是れにて十分なりと曰ひ、外に向つては他人を欺いて、無い者があるやうに言ひ、内に對しては自己の心を欺き、有りもせぬ者を、有りとして押通し、自身に少しも得る所なく、それなりにはてしまふ、何と自身を待つこと非常に輕少ではないか、

文法 此れ亦三節に分る、「己未有善」の二句を第一節となす、德に係る、「己未有能」の二句を第二節となす、藝に係る、「外以」の四句を第三節となす、斷案を以て結ぶ、

其於人也、曰、彼雖能是、其人不足稱也、彼雖善是、其用不足稱也、舉其一、不計其十、究其舊、不圖其新、恐恐然惟懼其人之有聞也、是不亦責於人者已詳乎、

第二大段の第三小段なり、責人詳を説明す。

訓義

〔稱〕譽むると云ふが如し、

講述 今の人の、他人に對する場合に於ては、彼の男は此様な行が出来はするも、其人物は一向譽むべき程でない、彼の男は此藝が上手であるが、其働きは譽むべき程でないといひ、一の缺典を擧げて、十の善きことは柵に上げてしまひ、其舊い失錯をほじくり、新規の方面は調べようとはせず、びくびくとして、惟其人の名前が出ることを氣遣はしく思ふ、何と人を責むることが非常に綿密ではないか、

文法

此れ亦三節に分るゝこと前の如し、「彼雖能」云云を一節とし、「彼雖善」云云を一節とし、「舉其一」以下を又一節とす、始めは徳に係り、次ぎは藝に係り、終りは論斷なり、

夫是之謂不以衆人待其身、而以聖人望於人、吾未見其尊己也、

大段落

以上を第二大段となす、今人、己れを待つ

廉人を責むる詳、怠と忌との原因あり、随つて又毀あるを言ふ、

訓義

〔衆人〕通常人を謂ふ、

講述 是れこそ、普通の人間程にも己が身を取扱はず、其癖、他人には聖人たることを望むと云ふものである、吾輩には彼れが自分を尊ぶことは見えぬ、

文法

前の大段に於ては、第二小段に責己重以周なることを説明し、第三小段に待人輕以約なることを説明して、一小段づゝ結びたるまゝ、其主格なる古への人の所行を一括して、何等の評定をなさず、然るに此大段に於ては、特に此一小段を添へて、今の人の所行を論斷して全體を結べり、蓋し古への君子は此文の客にして、今の君子は主なり、主なるが故に、鄭重にせしに外ならず、

雖然爲是者有本有原、怠與忌之謂也、怠者不能修、而忌者畏人修、吾嘗試之矣、

訓義

〔有本有原〕本原ともに起因なり、木にて本

と曰ひ、水にて原と曰ふ、原は源と通ず、〔嘗試〕共に試みるなり、

講述 然りながら、今の君子が普通の人並みに己れを取扱すして、他人に聖人となることを望むやうな事をなすに就ては、其原因あり、原因とは怠ると忌むとの二つを指す、怠る者は、自分に徳や藝を修むることをよくせず、それから又人を忌む者は、人が徳や藝を修むることを畏れて、いやがるものである、吾輩は、以前此事をためしたことがある、

嘗試語於衆曰、某良士、某良士、其應者必其人之與也、不然則其所疎遠不與同其利者也、不然則其畏也、不若是強者必怒於言、懦者必怒於色矣、

訓義 〔良士〕質のよき人物、〔不然〕應ぜざるものを謂ふ、〔不若是〕仲間と利を同じうせざる者と、畏る

る者とを指す、

講述 吾輩は試みに大勢の人に向ひ、誰某は良き人物である、誰某は良き人物であると話して見たるに、大勢の中にて左様ですと賛成したものは、必ず其人の仲間である、左もなければ、疎遠であつて利害の關係がなく、どうでも宜しい者である、左もなければ、其人が自分の畏るゝ所の人なのである、此の連中ではないものになると、例の嫉妬心から、氣の強い者は口に出して怒り、氣の弱い者は、口にくそ出さないが、顔色に怒りが見はれる、

文法

此一小段は客なり、

又嘗試語於衆曰、某非良士、某非良士、其不應者必其人之與也、不然則其所疎遠不與同其利者也、不然其畏也、不若是強者必說於言、懦者必說於色矣、

の第三小段なり、人を毀りたる實驗、

訓義

〔説〕悦に同じ、よろこぶ、  
講述 又試みに大勢に向ひ、誰某は良き人物でない、誰某は良き人物でない、誰某は良き人物でないとい、誰某は良き人物でないといと話して見た處、大勢の中に左様と賛成し、**者**は、必ず其人の仲間である、左もなくば、其人と疎遠であつて利害の關係がなく、どうでも宜しい者である、左もなくば、其人は自分の畏るゝ所の人なのである、若し此連中でもないものになると、例の嫉妬心から、氣の強い男は必ず口に出して悦び、氣の弱い男は口にくそ出さないが、必ず顔色の上に見られる、

文法 此の一小段は主なり、何故に前は客にして此れは主なるやと云ふに、本篇は原段を題とするが故に毀を重しとし、而して前は譽むる方に係り、此れは毀る方に係ればなり、

是故事修而謗興、德高而毀來、

第三大段の第四小段なり、上の二小段を結ぶ、

訓義 「事」猶行と云ふが如し、

講述 此の如く、人の譽めらるゝを聞けば腹を立ち、人の悪く言はるゝのを聞けば悦ぶと云ふ世

の中であるから、誰れに拘はらず行ひが修つてくる  
と非難が興り、徳が高くなると中傷が生ずるものである、

文法 毀る者から言へば、其原因は意と忌とに在り、然るに毀らるゝ方より言へば、其原因、事修まり徳高きに在り、今此の一小段を補ひ、文意始めて完し、

嗚呼、士之處此世、而望名譽之光、  
道德之行難矣、將有作於上者、得吾說而存之、其國家可幾而理矣、

大段落 以上を第三大段となす、毀の原因を發揮す、

講述 扱も右のやうなる有機であるから、士たる者が此の世に處つて、名譽が輝いたり道德が行はれたりすることを望んだ所で、むづかしい次第である、政府に立つて仕事をなさうとする人は、吾が此の説を能く腹の底に蓄へ置かば、其國家は、受合つて治ま

るやうにならう、

文法 此の一小段、題外に出づるが如くにして、其實作者の精神集中する處なり、故に文の形式より言へば餘波と云ふと雖も、作文の動機は、反つて此に於て見るを得べし、

謝疊山評 此篇巧處妙處、在假託他人之言辭、  
摸寫世俗之情狀、熟于此必能作論、

講述 此の篇の巧みなる點と妙なる點とは、他人の言葉にかこつけて社會の情態を寫し出したる手際に在る、此の篇に熟達するときは、必ず能く議論文を作ることを得ん、

餘説

雙關法の起原とも云ふべきは、書經の皇陶謨に在り、曰く、都在知、人在安、民、禹曰、吁、威若、時、惟帝難之、知人則哲、能官人、安民則惠、黎民懷之、能哲而惠、何憂乎驩兜、何遷乎有苗、何畏巧言令色、孔、壬、と其後孟子の文にも

往往之を用ひたるものあり、韓愈に至り、極力之

を發達せしめ、文章軌範の開卷第一たる與于襄陽一書の如き、已に其一斑を見るに足る、而して此文は實に全篇雙關法を以て成る者にして、其構造の三大段より組織せらるゝは、已に説明せし所なるが、第一大段は古への人の毀なきを論じ、自ら一大扇をなし、第二大段は今の人の毀あるを論じ、又一大扇をなす、而して第三大段は單行文字にして、上の二大扇を關鎖したる者なり、此の如くにして毎大段の内又小段を以て雙關をなし、小段の内又節を以て雙關をなす、蓋し雙關は元來單調の形式なるに拘はらず、每扇中まゝ主客を順逆にし、或は語句を加減して變化を取りたるの一事は、作者の伎倆自ら不群なることを證するものと謂ふべし、要するに此體は、初學に在つて筆路の暢達を圖るには便益あれども、濫用の結果は、俗調に陥ることを免れず、

文章軌範卷之二(王字集)

放膽文

辯難攻撃之文、雖厲聲色、雖露鋒鋦、然氣力雄健、光燄長遠、讀之、令人意強而神爽、初學熟此、必雄於文、千萬人場屋中、有司亦當刮目、

講述 辨別をなしたり、難語をなしたり、人の過失缺典を攻撃したりする所の文は、音聲や顔色を荒立てるとは云へ、刀に譬ふるときは、きつさを丸出しにするとは云へ、(以上は餘り善き事にあらず)氣象や力量は雄健にして、其光焰は長遠なり、之を讀むときは、人をして意志を強からしめ、精神を爽ならしむ、初學の人、此種類の文章に熟達するときは、必ず文に於て人に立超ゆべし、千人萬人の集まれる試験場の中に於て、

試験官も此れはと言つて、特に目を刮るに定ま

争臣論 韓文公

講題 争臣とは、凡そ人君に過失ありし時、臣下の道として之を諫むる者を言ひ、職掌としては諫官の設けあり、唐の徳宗の朝、陽城と云ふ者、諫議大夫の職に在りし處、五箇年を経れども何等諫争の事なかりしより、韓文公此の論を作れり、則ち争臣とは、固より一般に涉れる語なれども、特に陽城其人に適用したるものにして、今日の語にて之を云へば、争臣として陽城を論じたるに外ならず、  
大旨 陽城は諫議大夫の職に居りながら、天子を諫めざるは、其職を怠るものなるが故に、有道の士と爲すべからざるを言ふ、  
目的 陽城をして天子を諫めしめんとするに在り、

或問諫議大夫陽城於愈、可以爲有道之士乎哉、學廣而聞多、不求聞於人也、行古人之道、居於晉之鄙、晉之鄙人、薰其德而善良者幾千人、大臣聞而薦之、天子以爲諫議大夫、人皆以爲華、陽子不色喜、居於位五年矣、視其德如在草野、彼豈以富貴移易其心哉、

訓義 「諫議大夫」天子の過失を諫めて、匡救することを掌る官職、正五位上乃至從四位下、「陽城」字は元宗、定州北平の人、生來學を好みしと雖も、貧にして書を得る能はざりしかば、集賢院の寫字生となり、官本を竊み讀みて、六年の間に博覽を極め、進士及第

の後、中條山に隠れ居りしに、李泌宰相となるに及び、薦めて著作郎に任せしが、徳宗特に束帛を賜ひ、諫議大夫を授く、「聞」名譽、「鄙」田舎、「華」榮譽、「草野」田舎なり、民間を謂ふ、  
講述 或人が諫議大夫陽城の事を愈に尋ぬるやう、陽城は主義ある人と致すことが出来るであらうか、どうか、何分彼れは學問廣く、聞見多く、己れの名聲の世人の聞ゆることを求めず、古人の道を行つて晉の片田舎に居つた處、晉の田夫野人など、陽城の徳に感化せられて、善人となり、良民となつたものが幾千人とある、此の事、大臣に聞え、大臣より天子に御薦め申上げて、諫議大夫の役に就くこととした、世人は陽城が浪人から一躍して高官に升つたのを見て、光榮の事としたが、當人の陽氏は、別段嬉しうな顔色もなく、今日まで諫議大夫の位に居るのは、已に五箇年である、然るに其の品性を觀察して見るに、民間に居つた時分と少しも變る所がない、彼れ何として富貴の身分になつた爲に其心を變じようや、  
文法 以上は論案なり、蓋し或人に在つては賞賛の理由となり、作者に在つては攻撃の材料となる、而

して自他兩つながら問題とする所は、有道之士なるや如何に在り、故に「可以爲有道之士乎哉」を一篇の綱領となす、○或る人は作者の擬製にして、實際其人ありしに非ず、此の文は凡べて自問自答を以て成る、○榮の字を變じて華となし、無喜色を變じて不色喜とする處、皆新奇の筆を用ひたり、

愈應之曰、是易所謂恆其德貞而夫子凶者也、惡得爲有道之士乎哉、在易蠱之上九云、不事王侯、高尚其事、蹇之六二則曰、王臣蹇蹇、匪躬之故、夫不以所居之時不一、而所蹈之德不同也、若蠱之上九、居無用之地、而致匪躬之節、以蹇之六二、在王臣之位、而高不事之心、則冒進

之患生、曠官之刺興、志不可則而尤之不終無也、今陽子在位、不爲不久矣、聞天下之得失、不爲不熟矣、天子待之、不爲不加矣、而未嘗一言及於政、視政之得失、若越人見秦人之肥瘠、忽焉不加喜戚於其心、問其官則曰、諫議也、問其祿則曰、下大夫之秩也、問其政則曰、我不知也、有道之士固如是乎哉、且吾聞之、有官守者、不得其職、則去、有言責者、不得其言、則去、今陽子以爲得其言乎哉、得其言、而不

不言、與不得其言、而不去、無一可者也、陽子將爲祿仕乎、古之人有云、仕、不爲貧、而有時乎爲貧、謂祿仕者也、宜乎辭尊而居卑、辭富而居貧、若抱關擊柝者可也、蓋孔子嘗爲委吏矣、嘗爲乘田矣、亦不敢曠其職、必曰、會計當而已矣、必曰、牛羊遂而已矣、若陽子之秩祿、不爲卑且貧、章章明矣、而如此、其可矣哉、

の第二小段なり、答を叙す、陽城が徳を變へざる有道の士に非ざる所以なるを論ず、

大段落 以上を第一大段となす、陽城の有道の士に非ざることを言ふ、  
訓義 「易所謂」恆の卦の六五の爻辭、恆はつね、繼

續不變なること、「貞」徳正しくして、守ること固きなり、「夫子」男子を謂ふ、「在易蠱上九」易の蠱の卦の上九の爻に於てと云ふこと、蠱の卦は☱の如し、卦とは六線の總名、爻とは其の中の一線、上九とは最上の一線なり、卦は下より數へ、最下の爻を初九と云ひ、次第に上進して六二、六三、六四、九五と呼び、最上の爻を上九と云ふ、九は陽數にして、之を表するに一を以てし、六は陰數にして、之を表するに二を以てす、「不事王侯」易卦の人位配當に於ては、九五は人君の位、上九は隱士の位なり、「蹇之六二」☵☶を蹇卦とす、六二とは、下より第二線なる陰爻を謂ふ、「王臣蹇蹇」蹇蹇は足の進みかぬる貌、「非躬之故」自分の爲めに非すと云ふこと、「夫不以所居之時不一」蠱の卦の場合には隱遁すべき時、蹇の場合には君の爲に艱苦を冒して働くべき時、「冒進」是非利害を顧ずして進み出づる、「曠官」官職を空開にする、官の名あつて内容なきなり、「尤」答なり、「若越人視秦人之肥瘠」越は南端の國、今の廣東地方、秦は極西の國、今の陝西地方、互に遠く隔絶するが故に利害を感ぜず、先方が肥ゆるも瘠するも痛痒を感ぜず、「秩」祿の別稱、「有時乎」時に

因つてはなり、「抱關擊柝」門番と夜番、「委吏」倉の出納を掌る役人、「乘田」牛羊を牧養する役人、「會計當」勘定の合ふこと、「牛羊遂」遂は生長發育なり、「文章明」文章は判然として見ゆる形容、

講述 韓愈は或人の言に應へて云ふやう、今君の申された陽城が、富貴の身分になつたが爲に其心を變へざることは、易に、其徳を恆にす、貞、而して夫子は凶と云つてある所のものである、(凡そ如何なる場合にも己れの持前を易へざるは正しきとなれども、是れは婦人の事であつて、男子は時と場合により、其持前を變ぜざる可からざる者ゆゑ、其徳を恆にするは凶と云ふなり)已に男子の所爲でなき程なれば、何として主義ある士となすことが出来ようや、又易の蠱の卦の上九の爻に於て、王侯に事へず、己れの道を高尙にすと云ひ、又蹇の卦の六二の爻には、王臣たる者の困苦するのは自分の爲に非ず、君國の爲なりと云へり、斯く易の二つの卦に見えたる處身法の違つて居るのは、其の人の居る所の時が、或は朝廷とか或は山林と云ふが如く一樣ならず、随つて踏むべき所の徳に於ても亦同じからざるが爲である、今夫れ蠱の

上九は世に用のなき地位である、然るに此の無用の地位に居りながら、仕官をして居る王臣のやうに己れの身を犠牲にする所の忠節を盡し、又蹇の六二は王臣の地位であるのに、此の王臣の地位に居りながら、隱士のやうな仕官せざる所の心を高尙にする時は、前者に於ては安進の害起り、後者に於ては其職を放任するの誘興る、元來蠱の上九に於ては、其志が模範とするに出来、蹇の六二に於ては、非難を受けない易理であるが、今之と反對の行爲をなす以上は、其結果も亦反對ならざるを得ない、即ち其志は模範となるべしと出来ず、其非難は免るゝことを得ない次第となる、今陽子は、諫議大夫の位に在ること、久しくないではない、随分長い間のことである、天下の利害得失を聞き知ること、熟しないではない、十分聞込んで居る筈である、天子の之を待遇なし給ふこと、手厚くないではない、誠に鄭重である、(言ふべき時日あり、言ふべき材料あり、言ふべき義務あるに)陽子は是れまで一言だにも政治上に就て言上した例がない、政治上の得失を視做すことは、宛も越の人が秦の人の肥えたと瘠せたとを視ると一般、平氣の有

様であつて、善ければとて喜びもせず、悪しければとて憂へもせず、一向無頓着なるは奇怪とや云はん、不埒とや云はん、誠に其官は何であるかと問うて見れば、諫議大夫である、其祿は何程であるかと問うて見れば、下大夫の俸給である、然るに其政治上の意見はと問うて見れば、我知らずと曰ふ、有道の士とも云はるる者が、一體此の様な無責任であるべきものか、其上自分の聞きしには、凡そ一職掌の務めのある者が、其職掌を盡すこと出来ざる時は退引し、諫言をなすの責任ある者が、其言論を爲すこと出来ざるときは是れ亦退引すべきである、今陽子は五箇年も無言で居るが、其れにても諫言をなすことが出来たとすか、まさかさうは思ふまじ、諫言することが出来ながら諫言しないのと、諫言が出来ずして引退しないのと、孰れにせよ、一として可いことはない、若し又陽子は祿を得んが爲めに仕官するのであるか、(果して然らば又一議論をして見よう)晋しの人左の如く言つた、仕官は貧乏の爲めに爲すべきものでない、されど罕には貧乏の爲に爲す場合もないではない、此の場合には尊い官を辭して卑しい官に居り、俸祿の

多い地位を辭して俸祿の少ない地位に居るが當然なり、(道を行ふが爲にこそ高官大祿の必要もあれ、唯衣食の爲めとあれば活計相當にて足ることである)則ち門番か又は夜番のやうな役柄で十分である、孔子は嘗て倉番人や牧畜掛となられた事があつた、然るに斯かる賤しき職業なるにも拘らず、其職を放任し給ふやうな事はなかつた、何處までも會計の正確を致す外はない、牛羊の蕃殖を致す外はないと仰せられ、專一に心力を盡されたのである、今陽子の秩祿は、卑しいとも少いとも申されぬことは甚だ明白である、それに、五箇年も其職を放任して善いものか、  
文法 「未嘗一言及於政」と曰ひ、「我不知也」と曰ふ、是れ其徳を恆にする點なり、何となれば、其無責任なること、隱士時代と同じければなり、○「有官守者」の二句と「古之人有云」以下の六句とは孟子の語なり、  
或曰、否、非若此也、夫陽子惡訕  
上者、惡爲人臣、招君之過、而以爲名者、故雖諫且議、使人不得

而知焉。書曰：爾有嘉謀嘉猷，則入告爾后于內，爾乃順之於外。曰：斯謀斯猷，惟我后之德。夫陽子之用心，亦若此者。第二段の第一小段な

諫めざる理  
由を言ふ

訓義 「諫」を「招」舉なり、「書曰」書經君陳篇「節」道なり、謀なり、「君」君に同じ、

講述 或人云ふやう、否、陽城は決して君の云ふやうな祿を貪つて職を曠しうする人ではない、一體陽子は目上を悪く言ふ者を惡み、又人の臣下でありながら、主君の過失を擧げて、自分が忠諫を盡したと云ふ名譽を求むる者を惡む、されば平生内内に諫言を進め議論をも爲すとは云へ、他人に知られぬやうに取料らつて居る、已に書經にも云つてある、汝に於て善き謀計あらば、宮中に入り、奥向きに於て汝の君に申上げ、表に出でては、君の御旨意（己れの建議に本づける）の通りになし、斯の計畫は我が君の御徳なりと曰へと、扱陽子の心得も、亦此の書經に言ふ所の如

く殊勝なるものであると、

愈應之曰：若陽子之用心如此，茲所謂惑者矣。入則諫其君，出則不使人知者，大臣宰相之事，非陽子之所宜行也。夫陽子本以布衣，隱於蓬蒿之下，主上嘉其行，誼擢在此位，官以諫爲名，誠宜有以奉其職，使四方後代知朝廷有直言骨鯁之臣，天子有不僭賞，從諫如流之美。庶巖穴之士，聞而慕之，束帶結髮，願進於闕下，而伸其辭說，致吾君於堯舜，熙鴻號於無窮也。若書

所謂則大臣宰相之事，非陽子之所宜行也。且陽子之心，將使君人者惡聞其過乎，是啓之也。

第二段の第二小段なり、或人の辯護を駁し、陽城の心得は、大臣として可なれども諫官として不可なるを言ふ、

大段落 以上を第二大段となす、陽子が君の過を招げざるの非を言ふ、

訓義 「布衣」處士の衣なり、「蓬蒿」よもぎ、あかざ、「僭」たがふ、「從諫如流」速かにして滯らざるを言ふ、「巖穴之士」山野の賢人を謂ふ、「結髮」是れまで髪を亂し冠を着けざりし者が、新に之を束ねて禮容を整ふるなり、

講述 韓愈、之に答へて云ふ、若し陽子が右のやうな心懸を抱くものとするときは、是れ心得違ひと申すものである、内に入つては其君を諫め、外に出でては他人に知らせぬのは、大臣宰相の爲すべき事であつて、陽子の行ふべき所ではない、彼れ陽子は本と布衣を着たる匹夫で、草深き片田舎に隠れ住んで居つた處、主上が彼れの道義的行狀を御賞美あらせられ、

拔擢を蒙つて現地位に居る次第である、而して其官が諫と云ふ名義ある以上は、實以て唐の徳宗の時には、忌憚なく意見を吐き、嚴格にして手強き臣下が朝廷に在つて、之がため天子に於ても賞すべからざる者を賞し給ふやうな過失なく、臣下の諫に従ふこと水の流るゝと同様、少しも停滯せず、人の意見を容れ給ふ所の美德あることをば、四方後代に知らねばならぬ筈である、果して然らば、巖穴の内に籠れる隱君子も、此の事を聞いて其徳を慕ひ、禮服を着け大帶を束ね、振り亂したる頭の毛を結び、宮闕の下に來つて胸中の意見を述べ、我君を堯舜の如き聖主となし、大なる國家の名譽に無窮を弘めんと願ふやうにならん、足下の引かれたる書經の語の如きは大臣宰相の爲すべき事であつて、陽子の如き諫官たる者の行ふべき所ではない、且つ更に一步を進めて論じて見よ、若し陽子の心は、人君に自己の過失を聞くことを嫌はしめんと爲すのであるならば、是れ君の過失を道くと云ふものである、

文法 「不僭賞」は「嘉其行誼」を承く、或曰、陽子不求聞、而人聞之、不

求用而君用之、不得已而仕、守其道而不變、何子過之深也、

の第一小段なり、又或人の辯護を叙す、其根拠は、已むを得ずして仕へたりと云ふに在り、

訓義

講述 或人又云ふやう、陽子に於ては名聞を求めざりしも、賢徳のある所から人が其名を聞き知り、登庸を求めざりしも、天子が其賢能なることを知つて之を任用あらせられたのである、斯かる次第であるから、其實陽子は已むを得ずして身を起し、謀議大夫となりはしたが、もともと本意でないゆゑ、曾て隠者であつた時の道を守つて、變へざる譯である、それに足下は何として彼を咎むる、とが左様に深いのであるかと、

愈曰、自古聖人賢士、皆非有心求於聞用也、閔其時之不平、人之不義、得其道、不敢獨善其身、而必以兼濟天下也、孜孜矻矻、

を畏れ人を悲むが爲なること

を論じて、或人の説を破る、

大段落

以上を第三大段となす、陽子の已むを得ずして仕へたりとの説を論駁す、

訓義

閔 あはれむ、獨善 己れ獨り才徳を全うし、人格を保つこと、孜孜矻矻 勤勞する貌、禹過家門不入 夏の禹王は、堯の九年の洪水の時、人民の難儀を見るに忍びず、其治水工事の爲に奔走せし間、三度自宅の門を過ぎたれども入らざりしと云ふ、孔席不暇暖 孔子は道を行はんが爲、列國を周遊し、今日は此國にあれども明日は他國に往くと云ふ有様なりしかば、其座席の暖まる迄一箇所に居られし事なかりき、墨突不得黔 墨は墨翟、謂はゆる墨子、孔子の後に生れたれども、一時孔墨と並び稱せられたる程の賢者なるが、是れも東西に奔走し、烟突の黒くなるまで一箇所にて飯を炊きたることなかりき、二聖 禹と孔子、一賢 墨子、畏天命 聖賢は、天よりして人民を救済すべき任務を命ぜられたる者なれば、其命令を畏れて其任務を實行するなり、險夷 道の危きと安きとなり、行の利害に喩へて云ふ、聖賢時人之耳目也 時人を善き方向に導きて、安穩なることを得

死而後已、故禹過家門不入、孔席不暇暖、而墨突不得黔、彼二聖一賢者、豈不知自安佚之爲樂哉、誠畏天命而悲人窮也、夫天授人以賢聖才能、豈使自有餘而已、誠欲以補其不足者也、耳目之於身也、耳司聞而目司見、聽其是非、視其險易、然後身得安焉、聖賢時人之耳目、時人聖賢之身也、且陽子之不賢、則將役于賢、以奉其上矣、若果賢、則固畏天命而閔人窮也、惡得以自暇逸乎哉、

第三大段の第二小段なり、答を叙す、古聖賢の世に出づるは、天

しむべしと云ふの譬へなり、

講述

韓愈之に答へて云ふ、古へより聖人賢士は、何れも名聞、仕官を求むるの心があつたのではない、唯其時世が平穩でなく、人民が其所を得ないのを感然に思ひ、己れ善ければとて満足せず、延いて天下をも總體に濟度せざることなく、孜孜として勤め矻々として勞し、死するまでも働いて已まず、故に禹王は、公務に出張の間、三たびも自宅の門前を通過しながら内へ入らず、又孔子は、天下を遊歴して、其席の暖まる暇なく、墨子は東西に奔走して、臺所の煙突が黒く燻る暇がなかつた、彼の禹王、孔子の二聖人と墨子の一賢人とが、此の如く汲汲として勞苦せられた所以は何故であるか、己れの安佚に暮すことが樂であること云ふことを知らなかつたのであらうか、決して然らず、誠に天命を畏れて人民の窮困を悲みたるからである、夫れ天が人に賢聖の徳や才能を授くるのは、其人のみ餘裕あらしむるのみでなく、天下に於ける才能の足らざる人人を補はしめようと云ふ考へである、觀 耳目は人間に取つて如何なる職掌あるかを、耳は聽くことを掌り、目は視ることを掌り、事



の是非は耳にて聞き分け、行ひの難易は目にて見分け、然る後一身の安全を得らるゝ次第なり、其上陽子に於て、若し賢人でないならば、宜しく賢人に使はれて政府に奉公すべき筈であり、若し又賢人ならば、前にも云へる如く、天命を畏れて人民の窮阨を憐むのは勿論であるから、何として自身安佚に過ごすことが出来ようや、

文法 禹と孔子と墨子とは、陽城に反映せしむる爲に引く、又「誠畏天命而悲人窮也」の一句は、畏天命の三字を以て下を喚起し、悲人窮の三字を以て上を收結す、

或曰、吾聞、君子不欲加諸人、而惡訐以爲直者、若吾子之論、直則直矣、無乃傷于德、而費于辭乎、好盡言、以招人過、國武子之所以見殺於齊也、吾子其亦聞乎、  
第四大段の第一小段なり、又或人の論を叙す、作者が陽子を攻撃するの不徳にして不利なるを言ふ、

訓義 君子不欲加諸人、論語公冶長篇に見ゆ、子貢の語なり、加諸は或る物を加ふるの意にて、先方に乗りかゝること、**國武子**、「惡訐以爲直者」論語陽貨篇に在る孔子の語、「**傳**」温厚の徳を害する、**會釋**なく有る限りの言を述ぶるなり、「招」擧ぐる、揚ぐる、「國武子」齊の靈公の母嬖如と云ふ婦人は、齊の慶克と姦通し、二人、衣を蒙り、輦に乗つて閨に入りけるを、飽牽と云ふもの、見て國武子に告げたり、國武子、慶告を召んで之を詰責せしが、終に殺されたり、

講述 或人云ふ、余の聞きたる言に、君子と云はるる者は人を陵ぐことを好まず、又人の惡徳を訐き出して己れの正直なることを表はす者を惡むとか、足下が陽子を論せらるゝのは、直きことは直きに相違なければども、餘り殘酷なれば、足下自身の徳を傷け、無益の言論に過ぎないではないか、**傳**くまでも議論を言ひ立て人の過失をさらし出すことは、昔し國武子が齊の國に於て殺された原因であるに、足下は之を聞知つて居らるか、どうも知られぬやうなり、

**愈**曰、君子居其位、則思死其官、

未得位、則思修其辭、以明其道、  
我將以明道也、非以爲直而加人也、且國武子不能得善人、而好盡言於亂國、是以見殺、傳曰、惟善人能受盡言、謂其聞而能改之也、子告我曰、陽子可以爲有道之士也、今雖不能及已、陽子將不得爲善人乎哉、  
第四大段の第二小段なり、或人の非難を論破して、陽城の有道の士に非ざることを決定す、

大段落 以上を第四大段となす、決論、

訓義 「修其辭」己れの文章を、道に叶ひ、疵なきやうにすること、「傳曰」國語中の周語、「將」恐らくはと云ふが如き語氣、

講述 韓愈之れに答へて云ふ、凡そ君子たる者一つの地位に居るときは、其官職の爲に命を棄て、盡

さんことを思ひ、未だ地位を得ずして處士であるときは、其文辭を修めて、我が聖人の道を明かにせんことを思ふ、余は道を明かにしようとするのであつて、個人を攻撃するに非ず、己れの正直を示すが爲に人を陵ぐに非ず、且つ國武子の事を引用して彼れ此れ申さしたれども、彼れは善人に出遇ひもせざるに、亂國の時に於て言を盡したればこそ殺されたるなれ、傳に、唯善人のみが盡言を受け容るゝ能力ありと曰へり、右は他人の忠告を聞いて之を改むる能力がある、と云ふ意味である、初めに君は我輩に向つて、陽子是有道之士たる所の資格があると申されたが、今此の論評に由つて、陽子は逆も有道の士と云ふ程度には及ぶまじきも、さりとて善人であると云ふことを得ざるにも非ざるべし、

文法 或人が作者の陽城を攻撃する事に就て非難を試みたる根據は三點なり、曰く徳を傷く、曰く辭を費す、曰く言を盡す、然るに此の一小段に於て一一之を論破し、修其辭を以て費辭に答へ、明道を以て、傷徳に答へ、善人を以て盡言に答へ、終に起首に戻つて有道之士の四字を出し、不及能及已の五字を以て主

意を歸宿せしむ、結末の二句に於て、陽子の有道の士に非ざることを決すと雖も、餘筆を以て其善人たるを許せしは、是れ彼れが爲に一條の活路を啓きたるものにして、窮寇を追はざるの法なり、蘇東坡の范增論に「増亦人傑也哉」を以て結びしは、實に此れを學びたるなり、

餘説

此の文は四問四答より成り、段落分明にして、初學の士甚だ學び易し、第一大段は正面攻撃を用ひ、第二大段は側面攻撃を用ひ、第三大段は半攻半守の態度を取り、第四大段は防備の態度に出で、敵をして遁辭なからしむると共に、我れに對して乗すべきの隙を得ざらしむ、而して末段の「陽子將不得爲善人乎哉」は、前にも云へるが如く一方の活路を與ふる手段なるが、元來韓退之の陽城に於ける、固より之を輕んじたるに非ずして、之を惜みたるなり、誇りたるに非ずして、之を諷したるなり、則ち其本意は、彼れを激して諫めしむるに在り、故に此に至つて、善人なり、

忠告を受くるの資格ありと曰ひ、以て其職責を完うし、有道の士たらんことを希へるのみ、見よ、通篇「有道之士」を出すこと四箇處、是れ此の文の四本柱にして、結構の存する所なり、而して最後に善人たることを認むるに及びても、有道之士なることは到底之を許さずして、「雖不能及已」と云ふ、作法頗る嚴密なり、

諱辯

韓文公

講義 諱は、いむなり、此の文に於ては、名を忌むを謂ふ、支那の風俗に於ては、臣として君の名を忌み、子として父の名を忌むを禮とす、其他目上の人に對しても、亦往往之を忌む、是れ死後の諱ある所以なり、元來尊敬より來りし虚禮なるが、周の世、文飾の盛なるに隨つて此の如き習慣を生ぜしなり、其後唐代に至り、其弊益、甚しく、殆んど滑稽に類せり、此の文は、本文に在るが如く、李賀と云ふもの、父の名を犯せりとの讒を受けたるより、韓文公之が爲に辯護せしも

のなり、辯とは、事物の是非眞僞を分別して判定するの文體にして、亦議論文に屬す、

大旨 李賀が父の名を犯せりとして、之を譏る者は、李賀が經典なり法律なり典例なりの各方面よりして、何等不都合の點なきを知らず、全く惑へるものなることを言ふ、

愈與李賀書、勸賀舉進士、賀舉進士有名、第一大段の第一小段なり、問

訓義 「李賀」李賀、字は長吉、早く歿す、詩を能くす、

講義 韓愈は、李賀に書簡を與へ、彼れに進士に擧げられんことを勧めたる處、賀は愈の言に従ひ、進士に擧げられて名譽を得た、

與賀爭名者毀之曰、賀父名晉、  
肅、賀不舉進士爲是、勸之舉者、  
爲非、聽者不察、和而倡之、同然、  
一辭、第一大段の第二小段なり、非毀する者の言を叙す、

訓義

「毀」名譽を損害するなり、「和而倡之」和は贊成するなり、倡は動議を起すなり、「同然一辭」同然は同意するなり、一辭とは言ひやう同じきなり、一は意志を以て言ひ、一は言語を以て言ふ、

講義 李賀と名譽を競争する者、彼れを毀傷して云ふ、李賀の父の名は晉肅なり、晉肅の晉と進士の進とは、其音相通することなれば、當然忌まなければならぬ、されば李賀は進士に擧げられないのが正當である、隨つて之に進士となることを勧めた者は不都合である、此の言を聞いた者は、善く其當否を取調べもせず、一人が之に雷同すると同時に、又一人が之を言ひ觸らし、御尤もくと、皆同じやうに言嘯して居る、

皇甫湜曰、子與賀且得罪、第一大段の第三小段なり、皇甫湜の警告を叙す、

大段落 以上を第一大段となす、一篇の立案、

訓義 「皇甫湜」亦作者の門下生なり、  
講義 皇甫湜は余に忠告して云ふ、先生と李賀とは共に罪を得給ふべし、(早く辯明し給へと)

文法 「且得罪」は此の文を作る所の動機なり、唐の世には、諱を犯すものに刑罰あり、

愈日、然律曰、二名不偏諱、釋之者曰、謂若言徵不稱在、言在不稱徵是也、律曰、不諱嫌名、釋之者曰、謂若禹與兩、丘與藍之類是也、今賀父名晉肅、賀舉進士、爲犯二名律乎、爲犯嫌名律乎、父名晉肅、子不得舉進士、若父名仁、子不得爲人乎、第二大段の第一小段に照して無罪なることを辯ず、

訓義 「嫌」まじらひしきなり、「藍」音さう、葦に似たる草、

講述 韓愈、之に答へて云ふ、左様な次第であるか、律に三字の名は、片々宛は、諱ますとあり、之を解

せしに非ず、嫌名の律を犯せしに非ずと説破せざる處、反つて力あり、

夫諱始於何時、作法制以教天下者、非周公孔子歟、周公作詩不諱、孔子不偏諱、二名、春秋不譏、不諱嫌名、康王釗之孫實爲昭王、曾參之父名皙、曾子不諱昔、周之時有騏期、漢之時有杜度、此其子宜如何、諱將諱其嫌、遂諱其姓乎、將不諱其嫌乎、第二大段の第二小段なり、經史の根柢より之を辯ず、

訓義 「周公作詩不諱」周公の父なる文王の名は昌と曰ふ、兄なる武王の名は發と曰ふ、則ち發と昌とは周公の諱まざるべからざる所なり、然るに周公の詩に克昌、厥後二の句あり、是れ文王の諱を犯したるな

釋する者の言に、孔子の母は徵在と云ふ名であつたが、孔子は徵と言はれたるときは在と言はれず、又在と言はれたるときは徵と言はれなかつたやうな場合を指すと、即ち其れが二名不偏諱と云ふことなり、又律に類似の名は諱ますとあり、之を解釋する者の言に、禹と兩と丘と藍とのやうな類を謂ふと、即ち其れが不諱嫌名と云ふことなり、(右は音まじらひしきも、意味同じからず、)今李賀の父の名が晉肅である、處で李賀が進士に擧げらるゝことは、二名の律を犯すものとするか、嫌名の律を犯すものとするか、(何れにも觸れて居らぬではないか、)父の名が晉肅なりとて、其子が進士に擧げらるゝこと出來ざる次第ならば、若し父が仁と云ふ名であるときは、仁と人とは同音なる所より、其子は人間たること出來ざるか、(愚も亦甚しと謂ふべし、)

文法 若し父の名が仁ならば、子が人たるを得ざるかとは愚弄の言なるが、本と俗物に對して論ずることゆゑ、冷かしの文句を以て其非を悟らしめんとせしなり、又二名の律を犯すとなすか、嫌名の律を犯すとなすかと、疑問の形式を取り、自ら二名の律を犯

り、駭發二兩私二の句あり、是れ武王の諱を犯したるなり、(孔子不偏諱二名)孔子の母の名は徵在なり、而して論語に杞不足徵の語あり、是れ孔子は、二名の一つは諱まざりし證據なり、(春秋不譏不諱嫌名)衛公名は完、諱して桓と云ふ、諱は名の代りに呼ぶものなるに、完と桓とは嫌名なるが故に、諱を呼べば、やはり名を呼ぶこととなる、然るに春秋に於ては之を非とせず、(曾參)孔子の弟子、(不諱昔)曾子曾て昔者吾友と云へり、昔は音せき、其父の名の皙と嫌名なり、

講述 夫れ諱は何れの時代より始まりしか、(先づ其起源より論究せん)抑も法律制度を作り、天下に教へたる人は周公、孔子ではないか、(則ち法制中の一なる諱の事に就ても、立法者たる二聖人を模範とすべきである、)然るに立法者の一人たる周公は詩を作つて、其父文王と其兄武王との名を諱まなかつた、孔子は偏名を諱まないで、其母の名の一字を言はれたとがある、春秋は書法の謹嚴なる書であるに、嫌名を諱まなかつた事實に就て譏つた所がない、周の康王釗の孫は、實に昭王であつた、釗と昭とは嫌名であ

る、孫の諡を祖父の名と同音になしたるを見ても、嫌名（嫌名）の諱（諱）まな（まな）ことが判る、曹參（曹參）の父の名は暫（暫）であつたが、曹參は音を諱まなかつた、是れは嫌名を諱まなかつた第二の例である、周の時に騏期（騏期）と云ふ姓名の人があり、漢の時に杜度と云ふ姓名の人があつた、（此の二人は姓と名と同音である）此の場合に、其の子たる者が、どう云ふ風に之を諱むであらうか、（嫌名を諱むときは姓を諱まざるを得ない、姓を諱むときは姓を稱することが出来なくなる、是れは不可能である）嫌名を諱んで、遂に姓までも諱む方に爲すべきであらうか、其れとも嫌名の諱まない方に爲すべきであらうか、どちらである。

文法 周公、孔子を出したるは、反對論者の根據を我が根據として反撃を加へ、一言なからしむる手段にして、康王、昭王を出したるは、周公の禮を行ふ周の王室に於て已に諱まざりし事を證し、曾子を出したるは、孔子の徒も亦諱まざりし事を證す、而して騏期、杜度を出したるは、嫌名は之を諱まざるのみならず、實際諱む能はざることを證せしものなり、姓の廢すべからざるは固より言を待たざれども、敢て之を

正言せず、疑問を以て止めたるが如き、俗に謂はゆる眞綿（眞綿）にて首を絞むる手段なり、

漢諱武帝名徹爲通、不聞又諱車轍之轍爲某字也、諱呂后名雉爲野鷄、不聞又諱治天下之治爲某字也、今上章及詔、不聞諱、許勢秉機也、惟宦官宮妾、乃不敢言諱及機、以爲觸犯、（第二、第三小段より國典の上より辯す）

訓義 「漢諱武帝名徹爲通」（徹と云ふ人を通となし、徹侯と云ふ爵を通侯となせし類、「上章」表若しくは疏の類、「許勢秉機」許は大祖の名虎に近く、勢は太宗の名世民の世に近く、秉は世祖の父の名炳に近く、機は玄宗の名隆基の基に近し、「諱及機」諱は代宗の名豫に近く、機は玄宗の名隆基の基に近し、漢にては、武帝の名の徹を諱みて、此の字を

用ふる處には通を替字とした、然れども又車轍の轍を、徹と同字なるがため或る字に更へたことは聞き及ばない、呂后の名の雉を諱みて、雉の事をば野雞と云ひかへたが、更に天下を治むるの治の字が雉と同音なるがため、之を諱みて他の字に改めたることは聞き及ばない、今我が唐朝に於ても、下より上に差出す所の上表類、竝に上より下に降す詔勅類には、許勢秉機のやうな、祖宗の諱に於ける嫌名を諱まない、尤も唯宦官や奥向きの女供のみは、論機（論機）の二字を言はず、之を言ふときは、御諱に觸るゝことと思へり、

文法 周公を引きしより此に至るまで、列挙する所十箇條にして、其句法八様に變化す、士君子立言行事、宜何所法守也、今考之於經、質之於律、稽之以國家之典、賀舉進士爲可邪、爲不可邪、（第二、第三、第四小段なり、前段を一括して反詰を行ふ、）大段落 以上を第二大段となす、辯明、講述 元來士君子の言論にせよ行爲にせよ、法り

守るべき所は何物であるか、（經なり、律なり、國家の典例ならん）、今之を經文の上に參考し、之を法律の上に問質し、又國家の典例の上に就いて取調べたる處で、李賀が進士に擧げらるゝことは可となすか、不可となすか、（少しも不都合はないではないか、）文法 「考之於經」は上文の詩を引き春秋を引きたる一節を收め、「質之於律」は上文の律を引きたる一節を收め、「稽之以國家之典」は上文の漢の武帝の一節を收む、以上層層引證を行ひ反對論者を翻駁し、李賀が進士に擧げらるゝことの不當ならざるを言ふ、李賀に代つて辯じたる末文は、此に至つて畢る、

凡事父母得如曾參可以無譏矣、作人得如周公孔子亦可以止矣、今世之士不務行曾參周公孔子之行、而諱親之名、則務勝於曾參周公孔子亦見其惑也、（第四大段の第一小段なり、）（第二、第三、第四小段より國典の上より辯す、）

講述 凡そ子として父母に事ふること、曾子のやうに出来得るならば、悪く言はれず済むであらう、又人格の點に於て、周公、孔子のやうになることが出来得るならば、其れにて十分であらう、然るに今世の士は、曾子や周公や孔子のやうな聖賢の行ひを行ふことは骨を折らずして、親の名を諱むの一點(而も無益なること)に於ては周公、孔子、曾參以上になることを務むるは、如何にも惑へると外思れない、  
文法 「今世之士」は、暗に李賀を毀る者と聽いて察せざる者を指す、

夫周公孔子曾參、卒不可勝、勝、  
周公孔子曾參、乃比於宦官宮妾、則是宦官宮妾之孝於其親、賢於周公孔子曾參者邪、  
第三大段 第二小段

大段落 以上を第三大段となす、斷案、  
講述 夫れ周公、孔子、曾參は、到底之に勝ること

の出来ざる人物である、之に勝るときは宦官宮妾と肩を並ぶることゝなる、さすれば宦官宮妾などは非常なる孝行者にて、其孝行は彼の三人の聖賢に勝つて居るか、(逆も話にならぬ)

餘說

論理、筆力、共に論駁文の最上乘に居る、

桐葉封弟辯 柳子厚

講題 漢の劉向著す所の説苑に載す、成王、(周の武王の子)唐叔虞(成王の弟)と燕居す、(くつろいで居る)梧桐の葉を剪り、以て珪(玉にて造り、諸侯を封するとき、之に與へて證據となすもの)となし、唐叔虞に授けて曰く、余此れを以て汝を封すと、唐叔虞喜んで以て周公に告ぐ、周公以て請うて曰く、(下より目上の人に問ふことを請ふと云ふ)天子、虞(唐叔虞)を封するかと、成王曰く、余一には唯と云ふが如し、虞と戯るゝなりと、周公對へて曰く、臣之を聞く、天

子に戲言なし、言へば則ち史(記録の官)之を書し、工(音樂の官)之を誦すと、(公然となつて取回しのつかぬことを言ふ)是に於て遂に唐叔虞を晉(地名)に封す、周公善く説くと謂ふべし矣、一たび稱して、(言つてと云ふが如し)成王言を重んじ、弟を愛するの義を明かにして、王室の固(鞏固なり)を輔けしむるありと、

大旨 周公が成王の戲を實現せしめたるは、是れ過失を遂げしめたる者にして、大中至正の道に非ず、周公は成王を輔佐するに、大中至正の道を以てせざるべからざるを言ふ、  
目的 傳説を否認するに在り、

古之傳者有言、成王以桐葉與小弱弟、戲曰、以封汝、周公入賀、王曰、戲也、周公曰、天子不可戲、乃封小弱弟於唐、

大段落 以上を第一大段となす、問題を掲ぐ、  
講述 古へ史實を傳へたる者が申してある、昔し

周の成王が、桐の葉をば幼くかよわき弟に與へ、戯れて曰はるゝやう、此れを以て汝を取立て、一國の主とせんと、周公之を聞き、宮中に入つて祝儀を申上げた處、成王は、那の事は戯れである(無論實行する考へではない)と曰はれたるに、周公は、天子は戯るべからず、(戯るゝとは出来ぬ、戯れも戯れにするわけにゆかぬ)と曰つて、遂に此の戲を實行し、幼くかよわき王の弟をば、唐の地に封じたと云ふことである、  
文法 以上は全く叙事なり、然れども叙事の中に於て已に議論の種を含蓄せり、其議論の種とは、小弱弟の三字に外ならず、諸侯は民を治むる責任あり、幼少の者は固より其責任を盡す能はず、其責任を盡す能はざる者は諸侯たるの資格なし、されば小弱弟の三字は、已に其不都合なることを暗示せしものと謂ふべし、

吾意不然、王之弟當封邪、周公宜以時言於王、不待其戲而賀、以成之也、不當封邪、周公乃成

其不中之戲、以地、以人、與小弱弟者、爲之主、其得爲聖乎、第二小段

段なり、事可否に係はらず、周公の處置の不當なるを論ず

講述 吾は左様に考へない、王の弟が當然封すべきであるならば、周公は適當の場合を以て王に言上すべく、王の戯れを爲した時になつて、殊更御慶を申上げて其事を遂げざるべし、若し又封じてはならぬ事ならば、周公が其れにも拘らず、中正を得ざる戯れを成立せしめて、土地をば人民をば幼くかよわき弟などに與へて、其土地、人民の主人公と爲らしめたすれば、何として聖人となすことが出来ようや、

文法 當封邪の一節は正説、(表から言ふ)不當封邪の一節は反節、(裏から言ふ)なり○以地以人の以の字は、極めて土地、人民の重きことを見はす、○不中は後の大中を伏す、

且周公以王之言不可苟焉而已、必從而成之邪、設有不幸王

以桐葉戲婦寺、亦將舉而從之乎、第二小段の第二小段なり、王の言を遂行するの弊を推論す

「苟」一時的、其場限り、「設」もしと訓ず、假りになり、「婦寺」官女と宦官、

講述 且つ周公が王の言は座輿とすることが出来ぬと云ふ一點のみを以て、是非とも其言葉通りに成立せしめたのであるか、(弟であつたから、まだしも仕合せ)若し不幸にして王が桐葉を以て宦官、宮妾に戯れて、之を封じようとしたならば、(如何にする)其れでもやはり土地、人民を擧げて、之に従ふであらうか、

凡王者之德、在行之何若、設未得其當、雖十易之不爲病、要於其當不可使易也、而況以其戲乎、若戲而必行之、是周公教王遂過也、第二小段の第三小段なり、戲を行ふは王の不徳を養成する所以なるを論ず、

講述 凡そ王者の徳の善惡は、行ふ事柄の當ると否とに在るものである、若し正當の理に叶はぬ内は、十度之を改めようとも疵にならない、肝要なる點は、正當の理に叶つた處に於て之を變更せんと云ふ事である、普通の事においてすら幾度變更すとも差支へなきに、戯れに出でたることなどは猶更の事である、(實行する必要は少しもありはせぬ)若し戯れであるに拘はらず、是非とも之を實行すとしたならば、是れは周公が、成王に過失を遂行することを教ふと云ふものである、

吾意周公輔成王、宜以道從容優樂、要歸之、大中而已、必不逢其失、而爲之辭也、又不當束縛之、馳驟之、使若牛馬、然急則敗矣、第二小段の第四小段なり、輔導の大體に就て得失の在る處を論ず、

訓義 「從容」切迫の反、「逢」迎ふる、「馳驟」かけはしらす、「爲之辭」天子、戲言なしとの語、

講述 自分の考へでは、周公が成王を輔くる仕方は、道理に従ひ、ゆるゆると窮屈にせず、優しく樂みがてら、之を最も正しき點に歸せしむることを要せねばならん、決して成王の過失を取成して辨解を造り、實行せしむると云ふことはなき筈である、又成王を束縛して自由ならしめず、之を追ひ駆け逐ひ廻して己れの自由になすこと、まるで牛馬のやうに爲すと云ふ法はなし、窮屈にするときは、必ず失敗すべし、

文法 「大中」上文の不中の字に反應す、○急則破矣の上に、若牛馬然の四字を略したるものと視るべし、

且家人父子、尙不能以此自克、況號爲君臣者邪、是特小丈夫、缺缺者之事、非周公所宜用、故不可信、第二小段の第五小段なり、勢ひ行はれざる事ゆゑ、妄説なるべきことを論ず、

大段落 以上を第二小段となす、辯論、  
訓義 「君臣」成王は君、周公は臣、「缺缺」小利口な

り、「自克」自分の方が先方を押しまかす、「不可信」問題の事實、

講述 其上、平人の父子の間ですら、此の遣り方で無理押付をなし難い、名義が君と臣である以上、猶更の事である、此のやうな無理押付をなす者はつまらぬ人物であつて、小才を利かす輩の所爲である、周公の用ふべき仕方ではない、故にどうしても信じ難い、  
文法 全篇の議論、不可信の三字に歸著す、

或曰封唐叔史佚成之

大段落 以上を第三大段となす、

訓義 「或曰」史記の晉世家を指す、「史佚」史官にして、名を佚と云ふ人なり、「成之」唐叔を封すること成立せしめたるを云ふ、

謹述 或る説に據れば、成王が唐叔を封じたるは、史佚が成立せしめたるのであると、(恐らくは左様であらう、)

文法 此の一段は、上の不可信より胚胎し來る、已に史佚の事とすれば周公を咎むる必要なしとて、周公の爲に活路を開きたるなり、韓退之の陽城論の結

び方に比すれば、更に簡勁なり、

餘説

意數々轉じ、筆屢折れ、勁拔にして力あり、柳子厚本色の文なり、○中間の一段に「當封邪」の邪の字、「不當封邪」の邪の字、「其得爲聖乎」の乎の字、「必從而成之邪」の邪の字、「亦將舉而從之乎」の乎の字、即ち問語反語を疊用して、語氣甚だ急なり、然るに「是周公教王遂過也」の也の字、「急則敗矣」の矣の字を用ひて之を寬にし、「不可信」の句に至つては一助字を用ひず、文調の變化味ふべし、

與韓愈論史書 柳柳州

講題 此れは、韓退之が柳柳州に與へたる書簡に、歴史の意見を述べ、委細は劉秀才に與へたる書簡に在りと申來りたるに因り、柳柳州は之を觀たる處、如何にも謬論なりしかば、此の書を與へて其不心得を戒めたるものなり、但し本と

韓退之の劉秀才に與へたる書に就いて一一論駁を試みたるものなるが故に、此れと對照せざる時は本篇の精神を知るべからず、乃ち原書を左に録す、

答劉秀才論史書

六月九日韓愈白す、秀才問を辱うし愛せらる、敢て勉するに宜しく務むべき所を以てす、敢て賜を拜せざらんや、愚以爲へらく、凡そ史氏(歴史家)褒貶の大法は、春秋已に備はる矣、後の作者、事跡に據り實録するに在り、則ち善惡自ら見はる、然れども此れ尙淺陋偷惰者の能く就す所に非ず、況んや褒貶をや、孔子は聖人、春秋を作り、魯衛陳宋齊楚に辱められ、卒に不遇にして死す、齊の太史氏兄弟幾んど盡く、左丘明、春秋の時の事を紀し、以て明を失ひ、司馬遷、史記を作り刑誅せられ、班固瘦死し、陳壽起つて又廢れ、卒に亦至る所なし、王隱、謗を以て退けられ家に死し、習鑿齒一足なし、崔浩、范曄亦誅せられ、魏收天絶し、宋の孝王誅死す、足下稱する所の吳兢も亦身貴く、而して今其後聞(名譽)あるを聞かざる

んや、若し鬼神ならしむるも豈に自身慙愧せざるべけんや、若し鬼神あらば將に人に福せざらんすとす、僕駭(愚鈍)と雖も亦粗自愛を知る、敢て率爾に爲さざるなり、夫れ聖唐の鉅跡及び賢士大夫の事、皆磊磊落落天地に軒る、決して沈没せず、今館中人なきに非ず、將に必ず作者あり、勤めて之を纂せんとす、後世畏るべし、安んぞ足下にあらざるを知らんや、亦宜しく之を勉むべし、愈再拜、

大旨 韓退之が史館の職に居りながら、史官は災難ありとの迷信に因つて歴史を作らざるは、直道にあらざるを言ふ、  
目的 韓退之の職務上の不心得を戒むるに在り、

前獲書言史事云具與劉秀才書及今見其書藁私心甚不喜與退之往年言史事甚大謬

大段落 以上を第一大段となす、大體不賛成なる

ことを言ふ、

訓義 「史」歴史を史と曰ひ、又歴史官を史と曰ふ、此處は歴史官を指して謂ふなり、

講述 先日貴簡に接し候處、其中史官の御説御座候て、委細は劉秀才に與へたる書狀に見ゆとの事に有之、然るに今其御書狀の稿本を拜見致候に、餘人は兎も角も、自分の心にては甚だ面白からず被存候、何故と申し候に、退之が往年史官の事を申され候とは非常に相違致居候爲に御座候、

若書中言退之不宜一日在館下安有探宰相意以爲苟以史筆榮一韓退之邪

訓義 「書中言」此に書とあるは、劉秀才に與へたる書なり、「館下」館は修史館を謂ふ、下と云ふは、退之が其處に奉職するに因つて言ふ、  
講述 御書中に在る御説の通りに候はんには、退之足下は、一日たりとも史館に居られては宜しからざるを言ふ、

ぬ儀に御座候、何として宰相の意中を推測し、彼れが憐愍の情より、一個の韓退之に榮譽を與へんが爲に、史官の職を以て授けしなりと心得給ふ道理有之候はんや、

文法 榮の字は此の段中の字眼、

若果爾退之豈宜虛受宰相榮己而冒居館下近密地食奉養役使掌故利紙筆爲私書取以供子弟費古之志於道者不宜

若是 第二大段の第二小段なり、虛榮を受くるの道に違へるを言ふ

大段落 以上を第二大段となす、書中に「加一職榮之」とあるを駁す、

講述 若し果して右様の次第に有之候は、退之足下は、豈に無意味に宰相が自分に、榮譽を與へくれられ候に任せて之を受け、無遠慮にも禁中に接近する史館に住ひ、俸給を取り、屬吏を使ひ廻し、役所の紙や筆を利用して自分勝手の文書を作り、或は又自

宅に持歸りなどして、子弟の費消に供することが相成申さんや、古へに於て道義に志し候者は、決して斯様にてはなきものに候、

文法 道の字を出す、

且退之以爲紀錄者有刑禍避不肯就尤非也史以名爲褒貶猶且恐懼不敢爲設使退之爲御史中丞大夫其褒貶成敗人愈益顯其宜恐懼尤大也則又將揚揚入臺府美食安坐行呼唱於朝廷而已邪

訓義 「御史中丞大夫」御史大夫は百官の非行を彈劾するの官、中丞は之が副屬なり、「臺府」御史臺、  
講述 且つ退之足下は、記録する者は人の善惡を



書き顯はすものゆる、天の刑を受くるか、人の禍を受くるか、何れにも致せ不幸に遇ふ役柄なれば、避けて就職するの心なしと被申候が、此の御考へも尤も宜しからず候、試に考へ給へ、史官と申すものは、忠臣とか叛賊とか、唯名目の上に於て人を褒め人を貶す者にて、實際有形的の賞罰を加へ候には無御座候、然るに其れすら尙天刑や人禍を恐れて、其職を實行不被致儀ならば、萬一退之が御史中丞大夫となられ候時は如何に可有之哉、其人を褒むるなり、貶するなり、立派にするなり、破壊するなり、之を史官が筆の先き文字の上のみに行ふに比べ候時は、愈、以て目に立ち可申、(目に立ち候程、人より怨みを受けて禍ひを招くとも甚しく候へば)随つて其恐懼なさるべきとは尤も大なる事と被存候、然るに斯くても尙又揚揚と得意に臺府へ出仕被成、安座して美味を召上り、朝廷にて諸役人を呼び附け威張り給ふばかりにて、職務を御盡しなされず被爲入候べきや、(まさか左様には御出来なされまじ)

演繹的論法なり、  
在御史猶爾、設使退之、爲宰相、生殺出入、升黜天下士、其敵益衆、則又將揚揚入政事堂、美食安坐、行呼唱於內廷外衢而已、邪、則何以異、不爲史而榮其號、利其祿者也、  
訓義 (内廷外衢) 朝廷と街道、(出入) 或は中央に入れ、或は地方へ出す、(升黜) 升進と免降、  
講述 御史は彈劾を致すに不過候へ共、其御史にてすら、右の次第に有之以上、若し退之が宰相と被成候はんには、天下の士を生殺し、出入し、升黜する儀に候へば、其敵は益、多數と相成、随つて禍ひも益、大なることと被存候、然るに又揚揚と政事堂に入り、美味を食つて安座し、内は朝廷に於て、外は往來に於て、人を呼び附け指圖をなすばかりにて濟み候や、然

らば何を以て史官が歴史を作らずして、其名の榮譽を受け、其祿の利益を貪ると相違致候哉、(退之も、宰相が斯く其職を怠ることを善しとは思ひ給ふまじ、されば史官として職を怠るの不都合なることを自覺なさるべき筈に有之候、)  
文法 前の小段と共に、設使の二字を以て題外に拓開し、何以の二字を以て題意に歸入す、○揚揚の字、美食安座の字、呼唱の字等の形容を用ひ、議論をして枯燥ならざらしむ、

禍ひなきときは、又必ず天の刑罰あり、此の理由に因つて、彼の前に於て歴史を作りし人人をお咎め被成候様に見受け申し候、乍併是も亦非常に惑ひたる御考へに御座候、凡そ一つの位地に居り候以上は、其本分を直く致すことを思ふべき筈にて、其本分直からんには、縱令死すとも曲げ候事出来不申、若し之を曲ぐる位ならば、速かに其地位を退くが増しに御座候、

又言不有人禍、則有天刑、若以罪夫前古之爲史者、然亦甚惑、凡居其位、思直其道、道苟直、雖死不可回也、如同之、莫若亟去其位、  
訓義 (道) 猶本分と云ふが如し、(回) まぐると訓ず、  
講述 御書狀の中に又申され候は、人より受くる

孔子之困於魯衛陳宋蔡齊楚者、其時暗、諸侯不能以也、其不遇而死、不以作春秋、故也、當其時、雖不作春秋、孔子猶不遇而死也、若周公史佚、雖紀言書事、猶遇且顯也、又不得以春秋爲孔子累、范曄悖亂、雖不作史、其族亦誅、司馬遷觸天子、哀怒班

固不檢下、崔浩沽其直、以鬪暴虜、皆非中道、左丘明以疾盲、出於不幸、子夏不爲史、亦盲、不可以爲戒、其餘皆不出此、第三大段の第  
四小段なり、古  
人が刑禍を受けたるは修  
史の爲に非ざるを言ふ

訓義 「不能以」以は用に同じ、「史佚」前の桐葉封弟辯に出づ、「范曄」六朝の宋の人にて、後漢書を著す、文帝の時、反を謀つて誅せらる、「司馬遷」史記の著者、將軍李陵が匈奴に降りし罪を辯護せしため罪を獲たり、「天子喜怒」喜は附帶字、「班固」後漢の人、漢書を著す、其家僕が洛陽の令の行列を犯せしため、其怨を買ひ、終に獄死せり、「崔浩」北魏の人なり、暴虜とは魏主を指す、魏は本と夷種なればなり、鬪は争なり、犯すの義となる、崔浩、魏の悪事を石に書して路傍に立つ、魏人大に怒り、國惡を發揚すとなして武帝に譖し、誅せらる、「沽」賣るなり、「左丘明」春秋の傳（注なり）を著し、人、其傳は即ち謂はゆる左氏傳、「子夏」孔子の門人、「其餘不出此」其餘とは、韓退

之が李秀才に與へたる書中に引ける齊の太史、晉の陳壽、宋の孝王、王隱、習鑿之等を謂ふ、不出此は、其不幸は修史に由らずと云ふことなり、

講述 昔し孔子が魯衛陳宋蔡齊楚の諸國に於て困難に出遇はれ候は、全く其時代が闇黒にして、諸侯が孔子を用ふるに出來ざりし故に御座候、孔子が不遇にて歿せられ候は、春秋を作られ候理由には因り不申、縱令春秋を作られず候とも、孔子は猶不遇にて歿せられたるに相違無之候、周公、史佚などは、人の言語を記し又は事跡を書き候へ共、其れにも拘はらず、明主に遇ひ顯位に升られ候からは、又春秋の著作を以て孔子の疵と爲すとは出來不申候、范曄は叛亂の行にありたる事に候へば、彼れ歴史を作り不申とも、やはり其一族全滅致さるべき者に候、司馬遷は天子の怒りに觸れ、班固は部下を取締らず、崔浩は己の正直を沽らんとて夷狄の忌諱を犯し、何れも中正の仕方に無御座、又左丘明は疾ひの爲に盲目となりたる次第にて、全く不幸と申す外なく、子夏は歴史を作り不申れども、亦左丘明と同様盲目と相成候、されば以上の事例を以て修史の戒めとは致しかね候、其他

足下が禍ひを得たる人を例として舉げ給ひたる人々は、何れも修史の爲に禍ひを得たるには無之候、  
文法 引く所の孔子以下、或は一人一句、戰は一人數句、或は一句二人、長短錯落の點を見るべし、  
是退之宜守中道、不忘其直、無以他事自恐、退之之恐、惟在不直、不得中道、刑禍非所恐也、第三  
大段

の第五小段なり、直道を守るべく、  
刑禍を恐るべからざるを言ふ、

大段落 以上を第三大段となす、人禍人刑の説を駁す、

講述 されば退之は宜しく中道を守つて其直を忘れず、可被爲在、他の事を以て自ら恐るゝとなく、可被爲在、退之の恐れ給ふべき處は、直ならざると、中道を得ざるとに有之、刑禍などは御恐れ被成べき所に無之候、

文法 刑禍の字は、上の天刑人禍の説を收束す、  
凡言二百年文武士多有誠如

此者、今退之曰、我一人也、何能明、則同職者、又所云若、是、後來繼、今者、又所云若、是、人人皆曰、我一人、則卒誰能紀傳之邪、第四  
大段

の第一小段なり、一人の力  
に及ばずとの説を駁す、

講述 凡そ唐朝の初より今日に至る二百年の間、文武の士多しとの御説に御座候が、誠に其通りに御座候、然るに今退之は、我れ一人なれば、何とて此の如く多數なる文武名士の事を世に明かにするを得んやと被仰、さすれば同僚の史官も、亦斯く申し候はん、又將來退之に繼いで史官となる者も、亦同様のことを申し候べし、斯くて人人皆我れ一人なれば何とて明かにすべけんやと申し候は、結局何人が能く唐の事跡を記録して之を後世に傳へ申さんや、

如退之、但以所聞知、孜孜不敢怠、同職者、後來繼、今者亦各以

所聞知、孜孜不敢怠、則庶幾不墜、使卒有明也、第四大段の第二小段なり、退之は只自己の見聞する所を記すれば足ることを言ふ、

講述 退之の杯は、只御自身の見聞被成候所の事に就いて、孜孜と務めて敢て怠らず、而して同僚及び將來の後任者も、亦其れ其れ見聞せし所の事に就いて、孜孜と務めて敢て怠らざるときは、唐の事跡も廢滅に歸せずして、結局明白にならしむる見込み有之候、

不然、徒信人口語、每每異辭、日以滋久、則所云磊磊軒天地者、未必不沈沒、且亂雜無可攷、非有志者所忍恣也、果有志、豈當待人督責迫蹙、然後爲官守邪、第四大段の第三小段なり、退之の無責任を責む、

講述 又凡そ鬼神の事は、取柄なき迷信にて、證據とすべきものも無之候へば、智慧の明かなる人は不申處に御座候、然るに退之の如き智者に被爲在ながら、猶此様に懼れ給ふは何事に候哉、

今學如退之、辭如退之、好言論如退之、慷慨自謂直直行焉、如退之、猶所云若是、則唐之史述、其卒無可託乎、明天子賢宰相、得史才如此、而不果、甚可痛哉、第六大段の第一小段なり、歴史の不成立は惜むべきを言ふ、

講述 今學問あること退之の如く、文辭に長ずること退之の如く、言論を好むこと退之の如く、慷慨にして自ら正直不屈と云ふこと退之の如き人物すらも、猶被申所斯様に候ては、唐の歴史編纂は、結局託すべき人可無之、明天子、賢宰相が、斯様に修史の才ある人を得給ひ候に、尙修史の業が遂げられざるは、甚だ痛ましき次第に無御座候哉、

大段落 以上を第四大段となす、退之が、己れ一人なれば、歴史を作る能はずと云ひたるに就いて之を駁す、

訓義 「磊磊軒天地」韓退之の語なり、雄大にして天地に揚る、

講述 若し記録致さるときは、名士の事跡に就いて只人の話のみを信ずる事と相成、人は銘銘言ふ所の話が相違致し候ゆる、時日を経る久しければ久しき程、謂はゆる磊磊天地に軒がる所の大事業も沈沒致すに相違なく、其上、縱令沈沒致すまでに無之とも、亂雜に相成り、取調べの路なきに至り可申、右は道に志ある者の、忍んで放任致すべき所にあらず、果して志あるならんには、他人より催促を受け、是非なく相成、始めて吾が職掌を盡す筈が有之候はんや、又凡そ鬼神事、渺茫荒惑無可准、明者所不道、退之之智而猶懼如此、

大段落 以上を第五大段となす、鬼神の説を駁す、

退之宜更思、可爲速爲、果卒以爲恐懼不敢、則一日可引去、又何以云行且謀也、第六大段の第二小段なり、早く官を去るべきを言ふ、

講述 退之は御考直しを被成て可然候、若し修史を被爲御考へならば、速かに爲さるべく、又到底恐ろしくして爲しかぬるとの御考へならば、一日も早く官を御引きに相成べし、又何を以て行く行くは引去るつもり杯と申され候哉、

文法 「一日可引去」は、第二大段の「莫若亟去其位」に應ず、

今當爲而不爲、又誘館中他人及後生者、此大惑已、不勉已而欲勉人、難矣哉、第六大段の第三小段なり、己れを勉むるに及ばず、他人を誘ふの非を言ふ、

大段落 以上を第六大段となす、全篇を結ぶ、  
訓義 「又誘云云」韓退之書中の語、講題を參看す

べし、  
講述 今當然爲さるべき事なるに、之を爲し給はず、又史館中の他人及び後進の者を誘はるゝは、是れ大なる御心得違ひと申す外なし、御自分を勵まさずして人を勵まさんと思ひ給ふも、是れはどうも御困難の事に候、  
文法 大惑の字は首段の大謬に應ず、

### 晉文公問守原議

柳柳州

講題 周の襄王の十六年、王子帶の亂あり、晉の文公、王室を輔けて之を平げたるを以て、周王より、陽、樊、溫、原、欒、茅の地を賜はれり、文公は、其中の原を守らしむべき人を寺人(宦官)の勃鞞に問ひし處、勃鞞對へて云ふ、趙衰は、曩に君が流浪せし際、壺餐(辨當)を携へて從ひしが、路にて君を見失ひし時、飢に堪へざりしかども忍んで食はざりし程の忠臣なれば彼れに若く

者なしと、文公因つて趙衰に命じ、原に處らしめたり、

唐は朱泚の亂に懲り、德宗より以後、左右神策、天威等の軍を以て宦官の手に委ね、護軍中尉中護軍を置き、分つて禁兵を主らしめたるに因り、威柄下に移り、政、宦官に在り、故に此の文は晉の文公を論すと曰ふと雖も、其意、當時の弊を慨するに在り、後、憲宗の元和十五年及び、陳弘志の亂作り、作者の先見果して驗あり、  
大旨 晉の文公が、原を守らしむべき人を寺人に問うて之を定めたるは、當世を羞かしめ、後代を陥れたるものなるを言ふ、

晉文公既受原於王、難其守、問寺人勃鞞以界趙衰、

大段落 以上を第一大段となす、論題の事實を掲ぐ、  
訓義 「寺人」宦官なり、寺は侍に同じ、「界」與ふるなり、  
講述 晉の文公が、原と云ふ土地を王より拜受し

た後、何分大切の場所ゆゑ、普通の人に守らせ難いので、其人物の詮議に苦み、寺人の勃鞞に尋ねた處、勃鞞は趙衰を薦めた、そこで彼れの意見に従ひ、原の地を趙衰に與へて之を守らすこととした、

余謂守原政之大者也、所以承天子樹霸功、致命諸侯、不宜謀及媠近、以忝王命、而晉君擇大任、不公議於朝、而私議於宮、不博謀於卿相、而獨謀於寺人、

大段の第一小段なり、文公が王命を忝めたるを言ふ、  
訓義 「承天子」原は本と天子の領地なるを以て云ふ、「樹」たつる、「媠」なれて汚す、「寺人」勃鞞、  
講述 余は思ふ、原を守ることとは政治上重大なる事である、其れは天子より御引繼ぎに相成り、之を根據として霸者たる功業を立て、諸侯に命令を傳ふる譯合ひのものであるからである、此の如く重大なる

事であるから、心安立での近習などに相談をして、天子の命を汚してはならぬ筈であるに、晉君文公は、原を守ると云ふ大任の人を擇ぶに當り、公然と朝廷の上に會議をなさずして、内々宮中に相談をなし、大臣宰相に、博く諮問もせずして、獨り寺人のみに尋問をした、(是れは王命を忝むると云ふものである)  
文法 公議と博謀とは一事、私議と獨謀とは又一事、卿相は朝に在るもの、寺人は宮に在るもの、今四句に分ちたるは文を飾りしなり、○而晉君の而の字は、論據より論題に折入する肝要の字なり、

雖或衰之賢足以守國之政、不爲敗、而賊賢失政之端、由是滋矣、

第二大段の第二小段なり、文公が後代を陥れたるを言ふ、  
講述 但し趙衰其人は賢者であるから、原を守る能力があり、晉國の政治としては失敗でないかも知れざれども、賢人を賊ひ政を仕損する端緒は、之が爲に益すこととならん、  
況當其時、不乏謀議之臣乎、狐

偃爲謀臣先軫將中軍晉君疏而不咨外而不求乃卒定於內豎其可以爲法乎第二段の第三小段なり、問ふべき人ありしに問はざりしを論ず。

大段落 以上を第二大段となす、謀臣に問はずして宦官に問ひ、王命を忝めたるを論ず、

訓義 「内豎」宦官を謂ふ、即ち勃鞞、

講述 況んや此の時分に當り、相談をなすべき臣下に乏しくなかつたのであるから、猶更不都合ではないか、其相談相手と云ふは、群臣の中に於て狐偃は參謀であり、先軫は中軍の將であつたから、先づ此の人人に相談をなすべきである、然るを晉君は之を疏んじて相談せず、之を外外しくして意見を求めず、反つて詰まる處、宮中の「ボーイ」の意見を聞入れ決定した次第である、何として例となすことが出来ようや、  
文法 當世を差めたる事實を點出し、「其可以爲法字」の一句を以て「陷後代」の脈絡とす、

且晉君將襲齊桓之業以翼天

然而能霸諸侯者以土則大以

力則彊以義則天子之册也誠

畏之矣烏能得其心服哉第三大段の第二小段なり、文公の敗るべきに、反つて霸となりし所以を説明す。

大段落 以上を第二大段となす、此の事の興敗に大關係あるを言ふ、

訓義 「册」辭令を書きたる札なり、文公は、周の襄王の册命を受けて侯伯となりしなり、

講述 此の如く文公は失敗すべき道を辿りながら猶諸侯の霸となることの出来たるは別に其仔細あり、其れは、土地よりすれば大であつた、力よりすれば強くあつた、又名義よりすれば天子の命であつた、故に天下の者は抵抗が出来ずして、之を畏れたに過ぎぬ、何として心の底より服従させることが出来ようぞ、  
文法 上の「樹霸功致命諸侯」に應ず、

其後景監得以相衛鞅弘石得以殺望之誤之者晉文公也

子乃大志也然而齊桓任管仲以興進豎刁以敗則獲原啓疆適其始政所以觀視諸侯也而乃背其所以興跡其所以敗第三大段の第一小段なり、晉文公の所爲は、興るべき理に背いて敗るべき理に従へるを言ふ。

子乃大志也然而齊桓任管仲以興進豎刁以敗則獲原啓疆適其始政所以觀視諸侯也而乃背其所以興跡其所以敗第三大段の第一小段なり、晉文公の所爲は、興るべき理に背いて敗るべき理に従へるを言ふ。

大段落の第一小段なり、晉文公の所爲は、興るべき理に背いて敗るべき理に従へるを言ふ、

訓義 「所以興」卿相を用ひたるを言ふ、「所以敗」宦官を用ひたるを言ふ、

講述 且つ晉の文公は、行く行く齊の桓公の霸業を受け繼いで、天子を扶翼せんとするの志があつた、是れは實に大志である、然るに實際の行爲が此の志と反對なることは、文公の理想とも云ふべき齊の桓公は、管仲を任用して興り、豎刁を登庸して敗れた人である、今晉の文公が原の地を獲て領土を擴げることとなつたのは、丁度其政治の手初めであつて、諸侯に態度を示す譯であるから、桓公の所行を取合せねばならぬ場合である、其れに反つて桓公の興りたる仕方に背いて、敗れたる仕方を追つた次第である、

大段落 以上を第四大段となす、専ら後代を陥れたるを言ふ、

訓義 「景監」秦の孝公の時の宦官、衛鞅即ち商君を薦めて、宰相とせり、「弘石」弘恭と石顯となり、此の二人は俱に漢の宣帝の時の宦官にして、久しく樞機に與り、元帝の時遂に政事を専らにせしが、蕭望之と云ふ者、古への制度を引いて諫めしかば、二人之を讒して自殺せしめたり、

講述 其後、景監は衛鞅を宰相とすることを得、弘石は望之を殺すことを得たが、此の如き間違つた事に立至らしめたのは、晉の文公である、(文公が大事の問題を宦官の意見に定めた手本を示したからである、)

文法 「誤之者晉文公也」の一句、頓挫、力あり、

嗚呼得賢臣以守大邑則問非失問舉非失舉也然猶羞當時陷後代如此第五大段の第一小段なり、全篇を結ぶ。

講述 扱ふ文公は、賢臣を見當て、大なる都邑を

守らしめたることなれば、問ふべき所を問うたのであつて、(適任の賢者を問求めたるなれば)問ひ損じたわけではなく、擧ぐべき適任の賢者を擧げたのであつて、擧げ損じたわけではない、併し宦官に問うた一點の爲に、猶當時を差かしめ、後代を陥れたることは、以上論じたる通りなり、

文法 「差當時」は第二段に應じ、「陷後代」は第四大段に應ず、○陷は即ち上の誤の字を變化したるもの、

況問與擧又兩失之者其何以救之哉第五大段の第二小段なり、餘論なり、

講述 況んや問ふことも、擧げることとも、兩つながら仕損する者に至つては、どうして救ふことが出来ようぞ、

余故著晉君之罪以附春秋許世子止晉趙盾之義第五大段の第三小段なり、此の論を作する理由を云ふ、

大段落 以上を第五大段となす、文法を借りて當世を諷す、

訓義 「許世子止」許の悼公疾みし時、太子止の進めたる藥を飲んで卒せしに、春秋之を書して、許世子止、弒其君買と曰へり、「趙盾」晉の趙穿、其君靈公を弒せしに、孔子、趙盾が此の場合に處する道を失ひたることを罪し、春秋に、晉趙盾弒其君夷卓と書せり、「義」理法と云ふが如し、

講述 余は、右の理由により晉君の罪を發表して、春秋に許の太子の止と云ふ人と晉の趙盾と云ふ人と、の事を書いた理論に附することとした、

### 朋黨論 歐陽公

講題 朋黨とは同志の團結なり、然るに政府は常に之を忌むが故に、小人が君子を陥れんとするときは、必ず指して朋黨と呼ぶ、宋の仁宗の慶曆三年、杜衍、富弼、韓琦、范仲淹の諸君子、執政となり、諫官の員を増し、天下の名士を川ふ、歐陽公は、余靖、王素、蔡襄と共に諫官に拜し、盡

く弊政を改めんとせしに、群小人悦ばず、首として諫官の職に在る者十三人を攻撃せしかば、杜衍、富弼等、其位に安んぜず、相繼いで朝廷を去れり、群小人、目するに朋黨を以てし、之を陥るること甚だ多し、公は時に諫院に在り、此の論を作つて之を進めしかば、仁宗大に感悟せしと云ふ、

大旨 古へより朋黨を以て惡名となせしと雖も、決して然らず、但し一槩に朋黨と云ふも、其實君子のあり、小人のありが故に、人君は宜しく之を辨別すべし、苟も辨別するときは、朋黨も國家の害に非ざることを言ふ、

目的 諸君子の冤を解き、災を救ふに在り、

臣聞朋黨之說自古有之惟幸人君辨其君子小人而已第一大段の第一小段なり、全篇の綱領、

文章統纂 卷之二 朋黨論

あることにて、珍しき問題ではない、惟人君が朋黨の君子であるか、小人のであるかを見分け給はんことを希ふばかりである、

文法 人君辨其君子小人は一篇の主意、○君子、小人の字は、篇末まで貫通す、

大凡君子與君子以同道爲朋、小人與小人以同利爲朋、然之理也第一大段の第二小段なり、

訓義 「自然之理」さある、  
講述 大凡君子と君、  
朋となり、小人と小なる、此の事は、  
然臣謂、  
之也、

時、暫相黨引、以爲朋者、僞也、及其見利、則爭先、或利盡、則交疎、甚者、反相賊害、雖其兄弟親戚、不能相保、故臣謂小人無朋、其暫爲朋者、僞也、

第一大段の第三小段なり、小人の朋は僞なるを言ふ。

訓義 「黨引」結託して互に引合ふ、

講述 然れども臣の考へに據れば、小人には朋と云ふものなく、惟君子ばかりに之れあり、其理由は何であるかと申すに、小人の好む所のものは利慾福祿であり、貪る所のものは貨財である、彼等が利益を同じくしてある時に方り、暫くの間團結をなし、援け引きて朋を形づくるのは僞りである、彼等は一旦利を見ると云ふと、我れ勝ちに之を得ようとして争ひ合ひ、或は利益が盡くれば、是れまでの交際も疎遠になつて仕舞ふ、斯かる場合に及べば、親密所ではなく、反つて互ひに害を加へ殺し合ひ、兄弟親戚の間柄でも全うすることが出来ぬ、それ故に臣は小人には朋なく、彼れが暫時朋を形づくるは僞りであると申す次

第である、

文法 小人

の意表に出づ、故

し、以下其理由を説

君子、則不然

者、忠信、所惜者、名

則同道、而相益、以之

心、而共濟、終始如一、此君

朋也、

第一大段の第四小段なり、君子の朋の眞なるを言ふ。

訓義 「道義」道德義理、「濟」なすと訓ず、仕上ぐる

講述 君子は左様ではない、守る所のものは道義であり、行ふ所のものは誠實であり、惜む所のものは名譽節操である、之を以て身を修むるときは、主義を共にして互に益を受け、之を以て國に事ふるときは、心と同じうして共に事業を仕上げ、始めも終りも一の如く、毎も變らぬのは君子の朋である、

故爲人君者、但當退小人之僞

朋、用君子之眞朋、則天下治矣、

第一大段の第五小段なり、處置を言ふ。

大段落 以上を第一大段となす、君子、小人の辨別

すべきことを論ず、

講述 故に人君たる者は、一圖に小人の僞なる朋

を退けて、君子の眞の朋を用ふるが當然である、さす

れば天下治まるべし、

文法 此の一小段は、上を結び下を起す、「退小人

之僞朋」に上を結ぶなり、「用君子之眞朋」は下を起す

なり、○「天下治矣」の治の字は、下段に於ける幾多の

治亂興亡の字を引出す、

堯之時、小人共工驩兜等四人

爲一朋、君子八元八凱十六人

爲一朋、舜佐堯、退四凶、小人之

朋、而進元凱、君子之朋、堯之時

天下大治、

第二大段の第一小段なり、小人黨を退け君子黨を用ひて天下治まりたる例を擧ぐ。

訓義 「小人四人」共工、驩兜に、三苗と鯀とを加へ

て四人とす、謂はゆる四凶是れなり、「八元八凱」伯

奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季狸を八元と

曰ひ、蒼舒、隤數、檮杌、大臨、危降、庭堅、仲容、叔達を

八凱とす、元は善なり、凱は和なり、善良溫和なる人

と云ふこと、

講述 堯の時、小人である共工、驩兜等の四人は、

一組の朋となり、君子なる八元、八凱、併せて十六人

は、又一組の朋となつた、舜は堯を佐けて政治を行

ひ、此の四凶より成立して居る小人の朋を退け、八元

八凱より成立して居る君子の朋を用ひたが、之がた

め堯の時に於て天下は大に治まつた、

及舜自爲天子、而皐、夔、稷、契等

二十二人竝列于朝、更相稱美、

更相推讓、凡二十二人爲一朋、

而舜皆用之、天下亦大治、

第二大段の第二小

段なり、君子黨を用ひて天下治まりたる例を擧ぐ、

講述 其後、舜が自身天子となつた時に至つて、皐、稷、契等の賢人二十二人が、揃つて朝廷に列し、互ひに褒め合ひ互ひに譲り合ひ、凡そ二十二人が一組の朋となつたが、舜は皆之を用ひ、天下が此時も亦堯の時と同様大に治まつた、

文法 舜の時には小人の朋なし、故に唯君子を用ひたることのみを言ひ、小人を退けたることを言はず、○凡そ二十二人爲一朋而舜皆用之の而字は、朋の害ありと云ふ説に反して利益あることを示す振廻しの用法なり、

書曰、紂有臣億萬、惟億萬心、周有臣三千、惟一心、紂之時、億萬人各異心、可謂不爲朋矣、然紂以此亡國、周武王之臣三千人爲一大朋、而周用以興、第二大段の第三小段、朋なくして亡び、朋あつて興りたる例を擧ぐ、

訓義 (書曰)泰誓篇、

講述 書經に云ふ、般の紂王には、臣下億萬の多數あるも、人人一致せずして心を異にするが故に、億萬の心あり、周の武王は僅かに三千人の臣下あるも、皆心を一にせりと、紂の時に億萬人別別にて、各心を異にするにせば、朋に非すと云ふことが出来申すべし、(反對論者は朋黨を害物視すれども)紂は此の如く朋黨の不成立を以て亡びたのである、之に反して周の武王の臣は、三千人凝結して一大朋をなして居つたが、周は之を用ひて興つたのである、

文法 「可謂不爲朋」とは上の「小人無朋」に應ず、「爲一大朋」は上の「君子有朋」に應ず、○上に治まりたる例二箇條を擧げれば、此には興亡を並べ擧げて聊か文の變化を取れり、

後漢、獻帝時、盡收天下名士、囚禁之、目爲黨人、及黃巾賊起、漢室大亂、後方悔悟、盡解黨人、而釋之、然已無救矣、第二大段の第四小段なり、漢の時期を退けて亡びた

る例を擧ぐ、

訓義 (黨人)黨人中に三君、八俊、八顧、八及、八厨等あり、其領袖は張儉、范滂、李膺、郭泰等なり、(黃巾賊)鉅鹿の張角、妖術を教へて兵を擧ぐ、其數十萬、皆黄色の頭巾を著く、

講述 後漢の獻帝の時、盡く天下の名士を捕へて之を禁錮し、名指して黨人と曰つた、然るに黃巾の賊が起り漢朝が大に亂れたる場合に立至つて、始めて後悔に及び、盡く黨人の禁錮を解いて之を自由にしたが、最早時後れて其亂を救ふことが出来なかつた、

唐之晚年、漸起朋黨之論、及昭宗時、盡殺朝之名士、或投之黃河、曰、此輩清流、可投濁流、而唐遂亡矣、第二大段の第五小段なり、唐の時、朋を殺して亡びたる例を擧ぐ、

大段落 以上を第二大段となす、君子、小人兩黨の治亂興亡に關せる史實を列擧す、  
訓義 (昭宗時)天祐二年、裴樞、崔遠等を貶し、其

餘皆目して浮薄となし、貶逐虚日なく、縉紳全く空となれり、(此輩云云)君子黨は、平生己れの潔白なることを以て小人の汚行に對照して、自ら清流と稱せり、故に小人は其語を用ひて、甘心せしなり、

講述 唐の晚年に漸く朋黨の論を發生したが、昭宗の時に立至り、盡く朝廷の名士を殺し、或は之を黃河の中に流込んで云ふには、此の輩は清流の士なれば、濁流に投込むのがよいと、斯くて唐は遂に亡びたのである、

夫前世之主、能使人人異心、不爲朋、莫如紂、能禁絕善人之朋、莫如漢獻帝、能誅戮清流之朋、莫如唐昭宗之世、然皆亂亡其國、第三大段の第一小段なり、漢唐を收む、

講述 今日、前代の君主中、能く一人一人其心を別別にして、朋とならせなかつたのは、紂ほどのものはない、能く善人の朋を作ること禁止したのは、漢の



獻帝ほどのものはない、能く清流の朋を誅戮したのは、唐の昭宗の時代ほどのものはない、然るに何れも之が爲に其國の戦亂を招き、又は滅亡を來したのである。

更相稱美推讓而不<sub>レ</sub>自疑、莫<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>舜之<sub>二</sub>二十二人、舜亦不<sub>レ</sub>疑、而皆用<sub>レ</sub>之、然而後世不<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>舜爲<sub>二</sub>二十二人朋黨所<sub>レ</sub>欺、而稱<sub>レ</sub>舜爲<sub>二</sub>聰明之聖者、以其能<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>君子與<sub>レ</sub>小人也、第三大段の第二小段なり、舜を收む。

講述 互ひに徳を褒め譽れを讓つて、自ら疑はなかつたのは、舜の二十二人ほどのものはない、舜も又疑ふことなく、皆之を用ひた、然るに斯くても後世、舜が二十二人の朋黨に欺かれたとて、悪しく言ふものはない、反つて舜を稱して聰明の聖人となす譯は、舜が能く君子の朋黨と小人の朋黨とを見分けたからである。

文法 「能辨君子與小人」は主意の歸宿する所にし、首段を顧る、

周武之世、舉<sub>レ</sub>其國之臣三千人、共爲<sub>レ</sub>一朋、自古爲<sub>レ</sub>朋之多、且大莫<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>周、然周由此而興者、善人雖多而不<sub>レ</sub>厭也、第三大段の第三小段なり、周を收む。

講述 周の武王の世に於ては、其國の臣三千人を引きこぞつて、共に一團の朋であつた、古へより朋を作るの多くして且つ大なることは、周ほどのものはない、然るに周は此の朋の御蔭で興つたわけは、善人は何程多くとも差支がないからである、(何よりの證據である)

嗟呼治亂興亡之迹、爲<sub>レ</sub>人君者、可以<sub>レ</sub>鑑<sub>レ</sub>矣、第三大段の第四小段なり、治亂興亡を結ぶ。

大段落 以上を第三大段となす、前段の歴史的事實に就いて論斷を下す、  
講述 扱も前に述べたるやうに、國家の治まつた

り亂れたり、興つたり亡びたりする跡方は、世の人君たるものが手本とする價值あるものである、  
文法 前の二小段を以て君子、小人を結び、此の小段を以て治亂興亡を結ぶ、文法尤も精密なり、

餘説

反對黨已に朋黨を以て君子を陥れんとす、今君子の朋黨に非ざることを辨せんとせば、即ち彼れ益々之に乗すべし、是に於て敢て朋黨の名を辭せず、進んで「小人無朋」と曰ひ、以て彼れの膽を破る、凡そ論文には、必ず此等の警策なかるべからず、以下、唯君子、小人の朋たる眞偽を論じ、前代の治亂興亡を擧げて人主の鑑戒に供するのみにて、一言も時事に涉らず、眞に老成の見、老成の筆と謂ふべし、末段、前世の事跡を收拾する處、一順一逆にして文勢板ならず、

縱囚論

歐陽公

講題 縱囚とは、囚人を解放するなり、唐の太

宗の貞觀六年十二月、太宗親ら囚徒の名簿を取調べ、死刑に當るもの三百九十人を解放して、其家に歸らしめ、命するに明年の秋の末を期し、來つて刑に就くべきことを以てす、其後、期に應じて畢く至る、詔して其罪を赦す、此の文は、其事の是非を論じたるものなり、  
大旨 太宗が囚人を赦したるは人情に非ず、名を求むるが爲めになしたるなり、常法と爲すべからざるを言ふ、

信義行<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>君子、而刑戮加<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>小人、刑入<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>死者、乃<sub>レ</sub>罪大惡極、此又<sub>レ</sub>小人之尤甚者也、寧<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>義死、不苟<sub>レ</sub>幸生、而視<sub>レ</sub>死如<sub>レ</sub>歸、此又<sub>レ</sub>君子之尤難者也、第一大段の第一小段なり、君子、小人の情狀を言ふ。

訓義 「入」支那律にて、罪を重き刑に入る、を入と曰ふ、「幸」こひねがふ、  
講述 信義は君子の上に行はる、事であつて、刑

戮は小人の身に加へらるゝものである、同じ刑罰を加へらるゝ小人の中に於ても、死刑に入る者に至つては、罪は大であり、悪は極まれる者であるから、此れは又小人中の尤も甚しき部類である、君子には信義が行はるゝとは云へ、合義の死と不義の生と並び立ち、之を選択せざるべからざる場合に、いつそ義に由つて一命を抛つとも、僥倖を以て死を免るゝことを希はず、死を視ること、宛かも旅人が吾が家に歸るが如く平然たるに至つては、君子に於ても、尤も困難とする所である、

文法 先づ君子と小人との二柱を立つ、而して君子を客とし小人を主となす、

方唐太宗之六年、錄大辟囚三百餘人、縱使還家、約其自歸、以就死、是以君子之難能、責其小人之尤者、以必能也、其囚及期而卒、自歸無後者、是君子之所

るまでを一節とす、赦す者に就いて論ず、「其囚及期」以下を一節とす、赦さるゝ者に就いて論ず、

或曰、罪大惡極、誠小人矣、及施恩德、以臨之、可使變而爲君子、蓋恩德入人之深、而移人之速、有如是者矣、第二大段の第一小段なり、辯護説を假設す、

講述 或人云ふ、罪大にして惡極まる者は、誠に小人に相違ない、然れども上より恩德を以て彼等を扱ふ結果、小人を君子に變化することが出来得るものなり、(即ち死刑を犯した大罪人も、歸宅を許された恩典に感じて心を改め、約束を違へずして死に就くことゝなる)但し恩德が人に沁み込むことの深くして、人を移し變ふることの速なること、此の場合のやうなものがあると、

曰、太宗之爲此、所以求此名也、然安知夫縱之去也、不意其必

難、而小人之所易也、此豈近於人情哉、第一大段の第二小段なり、太宗の行爲を律するに、前の虚論を以てし、其人情に近付ざるを言ふ、

大落段 以上を第一大段となす、太宗の人情に近付かざるを言ふ、

訓義 「大辟」辟はつみと訓ず、死刑を大辟と曰ふ、〔録〕しらぶるなり、

講述 唐の太宗の六年に方り、死罪の囚人三百餘人を取調べ、之を解放して家に還らしめ、自ら歸り來りて刑に就くべきことを約した、右は君子にても爲し難きことを、小人の尤なる者に向つて、是非せよと責むる次第である、又其罪人が約束の期限が來たとき、己れから進んで牢獄に歸り往き、敢て後れた者がなかつたと云ふことであるが、右は僥倖を求めない君子に於ては、死ぬと定まつて居るから爲し難いとする所であつて、僥倖を求むる小人に於ては免れるかも知れぬと思ふから爲し易いとする所である、太宗が囚人を放つたり、囚人が歸つたりすることは、どうして人情に近からうや、人情に違反して居る、

文法 人情の一句は後を伏す、○「以必能也」に至

來以冀免、所以縱之乎、又安知夫被縱而去也、不意其自歸而必獲免、所以復來乎、第二大段の第二小段なり、太宗の名を求むるを言ふ、

講述 答へて曰ふ、太宗が死囚を解放したのは、此の恩德が人に沁み込むことの深いと、人を移すことの速かであつたとの名譽を求むる爲であつた、足下は兎や角申さるゝが、太宗が囚人を放ちたる時、囚人が、約束の通り再び來たときは罪を赦されるであらうと考へて、必ず來ることと豫測の結果、之を放つたのではないと云ふことが、どうして知れようや、又放たれたる囚徒の方も、己れが自ら歸つて死地に就いたならば、必ず罪を免るゝであらうと考へて、復び來たのではないと云ふことがどうして知れようや、

文法 「然安知夫縱之去也」の一節は下の恩德を伏す、「又安知夫被縱而去也」の一節は後の信義を伏す、此の如き疑ひの辭を設けた文情と筆致とを曲折せしむるは、歐陽氏の長所なり、

夫意其必來而縱之、是上賊下之情也、意其必免而復來、是下賊上之心也、吾見上下交相賊、以成此名也、烏有所謂施恩德與夫知信義者哉、

訓義 「賊」不正に解釋するなり、人の心中を探つて取ること、猶盜賊の如くなるを云ふ、

講述 夫れ太宗が、囚徒の赦免を僥倖し、必ず來るべしと思つて、之を放つことは、是れ上たる者が下の情意を惡しく看定めたるのである、囚徒が、太宗の必ず赦しくることを思つて、復び來ることは、是れ下たる者が上の心情を惡しく看定めたるのである、自分には是に於て上下の雙方が互に賊害して、此の名譽をなしたることを認む、何とて恩德を施すの、信義を知るのと云ふことがあらうや、

文法 「上下交相賊以成此名」は、上の「所以求此名也」に應ず、

不然、太宗施德於天下、於茲六年矣、不能使小人不爲極惡大罪、而一日之恩、能使視死如歸而存信義、此又不通之論也、

大段落 以上を第二大段となす、太宗の名を求むる所以を論ず、

訓義 「一日之恩」囚徒を解放せしこと、

講述 若し太宗が名を好むとせぬならば、理窟の合はぬ點がある、太宗が恩德を施すことは、茲に六年の久しき間である、然るに其結果、小人に極惡大罪を犯させぬことが出來ないで、僅か一日の恩に由り、彼の死刑を宣告せられたる者をして、死を見る歸するが如く、信義を心の中に存在せしむることが出來得たとは、逆も通用せぬ議論である、

文法 「於茲六年」は、起首の「唐太宗之六年」に應ず、

然則何爲而可、曰、縱而來歸、殺之無赦、而又縱之而又來、則可知爲恩德之致爾、然此必無之事也、

講述 然るときは如何せば宜しきや、曰く、彼等を解放して約束の通り戻り來りしならば、之れを殺して一人も赦すことなく、又別の囚徒を放ち遣り、其囚徒も亦前の者と同様戻り來りしならば、恩德の結果であると云ふことが知らるゝが、此れは決して無いことである、

若夫縱而來歸而赦之、可偶一爲之爾、若屢爲之、則殺人者不死、是可爲天下常法乎、不可爲常者、其聖人之法乎、

非ざるを言ふ、

講述 彼の囚人を放ち遣つて、其者が歸り來たとき之れを赦すやうなことは、偶然一度位は爲すことが出來る位のものである、若し屢、之れを行つたときには、人殺しの罪人も皆赦されて、殺されざることとなる、是れは天下の常法となすことが出來ようや、常法と出來ぬものは、何として聖人の法則であらうや、

文法 常法の二字を提出す、縱囚の得失、顯然見るべし、○人情に近からず、故に常法と爲すべからず、○聖人の二字を出したるは、後の堯舜三王に引入るためなり、

是以前堯舜三王之治、必本於人情、不立異以爲高、不逆情以干譽、

大段落 以上を第三大段となす、太宗の仕方は常法に非ざるを言ふ、

講述 右の如き道理であるから、堯、舜、三王の政治は必ず人情に本づき、特に人と違つた事をして高

尚とせず、又人情に逆つて名譽を求めなかつた、  
文法 譽は名の替字なり、

謝疊山評 文有氣力、有光焰、熟讀之、可發人才氣、善於立論、  
講述 文に氣力あり、光焰あり、之を熟讀するときは、人の才氣を呼起して、議論を立つることに上手となるべし、

餘説

作者の胸中に先づ結末の二句あり、論據已に定まる、然るに人情に近からざる點より説き入り、而して此の名を求むると云ふ一語を以て破的となし、論據は反つて最後に置けり、是れ一篇の重鎮たる所以なり、又必無より不可常を生じ、不可常より聖人の法に非ざるを生じ、遂に堯舜三王に引入れ、其政治を以て結穴とす、謂はゆる壁立千仞の勢ひあり、

春秋論

歐陽公

講題 春秋とは孔子の著されたる魯國の歴史の名、五經の一に列す、春秋の傳と稱して、其注解の如き歴史三種あり、曰く公羊傳、曰く穀梁傳、曰く左氏傳、此れを三傳と謂ふ、歐陽氏の春秋論は本と上中下の三篇あり、今此に載せたるは其中の下篇なり、

大旨 晉の趙盾と、許の世子止との事を舉げて、春秋の三傳は信すべからず、經文に従ふべきことを言ふ、

弑逆大惡也、其爲罪也莫贖、其於人也不容、其在法也無赦、法施於人、雖小必謹、況舉大法、而加大惡乎、既輒加之、又輒赦之、則自侮其法、而人不畏、春秋用法、不如是之輕易也、

大段落 以上を第一大段となす、春秋は妄りに弑逆の罪を加へ又は赦さざることを言ふ、

講述 弑逆の罪は大惡である、其罪の性質としては贖ふものなく、其犯人としては世の中に包容されず、其法律としては赦すことがない、凡そ法律を人に適用するには、微細のことでも之を慎む必要がある、況んや大法(重刑)と云ふが如し(之)を擧げて大惡(弑逆罪)に加るに於ては、猶更慎むべきではないか、其れに今無造作に之を加へながら、又無造作に之を赦すとすれば、自分で其法を侮ると云ふもので、其結果世の中の人も輕輕しく思ふ所より、之を畏れぬやうになる、孔子が著し給ひたる春秋は、斯様に輕易なものではない、

文法 以上は論文の冒頭の如し、

三子說春秋、書趙盾、以不討賊、故加之大惡、而以盾非實弑、則又復見乎經、以明盾之無罪、是輒加之而輒赦之、爾以盾爲無

弑心乎、其可輕以大惡加之、以盾不討賊、情可責、而宜加之乎、則其後頑然未嘗討賊、既不改過、以自贖、何爲遽赦、使同無罪之人、其於進退皆不可、此非春秋意也、

訓義 第二大段の第一小段なり、盾が賊を討つて、

〔三子〕三傳の著者、公羊高、穀梁赤、左丘明を謂ふ、〔書趙盾云云〕左傳の宣公二年に出でたる事實、趙盾と云ふ者、晉の君靈公を弑したるに、趙盾は、晉の卿にてありながら其仇を討たざりしかば、靈公を弑したる者と視做して、大惡罪を加へたり、〔以盾非實弑〕趙盾は弑逆の名を被りたれども、實際彼れが靈公を弑したるに非ざるを以て、彼れの名は再び春秋の經文に出づ、君を弑したる者名は再び經文に出さぬが春秋の例なれば、趙盾の名が再び見えたるは、其無罪なることを表せるなりと、  
講述 公羊、穀梁及び左氏の三人は、春秋に趙盾の

事を書いてある處を説明して云ふ、趙盾は賊を討たなかつた爲に之に大惡を加へ、(趙盾弑其君)と書したるを云ふ)其事濟みし後、盾は實際君を弑したわけでない所から、其名が又經文に出て居る、斯くて盾の罪なきことを明かにしたのであると、是れこそ無造作に罪を加へながら、又無造作に之を許したのである、盾に君を弑する心がなかつたと思ふのであるか、それならば輕輕しく大惡を以て之に加へらるゝものであらうや、又盾が賊を討たず、其心情責むべき所ある點から之に大惡を加へねばならぬのであるか、さうすれば其後彼れは頑として變ずる所なく、遂に賊を討ちたることあらず、斯く過ちを改めて自ら贖はない以上、どういふ次第で遽かに之れを赦して無罪の人と同様にしたか、積極的に盾を以て弑心ありとするも、消極的に弑心なしとするも、何れにしても都合である、此れは春秋の主意ではない、

趙穿弑君大惡也、盾不討賊、不

能爲君復讎、而失刑于下、二者輕重不較可知、就使盾爲可責、然穿焉得免也、今免首罪、爲善人使無辜者受大惡、此決知其不然也、  
第二大段の第二小段なり、實弑の趙穿を罪せずして、罪なき趙盾を罪するの誤りを言ふ。  
講述 趙穿は、實際君を弑したることゆるゑ大惡人である、趙盾の方は、賊を討たず、主君の爲に復讎をなさず、配下の罪人を取逃したるまで、あるから、此の二人の罪の孰れが軽く孰れが重いかは、比較せずとも知ることが出来る、縦令ひ盾が責むべきにもせよ、本人の穿は何として免るゝことが出来ようや、然るに今首罪の人を免じて善人とし、無罪の者に大惡の名を負はす次第であるが、右は決して左様な事實でないこと云ふことが分る、

春秋之法、使爲惡者不得幸免、疑似者有所辨明、此所謂是非

之公也、據三子之說、初靈公欲殺盾、盾走而免、穿盾族也、遂弑公而盾不討、其迹涉於與弑矣、此疑似難明之事、聖人尤當求情責實而明白之、使盾果有弑心乎、則自然罪在盾矣、不得曰爲法受惡而稱其賢也、使果無弑心乎、則當爲之辨明、必先正穿之惡、使罪有所歸、然後責盾、縱賊則穿之大惡不可幸而免、盾疑似之迹獲辨、而不討之責亦不得辭、如此、則是非善惡明矣、今爲惡者獲免、而疑似之人

陷於大惡、此決知其不然也、  
第二大段の第三小段なり、三子の説の公道に反するを言ふ。  
講述 春秋の法に於ては、惡を爲す者をして、幸ひに免るゝことの出来ぬやうになし、罪の疑はしいものは、辨明することあるやうにする、是れ是非の公と申すものである、三子の説く所に據れば、初め靈公は盾を殺さうとした處、盾は走つて免るゝことを得た、穿と云ふ人は盾の一族であつて、遂に靈公を弑したけれども、盾は之を討たなかつたゆゑ、其跡方は弑逆の事に關係したやうなり、此れは疑はしくして明になし難い事であるから、聖人たる孔子に於ては、何れともあれ真相を求め事實を究めて、之を明白に調べ給ふ筈である、若し趙盾が實際靈公を弑する心ありしならば、其罪は當然盾に在り、法の爲に惡を受くと曰つて、彼れの賢を稱するわけにゆかぬことである、又實際靈公を弑する心がなかつたものならば、之が爲に辨明し、是非とも先づ穿の惡を正し、弑逆の罪の責任者を定め、斯くて盾を見逃した罪を責めんには、則ち穿の大惡は、僥倖に免るゝこと出来ず、又盾の疑は

しき形跡は、辯白が出来ると共に、賊を討たなかつた罪も亦免れない、斯う云ふ風であれば、是非善悪は明白である、今悪をなす者が免るゝことを得て、罪の疑はしい人が反つて大悪に陥ると云ふことは、決して事實でないことと云ふことが分る、

若曰盾不討賊有<sub>レ</sub>幸弑<sub>レ</sub>之心與<sub>レ</sub>自弑<sub>レ</sub>同故寧捨<sub>レ</sub>穿<sub>レ</sub>而罪<sub>レ</sub>盾此乃<sub>レ</sub>逆詐用情之吏矯激之爲爾非<sub>レ</sub>孔子忠恕春秋以<sub>レ</sub>王道治<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>之法也孔子患<sub>レ</sub>舊史是非錯亂而善惡不明所以修<sub>レ</sub>春秋就<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>舊史如此其肯從<sub>レ</sub>而不正<sub>レ</sub>之乎其肯從<sub>レ</sub>而稱美又教<sub>レ</sub>人以<sub>レ</sub>越境逃<sub>レ</sub>惡乎此可知<sub>レ</sub>其謬傳也問者曰然則夷皐孰弑<sub>レ</sub>之曰孔子所書

是矣趙盾弑<sub>レ</sub>其君也第二段の第四小段なり決案  
訓義 「逆詐用情」人の心を悪意に取り、多分詐りであらうと推定し、又勝手の考へを用ふるを謂ふ、  
〔矯激〕矯は本と然らざることを曲げ偽るなり、激は過刻なり、〔忠恕〕己れを盡すを忠と曰ひ、己れを推すを恕と曰ふ、己れの心の底を盡し、己れの心より他人を想ひやるなり、〔從而稱美又教人以越境逃惡〕左傳に曰く、仲尼云ふ趙宣子（盾のこと）は良大夫なり、法の爲に悪を受く、惜しいかな境を越えれば乃ち免れんと、盾は晉の臣なるが故に、若し國強を踰えて他國に行くとときは、君臣の義が絶ゆることなれば、君の讎を報いずとも惡名を逃るゝことを得るとの意なり、〔夷皐〕靈公の名なり、  
講述 若し盾が賊を討たなかつたのは、靈公の弑せられたことを仕合せであると思ふ心あり、自ら手を下して弑せしと同様であるから、寧ろ本人の穿を置いて盾を罪したのであると曰ふならば、是れこそ、人を見れば詐偽者と思ひ、自分勝手の考へを用ふる役人などの無理無體の仕方であつて、孔子の忠恕の道、竝に春秋が王道を以て人を治める所の法ではな

い、孔子は舊來の歴史が是非入り亂れて、善惡の明かならざることを思へ、之が爲に春秋を作られたのであるから、縦令ひ舊史に此の様に書いてあつた處で、どうして之に盲從して正さないことがあらう、どうして之に盲從し、趙盾の賢者なることを譽め、境を越えさせば罪を逃れんなどと、之に教ふる道理があらう、されば其事實の間違つて傳へられたることが知れる、問ふ者の曰く、貴説の通りならば、夷皐即ち靈公は何人が弑したのであるかと、余は之に答へて云ふ、やはり經文にある通り、孔子の書かれし所が本當である、即ち趙盾が其君を弑したのであると、  
文法 趙盾が實際靈公を弑したるに非ざれば、春秋に趙盾其君を弑すと書くべき法なし、然るに三子の説に従へば、趙盾は君を弑せしに非ざれども、罪人を取正さざりし爲に斯く書かれたることとなる、今縦横に其非を論破し、斷然經文に従つて趙盾を弑逆者と定め、古來人の信ぜし所を翻し去る、大膽力、大筆力と謂ふべし、  
今有<sub>レ</sub>一人焉父病<sub>レ</sub>躬進<sub>レ</sub>藥而不

嘗<sub>レ</sub>又有<sub>レ</sub>一人焉父病<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>躬進<sub>レ</sub>藥而二父皆死又有<sub>レ</sub>一人焉操<sub>レ</sub>刃以<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>其父使<sub>レ</sub>吏治<sub>レ</sub>之是三人者其罪同乎曰雖庸吏猶知其不可<sub>レ</sub>同也躬<sub>レ</sub>藥而不<sub>レ</sub>嘗<sub>レ</sub>者有<sub>レ</sub>愛父之心而不<sub>レ</sub>習<sub>レ</sub>於禮是可<sub>レ</sub>哀也無罪之人爾不<sub>レ</sub>躬<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>藥者誠不<sub>レ</sub>孝矣雖無<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>親<sub>レ</sub>之心未有<sub>レ</sub>弑<sub>レ</sub>父之意使<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>獄者蔽<sub>レ</sub>之猶當<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>操<sub>レ</sub>刃<sub>レ</sub>殊<sub>レ</sub>科況<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>躬<sub>レ</sub>藥<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>孝反<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>操<sub>レ</sub>刃<sub>レ</sub>者同<sub>レ</sub>其罪乎此庸吏之所不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>也第三大段の第一小段なり、比喩を以て論を立つ、  
今茲に一人あり、父が不圖病氣に罹つたが、

自身藥を煎じて之を進めたけれども、毒見をしなかつた、又一人あり、是れは父が病氣になつたけれども、自身藥を進めなかつた、處で此の二人の父は、雙方とも死亡した、又別に一人あり、是れは刃物を持つて父を殺した、扱法官に之を判決させたならば、此の三人の者は同罪であらうか、曰く、平凡の法官と雖も、之を同罪になすわけにゆかぬ位の事は知つて居る、自身藥を進めはしたれど、毒見することを知らなかつた者は、父を愛する孝心はあつたに拘はらず、藥を嘗めなければならぬと云ふ禮に習はなかつたのであるから、憐むべき者である、無罪の人に過ぎない、自身藥を進めなかつた者は、誠に不孝に相違ない、但し親を愛する心はなかつたとは云へ、流石に父を殺さうと云ふ考へはなかつたのである、上手の裁判官に之を判決させたならば、固より不孝の罪は免れないにもせよ、刃物を持つて殺したものは、罪科を殊にする筈である、況んや自身藥を進めたる孝行の子をば、反つて親殺しと同罪となす法があらうや、是れは平凡の法官すら爲さざる所である、  
文法 前の趙盾を論じたる所は、三傳の説明より

説き起し此の許の世子を論ずる所は、喻を以て起す、重複を避くるの手段なり、

然則許世子止實不嘗藥、則孔子決不書曰弑君、孔子書弑君、則止決非不嘗藥、  
許の世子止の父を弑せしことな

大段落 以上を第三大段となす、許の世子止に就いて三傳の妄を斷す、

講述 此の喻への通りならば、許の世子止が實際唯藥の毒見をしなかつただけならば、孔子は決して君を弑すとは書かれない筈である、孔子は君を弑すと書かれたる以上は、止は決して藥を嘗めなかつたのではない、(毒と知りながら、之を飲ましたに相違ない)

難者曰、聖人借止以垂教、爾對曰、不然、夫所謂借止以垂教者、

不過欲人知嘗藥、爾聖人一言、明以告人、則萬世法也、何必加孝子以大惡之名、又嘗藥之事、卒不見於文、使後世但知止爲弑君、而莫知藥之當嘗也、教未可垂、而已陷人於大惡矣、聖人垂教、不如是之迂也、果曰罪止不如是之刻也、  
第四大段の第一小段なり、  
第一の駁問に答ふ、

講述 難問する者の云ふやう、是れは聖人が止を借りて教へを後に残されたに過ぎぬと、對へて云ふ、君の申さるゝ、止を借りて教へを垂るゝと云ふことは、人に藥の毒見をなすべきことを知らせたいと思ふに過ぎない、さうならば、聖人が其事を明白に人に告げられなば、萬世の法となることなり、どうして飽くまでも孝子に大惡の名を加ふる道理があらうや、さうして藥を嘗めよと云ふことは、經文に見えて居

らぬ、されば後世に但だ止が君を弑したと云ふことだけを知らしむるのみであつて、誰れも毒見をすべきであると云ふことを知る者がない、さうすると、教への方は残すことが出来ぬ内に、はや人を大惡に陥るゝ結果となる、聖人が教へを垂れ給ふは、斯様に迂なものではない、果して止が藥の毒見をしなかつたのを罪するため斯く書かれたのであると申さるゝか知れぬが、聖人は斯様に刻薄のものではない、

難者曰、然則曷爲盾復見于經、許悼公曷爲書葬、曰、弑君之臣不見經、此自三子說爾、果聖人法乎、悼公之葬、且安知其不討賊而書葬也、自止以弑見經、後四年吳敗許師、又十有八年、當魯定公之四年、許男始見於經、而不名、許之書於經者略矣、止

之事跡不可得而知也第四大段の第二小段なり、第二の駁問に答ふ。

訓義 「曷爲盾復見于經」君を弑せし者は、再び春秋に名を出さぬこととなり居るなり、「許悼公曷爲書葬」逆臣を討たぬ内は、其弑せられたる君の葬を書せざるが春秋の例なり、

講述 難問する者又云ふ、貴説の通りに盾が果して君を弑せしならば、どう云ふ次第で盾の名が二度と經文に出て居るのである、止が父を弑せしならば、どう云ふ次第で許の悼公は其葬を書いて居るのであると、答へて曰く、君を弑したる臣が經文に見えずとは、此れ本と三子の自説に過ぎない、果して聖人の法であらうや、又悼公の葬を書かれしに就いては、何とて賊の止を討ちたるに因つて葬を書いたのであると云ふことが知れよう、殊に由ると、賊を討つたのである、止が弑逆の事で經文に名が出た後四年を経て、吳は許の軍を破り、又十八年を過ぎ、魯の定公の四年に當り、許男が始めて經に見えたが、只男とのみにて、其名は書いてない、許國の事の經文に書いてあるの

は甚だ略であるから、止の事跡は知ることが出来ぬ、

難者曰、三子之説、非其臆出也、其得於所傳如此、然則所傳者、皆不可信乎、曰、傳聞何可盡信、公羊穀梁以尹氏卒爲正卿、左氏以尹氏卒爲隱母、一以爲男子、一以爲婦人、得於所傳蓋如此、是可盡信乎、第四大段の第三小段なり、第三の駁問に答ふ。

大段落 以上を第四大段となす、補論なり、  
訓義 「公羊云云」公羊傳に云ふ、尹氏とは何ぞ、天子の大夫なり、其尹氏と稱する何ぞ、貶するなり、曷爲れぞ貶する、正卿を讓ると、穀梁傳に云ふ、尹氏とは何ぞや、天子の大夫なり、「左氏云云」經文に夏四月辛卯尹氏卒とあるを、左傳には尹を君に作り、曰く聲子なり、諸侯に赴せず寢に反哭せず、姑に稱せ

法、先暗記侯王兩集、下筆無滯礙、便當讀此、

講述 此の將字集に載せてある文章の議論は、精密明白であつて、決斷制裁あり、文勢は圓滑活潑であつて、優しく遠廻しの言ひ方であり、抑揚の處があり、頓挫の處があり、擒縱の處があり、試験場に於て作る所の形式的論文は、此の將字集の體裁に合へる文法を用ひなければならぬ、先づ候字、王字の兩集を暗記して、之に倣つて筆を下し、差支へぬやうになつた後は、此集を讀むが宜しい、

管仲論 蘇老泉

講題 管仲は其名を夷吾と曰ひ、齊の桓公の相なり、桓公の霸業は専ら其力に頼る、其事跡は左傳、史記等に見ゆ、  
大旨 管仲は、死するに臨み後任者を舉げざりしたため、齊國は大に亂れたりとして、賢者を薦め

ず、故に薨と曰はず、夫人と稱せずと、  
講述 難問する者云ふ、三子の説は、彼等の臆測より出でたる所の説ではない、其傳へられた所が右様であつたのである、然るに君が否定なさるゝ以上は、傳へられた説は皆信すべからざるか、曰く、傳聞は何とて一槩に信じられようや、其一例を示すときは、公羊、穀梁の二氏は、春秋に尹氏卒とある尹氏をば、正卿とし、左氏は隱公の母とす、即ち一は男子となすに一は婦人として居る、傳へられたる説が此の如くなる以上、盡く信することが出来ようや、

文章軌範卷之三 (將字集)

小心文

議論精明而斷制、文勢圓活而婉曲、有抑揚、有頓挫、有擒縱、場屋程文論、當用此樣文



て己れに代らしめざりしことを責む、先賢の文、古人を論ずるものは、多く古代を借りて現代を論ずるなり、故に古人を論ずるものとしては往往過酷に失すれども、其目的は別に存するものあるが故に、必ずしも咎むるに及ばず、此の篇の如きも、時の宰相韓琦が後任を擧げずして位を去りたることを諷せしものなりとの説あり、或は然らん、

管仲相威公、霸諸侯、攘戎狄、終其身、齊國富彊、諸侯不敢叛、管仲死、豎刁易牙開方用、威公薨於亂、五公子爭立、其禍蔓延、訖簡公、齊無寧歲、

大段落 以上を第一大段となす、管仲生前の功と、死後の禍とを叙べ、論題の事實を掲ぐ、  
訓義 「威公」齊の桓公なり、宋の欽宗の諱を避けて威となせしとの説あるも、老泉の死は欽宗の前に

在るを以て、避くべき理なし、後人が諱みて之を易へたるなり、「攘」はらふと訓ず、逐ひ退けると、「豎刁易牙開方」桓公の嬖臣、「薨於亂」内亂の中に薨じ、死後六十七日を経、始めて假葬をなすを得たり、「五公子」桓公の公子は六人あり、武孟と曰ひ元と曰ひ、潘と曰ひ、商と曰ひ、雍と曰ひ、昭と曰ふ、而して昭は立つて孝公となる、故に之を省いて五公子と稱したるなり、「訖簡公」訖は、いたると訓ず、桓公より七世、十一君を簡公となす、其臣の田氏に弑せられて國を奪はる、  
講述 管仲は齊の桓公の宰相となり、桓公を諸侯の旗頭に押し上げ、中國の害をなす所の夷狄を拂ひ除け、己れ一生の間は齊も國が富み兵が強く、諸侯も敢て叛くものがなかつた、然るに管仲が死すると、豎刁、易牙、開方の小人が用ひられ、其結果、桓公は内亂の中に薨じ、五人の公子は各自分が立つて君とならうとして相争ひ、其禍は後々までも延び廣がり、簡公の時に至るまでも齊は太平無事の日がなかつた、  
文法 本段の「諸侯不敢叛」までは管仲の功を叙せし處にして、「管仲死」より以下は管仲の罪となるべき事實を叙せし處なり、○死の字は末段を伏す、

夫功之成、非成於成之日、蓋必有所由起、禍之作、非作於作之日、亦必有由、由兆、故齊之治也、吾不曰管仲、而曰鮑叔、及其亂也、吾不曰豎刁易牙開方、而曰管仲、何則、豎刁易牙開方、三子、彼固亂人國者、顧其用之者、威公也、夫有舜而後知放四凶、有仲尼而後知去少正卯、彼威公何人也、顧其使威公得用三子者、管仲也、

言ふ、  
訓義 「作」發作の作、起るなり、「吾不曰管仲而曰鮑叔」齊の襄公の亂に、公子糾と公子小白と、共に亂を

避けて出奔せしが、其後此の二公子各故國に歸つて君たらんとし、遂に相戦ふに至る、管仲は公子糾の傅たり、鮑叔は公子小白の傅たり、此の争ひに公子糾は敗れ、其傅の一人召忽は殺されたるも、管仲は生きながら執へられたり、小白、國に歸つて位に即く、是を齊の桓公となす、鮑叔、管仲を桓公に薦め、之が相となす、「豎刁云云」豎刁は宦官なり、易牙は、吾が子を蒸して桓公に食はしめたるもの、開方は衛の諸公子なり、親を棄て、齊に仕へたるもの、「四凶」共工、驩兜、三苗、鯀の四人なり、其事は歐陽修の朋黨論に出づ、「有仲尼云云」仲尼は孔子の字なり、孔子家語に曰く、孔子、魯の司空たり、相の事を攝行す、七日にして政を亂る大夫少正卯を誅し、之を兩觀の下に戮し、朝に尸す、「屍を暴す」子貢進んで曰く、夫れ少正卯は魯の聞人なり、今夫子、政を爲して始めて之を誅す、或は失たらんかと、孔子曰く、居れ、吾れ汝に語るに其故を以てせん、天下大惡なるもの五あり、而して竊盜與らず、一に曰く、心過にして險、二に曰く、行僻にして堅、三に曰く、言僞にして辨、四に曰く、說醜にして博、五に曰く、非に次つて澤、少正卯之を兼有す

と、  
 講述 夫れ或る事に就いて功の成就するのは、其成就した日に突然成就するのではない、但必ず起るべき所の由来あり、禍ひの發作するものも、亦發作したる日に於て偶然發作するのではない、必ず兆す所の根本がある、さすれば齊國の治まつたに就いても、吾れは管仲の功と曰はずして鮑叔の功と曰ふ、(なぜならば管仲は鮑叔の薦めた人であるから)又齊國の亂れたるに就いて、吾れは豎刁、易牙、開方と曰はずして管仲と曰ふ、なぜならば、豎刁、易牙、開方の三人は如何なる人物なりやと云ふに、彼れ元來人の國を亂す所の小人である、考へ見る所、此の三人を用ひた人は桓公である、(すれば桓公の過失には相違ないが、更に一議論がある)夫れ舜の如き聖人があつて、始めて、四凶を放逐することを知り、仲尼の如き聖人があつて、始めて少正卯を誅することを知る、(悪人を知つて之を遠くすることは、普通の人に望み難い)彼の桓公と云ふ君はどういふ人である、悪人を知る能力のない人である、考へ見るに、桓公に彼の三人を用ふることを許した者は管仲である、

文法 「功之成」云云は客にして、「禍之作」云云は主なり、「齊之治也」は前の「功之成」を承け、「及其亂也」は前の「禍之作」を承く、「何則」を以て説明する處は、獨り「及其亂也」の一面に係り、「齊之治也」の句に及ばずして、雙關とせざるは、是れ主客の別を立てたるなり、○「其用之者威公也」の下に、「顧其使威公用三子者管仲也」の句を接して可なるに、「夫有舜而」云云と故事に説き入り、語氣忽ち伸ぶ、之を急脈緩受の法と曰ふ、

仲之疾也、公問之相、當是時也、  
 吾意以仲且舉天下之賢者、以對、而其言乃不過曰豎刁易牙開方三子非人情、不可近而已、  
第二大段の第二小段なり、管仲が論點たる事實を擧ぐ、

訓義 「當是時也吾意以云云」己れの身を當時に在りし者として立てたる辭なり、  
 講述 管仲の病み臥して居つた時、桓公は彼れに

威公之手足耶、  
第二大段の第三小段なり、桓公の言

其死後何人を後任となすべきかを尋ねた、此の時に當り、自分は管仲が天下の賢者を擧げて之に應ずるであらうと思惟したのである、然るに彼れの言は、豎刁、易牙、開方の三人は人情でないゆる近づくることは出来ぬといつたに過ぎない、  
 文法 「且舉天下之賢者以對」は主意を微露せし處なり、○此の處は叙事文なれども、且の字、不過の字の中に議論を寓す、

嗚呼、仲以爲威公果能不用三子矣乎、仲與威公處幾年矣、亦知威公之爲人矣乎、威公聲不絕乎耳、色不絕於目、而非三子者、則無以遂其欲、彼其初之所以不用者、徒以有仲焉耳、一日無仲、則三子者可以彈冠而相慶矣、仲以爲將死之言、可以繫

訓義 「亦知威公之爲人矣乎」乎の字は衍なり、「彈冠」禮帽の塵を拂ふ、即ち仕官すること、三子は管仲が死せしと聞き、是れより自分等が仕官することが出来るとして、其準備をなし、めでたく祝ふなり、「繫」つなぐと訓す、

講述 扱管仲は、桓公が己れの思ふやうに三人を用ひまいと思つたのであるか、何たる淺はかなる考へたらう、管仲は桓公と共に處りしこと幾年の長の月日ぞ、斯かる長い間のことであるから、桓公の人となりを知つて居るべき筈である、元來桓公は(音樂の聲は耳に絶えず)婦人の美形は目に絶えなかつた人物である、そこで三人の者共の働きてなければ、斯様な彼れの欲を遂ぐる事が出来ぬ、然るに其初め桓公の快樂に取つて必要である所の三人を用ひなかつたのは、外の仔細ではない、管仲が居つたからである、一日たりとも管仲が無くならば、彼れ等は冠の塵を彈き落し、仕官の仕度をなして祝うであらう、管仲は、自分が臨終の一言が桓公の手足を縛り、三人を用

ひさせぬやうに出来得ることと思ひたるか、(どうもさうと受取れぬが、其れなれば大間違ひなり) 文法 「仲與威處幾年矣」は上の「彼威公何人也」に應ず、

夫齊國不患有三子、而患無仲、有仲則三子者三匹夫耳、不然天下豈少三子之徒哉、雖威公幸而聽仲、誅此三人、而其餘者仲能悉數而去之耶、嗚呼仲可謂不知本者矣、第二大段の第四小段なり、小人の數の上より仲の諫言の無効なることを言ふ、

訓義 「匹夫」賤者なり、下等の人間と云ふが如し、講述 夫れ齊國に取つて、彼の三人の如き小人のあるのは患へでなく、管仲の如き賢者のなきが患へである、なぜと云ふに、管仲さへ居るときは、彼の三人は用ひらるゝこと出来ざるゆゑ、唯三個の匹夫に

止まり、何の禍ひも仕出来ず能はざれば、斯く云ふなり、若しさうでなく、管仲が居らないとすれば、此の廣い天下に三人のやうな小人は、どうして少からうや、されば縦令ひ桓公が幸に管仲の遺言を聽入れて三人を誅したとて、此外天下に數限りなき小人を一數へ擧げて、之を除くことが出来ようや、(決して不可能の事である) 扱も扱も管仲は、目先の事を彼れ此れ諫言したばかりで、本を知らぬものと謂つて差支へない、

文法 「可謂不知本者矣」の本の字は、上の「禍之作中有所由兆」の兆の字を承く、○嗚呼の一句は斷語なり、因威公之間、擧天下之賢者、以自代、則仲雖死、而齊國未爲無仲也、夫何患三子者、不言可也、第二大段の第五小段なり、處置を論ず、

大段落 以上を第二大段となす、管仲が賢者を後任者に推薦すべき筈なるに、之を爲さざりしことを

論ず、

講述 管仲若し桓公の間に因り、天下の賢者を擧げて自分の代りとなせしならば、管仲死したりとも、齊國は尙管仲の居らぬこととはならない、一人の管仲が居る以上、どうして彼の三人の者を患ふことがあらう、三人を近づけてはならぬなど、言はでもよきことである、

文法 上文に管仲は本を知らずと謂ふべしとあり、此に論じたる仕方は、即ち本を知りたる處置なり、○「不言可也」の一句は、上文の「三子非人情不可近」の一句を收む、○謝疊山云ふ、此の一段は、是れ管仲に代つて謀をなす、文章最も高き處、既に仲を攻撃す、須らく是れ思量すべし、吾が身、管仲の時に生れ、管仲の位に居り、管仲の事をなさば、當に如何に處置すべか、必ず一策あらんと、

五伯莫盛於威文、文公之才、不過威公、其臣又皆不及仲、靈公之虐、不如孝公之寬厚、文公死、

諸侯不敢叛晉、晉襲文公之餘威、猶得爲諸侯之盟主、百餘年、何者其君雖不肖、而尙有老成人焉、第三大段の第一小段なり、晉の霸を維持せしは、賢臣ありしが爲なるを言ふ、

訓義 「其臣」晉の狐偃、趙衰、先軫、陽處父等を指す、「靈公」文公の孫、「孝公」桓公の子、「老成人」事に慣れたる人、

講述 春秋時代、五人の霸者中、齊の桓公と晉の文公とより勢力の盛んであつたものはない、試みに之を比較し見るに、晉の文公の才は桓公に過ぎず、其臣下も皆管仲に及ばなかつた、晉の文公の孫に當る靈公は暴虐にて、齊の孝公の度量寛く情誼の厚いのに及ばなかつた、此のやうに晉の方は何も彼も齊より劣つて居るに拘はらず、文公が死なれても諸侯は敢て叛くものなく、晉は文公の餘れる餘威を繼ぎ、昔しの通り諸侯の盟主であつたことが百餘年の長い間であつた、是れは其君が暗愚であつたけれども、尙經驗家の老臣が有つたからである、

威公之薨也、一敗塗地無惑也、  
彼獨恃一管仲、而仲則死矣、

の第二小段なり、齊の亂れは管仲に代る賢者なきに由るを言ふ、

訓義 「一敗塗地」一敗肝、腦塗地の略なり、即ち戰場に尸を暴し、肝も腦も皆泥まみれとなること、齊の

國狀の散々なるを云ふ、「無惑也」疑ひなきなり、

講述 桓公が薨ぜらるゝと、齊が大に亂れ、散々の有様になつたのも、決して疑ふべきことはない、桓公は唯だ一人の管仲を恃み居たるに、其管仲が死したからである、

文法 「仲則死矣」の矣の字は冷笑の語氣なり、只一人を宛にしたれども、人はいつまで生きるものではない、馬鹿氣たことであると云ふ意を含む、

夫天下未嘗無賢者、蓋有有臣  
而無君者矣、威公在焉、而曰天  
下不復有管仲者、吾不信也、

の第三小段なり、擧ぐべき賢者なきに非ざりしことを言ふ、

大段落 以上を第三大段となす、必らずしも適當の後任者なきに非らざるに、之を擧げざりしたため、桓公の死後齊國の滅裂せしことを言ふ、

講述 夫れ天下は廣いことゆゑ、昔しより賢者のないことはない、但し賢臣があつても賢君のないことはなかつた、(賢君がありさへすれば必ず賢臣のあることであるから)桓公のやうな君があるにも拘はらず、天下に最早管仲のやうな賢才がないといふものがあつても、自分は之を信じない、

仲之書有記其將死論鮑叔賓  
胥無之爲人、且各疏其短、是其  
心以爲是數子者皆不足以託  
國、而又逆知其將死、則其書誕  
謾不足信也、

大段落 以上を第四大段となす、豫め辯解の途を絶つ、  
訓義 「仲之書」管仲の著書、即ち管子、「論鮑叔賓

めす、又遁辭を設くる能はざらしむ、文法上、此の如きを稱して後門を閉つと曰ふ、

吾觀史鮒、以不能進、蘧伯玉、而  
退彌子瑕、故有身後之諫、蕭何  
且死、舉曹參以自代、大臣之用  
心、固宜如此也、

第五大段の第一小段なり、  
史鮒は衛の靈公の大夫なり、靈

公の時、蘧伯玉賢にして用ひられず、彌子瑕不肖にして事を用ひたり、史鮒之を患へ、數々蘧伯玉を薦め、たれども聽かれず、其病んで將に死せんとするや、其子に命じて曰く、吾れ死すとも葬る勿れ、吾生きて賢を薦め、小人を退くる能はず、死して尙餘罪ありと、其子盡く其遺命に従ふ、靈公往いて弔し、其家の葬を爲さざるを見て故を問ふ、其子具さに故を語る、靈公悟り、蘧伯玉を進めて彌子瑕を退く、「蕭何」漢の高祖の相、蕭何將に死せんとせしとき、高祖其邸に至り、誰れを後任となさんかを問ふ、蕭何、曹參を以て之に答ふ、  
講述 吾歴史を觀るに、史鮒が蘧伯玉を進めて彌

胥無之爲人、管子に云ふ、管子、疾に寢す(床に就く)、桓公往いて之を問ふ(見舞ふ)、管仲曰く、鮑叔の人と爲りは直を好む、而も國を以て強からしむる能はず、賓胥無の人と爲りは善を好む、而も國を以て誦せしむる能はずと、「逆知云云」又云ふ、管仲喟然として歎じて曰く、天の隲朋を生ずるや、以て夷吾(管子の名)の舌となすなり、其身(夷吾)死す、吾焉んぞ生きることを得んやと、管仲卒し、十日にして朋も亦卒すと、  
講述 管仲の著したる書には、仲が死せんとせし時、鮑叔、賓胥無の人と爲りを論じ、且つ彼等に就いて、一人づつ、其缺典を箇條分けに記してあり、是れは彼れの心に、此の數人は何れも國家を託するに足らないものと考へたのである、而も豫め彼等の或る者が將に死せんとすることを前知したと云ふに由れば、其書は出鱈目であつて、信する價直がない、

文法 管子に由れば、賢者を擧げんと欲せざりしに非ざるも、適當の後任者なかりしなり、故に若し管子を盾に駁論を加へるものあらば、吾が折角の議論も之が爲めに破らるべし、是に於て先づ其書の信するに足らざることを論じ置き、敵をして論據を得し

子瑕を退くること出来ざりし所より、死後の諫言あり、蕭何は將に死せんとせしとき、曹參を擧げて自分の跡代りとしたことがある、大臣たる者の心得は、無論斯くあるべき筈である、

夫國以一人興、以一人亡、賢者不悲其身之死、而憂其國之衰、故必復有賢者、而後可以死、彼管仲者、何以死哉、第五大段の第二小段なり、管仲の無責任を咎む

大段落 以上を第五大段となす、古人を引いて仲の責任の逃るべからざることを言ふ、

講述 全體國と云ふものは、一人の賢人があれば興ると共に、一人の賢者が無ければ亡ぶることがある、されば賢者は、自分の死することを悲しと思はず、自分が死ぬるときは其國の衰へんことを悲しむものであるから、自分の外に自分と同様の賢者があつてから、始めて安く死ぬことが出来る、彼の管仲は、賢者もないのに何として死したか、

文法 「國以一人興」の一人は、上の蕭何、史猷を指

し、「以一人亡」の一人は、管仲を指す、○「何以死哉」の死の字、起手の「管仲死」の死を收む、

### 高祖論

蘇老泉

講題 高祖とは漢の高祖なり、昔しは高帝と稱せしを、後人妄りに改めて斯く云ふ、此篇は作者の著述なる權書衡論十篇中の一なり、

大旨 高祖の智は大事に明かなるが故に、善く後世子孫の爲に安全の計を立てたり、其安全の計と云ふは三件にして、一は惠帝の年少くして暗弱なるを以て、將來呂氏の禍あることを知りながら、呂后を取り除けずして惠帝の後見となせしこと、二は樊噲が呂氏の姻戚にして豪傑なるを以て、之を殺し、呂氏の勢力を削らんとせしこと、三は周勃を拔擢して王室の保護者に充てたることなり、

漢高祖挾數用術、以制一時之

利害、不如陳平、揣摩天下之勢、舉指搖目、以劫制項羽、不如張良、微此二人、則天下不歸漢、而高帝乃木強之人而止耳、第一大段の第一小段なり、高祖の智が小事に暗きを言ふ

訓義

「挾數」計策のこと、一と二とにて三と云ふが如く、數を積り見る所より、策略などを數と曰ふ、挾は握り持つと云ふが如し、「術」亦略なり、施す上より云ふ、「陳平」高祖の謀臣、六たび奇計を出し高祖を輔けたる人、「揣摩」揣は量る、摩は撫づる、推測すること、「舉指搖目」人に指圖をなし、合圖をなす形容、暗に鴻門の會にて樊噲を指圖せしことなどを言ふ、「劫制」おびやかす抑へて、自由にさせぬこと、「項羽」楚の項籍なり、高祖と天下を争ひし人、「張良」字は子房、高祖の謀臣にして、蕭何、韓信と共に三傑の名あり、高祖嘗て曰く、籌を帷幄の中に運らし、勝を千里の外に決するは、吾れ子房に如かずと、「微」無なり、なかつせばと訓す、無かつたならばと云ふこと、「木強」

強直にして木の如くなるを謂ふ、

講述 漢の高帝は、計略を挾み手段を用ひて一時の利害を切つて廻すことは、陳平に及ばず、天下の形勢を推測し、指を擧げ目を搖かして人を使ひ、項羽を取押ふることは、張良に及ばず、若し此の二人がなかつたならば、天下は漢に歸することがなく、高帝は、融通の利かぬデクノボウにて終る外はなかつたのである、

文法 此の處は文法上の抑揚に於て抑に屬す、後に高帝が大事に明かなることを褒め揚げんとするが故に、先づ其小事に暗きことを言つて抑へ置くなり、抑へた後なれば、揚げたる處、益々目に立つ次第なり、○高帝が楚の項羽と天下を争ひたるは、何として小事ならんや、然るに之を小事とするは文勢上の都合にして、議論甚だ確實ならず、

然天下已定、後世子孫之計、陳平張良智之所不及、則高帝嘗先爲之規畫處置、使夫後世之

所爲、曉然如目見其事、而爲之者、蓋高帝之智明於大而暗於小、至於此而後見也。第一大段の第二小段事に明かなりしを言ふ。

大段落 以上を第一大段となす、抽象的に、高祖の智が大に明かにして小に暗きを言ふ、

訓義 「規畫處置」仕組み、取料らひ、「曉然」はつきりなり、「明於大」大とは後世子孫の計を指す、「暗於小」上の挾數用術と舉指搖目とを指す、

講述 然しながら天下が最早定まつて吾が物となり、其れから後世子孫の計をなす段となつては、陳平や張良の智の及ばざる方面は、高帝が前以て其れに就き仕組みを立て取料らひを爲し、後世其れに因つて行ふ所の事が如何にもはつきりと、自ら後世に起つたを自撃して處分案を立てたやうなり、考へ見るに、高帝の智が大事に明かであつて小事に暗かつたのは、此の點に於て始めて見える、

文法 下段に列擧する三件の處置は、皆「高帝嘗先

からである、呂氏が亂を起せば劉氏は危きゆゑ、其際周勃の兵權に因つて之を安んせしめんと考へなり、

文法 「勃又將誰安邪」の二問は、老泉が書を読むに眼力あり、文を作るに筆力あることを見るべし、普通の人は漢書の「然、後安、劉者必勃、可令爲太尉」の二句を読み、何人も、高祖が勃の重厚にして大事に當らしむべきを知りたる點を認むるのみにて、劉氏の既に安きに、勃は其上誰を安んぜんと云ふことには思ひ到れるものなし、是れ老泉の學識、人に過れたる處なり、

雖然其不去呂后、何也、勢不可也、昔者武王沒、成王幼、而三監叛、帝意百歲後、將相大臣及諸侯王、有如武庚祿父、而無有以制之也、獨計以爲家有主母、而豪奴悍婢、不敢與弱子抗、呂氏

爲之規畫處置」の句より生ず、

帝嘗語呂后曰、周勃重厚少文、然安劉氏必勃也、可令爲太尉、方是時劉氏安矣、勃又將誰安耶、故吾之意曰、高帝之以大尉屬勃也、知有呂氏之禍也。第二大段の第一小段なり、呂氏の禍を先見して周勃を太尉に宛てたるを言ふ、大に明かなるの一證。

訓義 「重厚少文」人柄が手厚く落付きあつて、飾り氣なきこと、「太尉」陸軍大臣の如き官、

講述 高帝或る時呂后に話されたる言に、周勃は重々しく手厚くして、飾り氣なき無骨千萬の男である、さりながら我が劉氏の天下を安んずる者は勃に相違なからん、されば太尉とならしむべしと、此の時に方り、劉氏は安泰であつたのである、其れに周勃は誰れを安からしめんとするぞ、(則ち高祖の言は無意味である)故に吾れの考へでは、高帝が太尉の役を周勃に託したのは、後來呂氏の禍が起ることを知つた

佐帝定天下、爲諸將大臣素所畏服、獨此可以鎮壓其邪心、以待嗣子之壯、故不去呂后者、爲惠帝計也。第二大段の第二小段なり、惠帝の成長を待つが爲に呂后を去らざりしを言ふ、大に明かなる二證。

訓義 「勢」事のなりゆき、「三監」管叔、蔡叔、霍叔を謂ふ、其國家を監するを以て三監と曰ふ、「百歲後」死後と云ふこと、「武庚祿父」殷の紂王の子なり、周の武王之を封じて侯となす、成王の時、三監と共に叛す、「豪奴悍婢」剛情の下僕、氣の強き下女、「邪心」叛心なり、

講述 斯く呂氏の叛亂の起るべきことを知りながら、禍ひの根本とも謂ふべき呂后を其儘にして取り除かなかつたのは、如何なる理由であるか、之に答へて云ふ、是れ時のなりゆき上、都合が悪るかつたからである、昔し周の武王歿し、嗣子たる成王は尙幼く、さうして三監の謀叛あり、高帝の考へでは、自分が死

せし後に、宰相、將軍、其他の大臣中に、武庚祿父の如き者があつても、之を取り鎮むる者がないであらうと、因つて獨り計を運らされたが、其考へに、凡そ民家などにも、縦令ひ戸主が死したりとも、主母さへあらば、剛情の下僕、氣の強き下女も之に畏れて、敢て幼少の嗣子に抵抗せぬものである、呂后は帝を佐けて天下を定めたる程の女傑であるから、平生より諸將軍や大臣に畏服せられて居る、されば呂后が在らん限りは、彼等の邪心を鎮め壓へて、嗣子の成人まで待つことが出来ると、それであるから、高帝が呂后を去らなかつたのは、惠帝の爲めに計つたのである、  
文法 「勢不可也」の一句はなくとも文義は通すべし、然れども之があるが爲に、文勢一頓して締りあり、  
○「不去呂后者爲惠帝計也」の句は此の小段の斷案にして、前の「何也」の二字に對する答へなり、  
呂后既不可去、故削其黨、以損其權、使雖有變而天下不搖、是故以樊噲之功、一旦遂欲斬之、

而無疑、嗚呼彼豈獨於噲不仁耶、且噲與帝偕起、拔城陷陣、功爲不少、方亞父嗾項莊時、微噲譙羽、則漢之爲漢、未可知也、一旦人有惡噲欲滅戚氏者、時噲出伐燕、立命平勃、卽軍中斬之、夫噲之罪未形也、惡之者、誠僞未必也、且高帝之不以一女子斬天下之功臣、亦明矣、彼其娶於呂氏、呂氏之族、若產祿輩、皆庸才不足卹、獨噲豪傑、諸將所不能制、後世之患、無大於此者矣、夫高帝之視呂后、猶醫者之

視毒也、使其毒可以治病、而不至於殺人而已、噲死則呂氏之毒、將不至於殺人、高帝以爲是足以死而無憂矣、  
第二小段の第三小段なり、  
樊噲を斬らんとせしは、呂氏の勢を削るためなるを言ふ、大に明かなるの三證、

訓義 「彼」高帝の代名詞、「方亞父嗾項莊時」鴻門の會の事なり、亞父は項羽の謀臣范增、嗾は教唆するを謂ふ、項莊をして、劍舞に託し高祖を殺さしめんとせしことを指す、「譙」せめ叱る、「惡噲欲滅戚氏」燕王盧縮の反するや、噲、命を受けて出征す、既にして高祖疾あり、或人謂つて曰く、樊噲、呂氏に黨す、上若し不諱〔死〕あらば、噲、兵を以て戚氏を滅さんとす、戚氏は高祖の寵姬戚夫人、「一女子」戚夫人を指す、  
〔産祿〕呂産、呂祿、  
講述 呂后は、前陳の理由あれば之を殺すわけにゆかぬ故に、呂氏の黨を削り、呂氏の權を減し、如何に事變があつても、天下の動搖せざる方針を取つた

のである、其れ故、樊噲ほどの功ある人でも、一旦之を殺さうとして何の躊躇もしなかつたのである、扱も高帝は、どうして樊噲に限りて無慈悲であらうや、  
（さう云ふ筈はない）其上、噲は帝と偕に起り、城を攻めたり敵陣を陥れたりした功は少くない、亞父が項莊を嗾して高帝を殺さうとした時、噲が項羽を叱りつける事がなかつたならば、高帝は其場で殺され、漢が天下を一統する所の其漢の成ると云ふことは知れぬ、恐らく漢の天下は成立たなかつたであらう、噲の居た爲に天下も取れた次第で、莫大の功があるにも拘はらず、一朝噲は戚氏を亡さうとして居る由を讒言する者があつたが、其時彼は燕の地に出征中の處、高帝は即座に陳平、周勃二人を召し、燕の陣地へ赴いて噲を斬れと命じた、夫れ噲の罪は未だ表面に見はれたのではなく、之を密告した者の言つた言が眞實であるか詐僞であるかも未だ定まらなかつたのである、其上に、高帝が一人の女子の爲に天下の功臣を殺すやうな事をせぬのは明かである、（其れに彼れを殺さうとしたのは、前に言つた通り、呂氏の黨を削る爲に外ならぬ）彼れは呂氏の女を妻に娶つて居る、呂氏

の親類である、呂氏の一族中、呂産や呂祿のやうな輩は何れも平凡な才能であるから、懸念するほどの事もないが、唯噲は豪傑であつて、逆も諸將の力では制しきれぬ人物であるから、後世の思は噲より大なる者はない、高帝の呂后に就いての見立ては、丁度醫者の董トウと云ふ毒藥に就いての見立てと同じ、醫者が董を使用するには、其毒をば病の愈ゆる程度までに効かして、一命を害するまでには至らしめない、(高帝は呂后と云ふ毒を用ひて、諸將の邪心と云ふ病氣を療治したが)樊噲さへ死んで仕舞へば、呂后の毒は人の命を害する(劉氏を亡すこと)程度に至らずして済むべし、因つて高帝は、此れ(噲を殺すこと)にて死しても安心出来ると考へたのである、

文法 此の一小段は、呂氏の事より樊噲に入り、最後に又呂氏に復す、○「呂后既不可去」の二句は、上の一句を以て前の小段を承け、下の一句を以て本小段を起し、轉換の處なり、○樊噲を斬るべからざる理由を論ずるに、一は高祖の性質より、一は噲の戦功より、一は鴻門の危急を救ひたる大功より、凡べて三層に分る、而して毫も煩瑣を覺えず、○「一旦遂欲斬之

而無疑」に至るまでは、文勢頗る急なり、「嗚呼」より以下は、殊更に緩勢を用ふ、

彼平勃者遺其憂者也、噲之死於惠帝之六年、天也、使之尚在、則呂祿不可紹、太尉不得入北軍矣、

第二小段の第五小段なり、噲が死せざる場合の結果を測定して平勃の失錯を示す、

大段落 以上を第二大段となす、具體的に高帝の智が大に明かなりしことを論ず、

訓義 「彼平勃者遺其憂」初め高祖が讒言を論じ、陳平、周勃の二人に命じ、噲を軍中に斬らしめんとせしに、二人は之を斬らずして捕へ歸りし處、呂后之を釋せり、是れ二人は高祖の心事を知らず、他日の禍ひとなるべき人物を救ひて、後に遺せしことなる、(呂祿云云)北軍とは京師を衛る兵なり、呂氏の亂をなせしとき、呂祿は北軍の將にして、太尉の周勃は兵を主る能はず、因つて郵寄をして呂祿を欺き、其兵權を解いて己れに授けしめたり、  
講述 彼の陳平、周勃の二人は、禍ひの種を後世に

遺した者である、噲が(呂氏の亂に先だち)惠帝の六年に死したるは天祐であつて、若し呂氏の亂に存命であつたならば、呂祿は欺くこと出来ず、太尉の周勃も北軍に入つて兵權を握ること叶はず、(呂氏の亂は治まらないで、劉氏の天下は亡びたかも知れぬ、)

文法 陳平、周勃の憂を遺せしは不智にして、高帝が其憂を先見して噲を殺さんとせしは智なり、今二人の不智を叙するは、乃ち高帝の智を示す所以なり、

○首段の「陳平張良智之所不及」に應ず、  
或謂噲於高帝最親、使之尚在、

未必與産祿叛、第三大段の第一小段なり

訓義 「噲於高帝最親」噲の妻は呂后の妹なれば、高帝は「相やけ」の間柄なり、其上高帝と同郷の生れにして、俱に起りし人なれば、他の諸將に比すれば最も親密なり、

講述 或人いふ、噲は高帝に對して其關係最も親しかつた事であるから、彼れが呂氏の亂に尙存命して居つたとするも、呂産や呂祿など謀反するとは限るまい、(其れに彼を危険視するのは酷ではない

か) 夫韓信、黥布、盧縮、皆南面稱孤、而縮又最爲親幸、然及高祖之未崩也、皆相繼以逆誅、誰謂百歲之後、椎埋屠狗之人、見其親戚得爲帝王、而不欣然從之耶、吾故曰、彼平勃者、遺其憂者也、

第三大段の第二小段なり、駁論に答辯す

大段落 以上を第三大段となす、反對論を破る、

訓義 「南面稱孤」君は南面し、臣は北面す、故に君位を南面と曰ふ、孤は王侯の自稱、韓信は楚王、黥布は淮南王、盧縮は燕王、「椎埋屠狗」椎埋は、椎を以て人を殺し、之を土中に埋むるなり、屠狗は、犬を殺して之を賣るなり、「親戚」呂氏、

講述 韓信や黥布や盧縮や、何れも南面の君の位に居り、孤と稱する身分となりしまでに高帝の恩遇



を被り、就中縮は最も親まれ寵せられた、されど、高帝の未だ崩ぜぬ内、引續き、反逆を謀つたため誅せられた、それに誰れか、高帝の死後に椎埋屠狗と云ふやうな下等の業をして居つた者が、自分の親類の帝王になるを見て、欣然と之に従はないと謂ふものを、(噲は高帝と親密であつたと云ふも、之が爲に謀反せずとは謂ひかねべし)吾れは、之が爲に平勃は其憂を遺した者と曰ふのである、

文法 「吾故曰」は、前大段の終に應ず、○此の一小段は補論にして、敵の走路を塞ぐの法なり、

謝疊山評 此論因高祖命平勃即軍中斬樊噲事有所見遂作一段文字知有呂氏之禍而用周勃不去呂后二事皆是窮思極慮刻骨作文非淺學所到必熟讀暗記方知其好、

講述 此の論は、高祖が平勃に命じ、軍中に即いて樊噲を斬らしめたる事に因つて一つの見解

爲一人之私、而天下以榮、以辱、

大段落 以上を第一大段となす、賞罰とは是非の性質を論ず、

訓義 「賞罰是非」賞罰は行爲にして法律的、是非は言論にして道德的、「位」天子、諸侯、大夫等の如き治者たる位地、

講述 賞と罰との二つは、天下に共通の公なる法律である、是と非との二つは、一人の口より出づる私なる道德律である、聖人が位の在る人である場合は、其聖人が己の有する位の權能を以て天下の公的(賞罰)を行ひ、其結果、天下の人は罰せられて懲り、賞せられて勵む、聖人が道の在る人である場合は、其聖人が道の權能を以て一人の私的(是非)を評し、天下の人は是とせられて榮譽とし、非とせられて不名譽とす、

文法 起し方は雙關を用ひたり、何となれば、賞罰者の句は左扇を爲し、是非者の句は右扇を爲し、位之所在より以勸に至るまでの句は左扇を關し、道之所在より以辱に至るまでの句は右扇を關すればなり、○權の字、道の字、公私の字、位の字、賞罰の字は、皆

を得たので、遂に一段の文字を作つた次第である、呂氏の禍ひのあることを知つて周勃を用ひたと、呂后を去らなかつたとの二箇條は、何れも飽くまで思索力を盡し、骨に刻み込むまで深く徹底して作り上げた文であつて、淺學の及ぶ所ではない、十分熟讀暗記すると、始めて其好きこゝとが知られる、

春秋論

蘇老泉

謹題

前に收めたる歐陽修の春秋論を參看す

大旨 孔子が天子の權を以て魯に與へ、魯をして褒貶賞罰をなさしめたるを言ふ、

賞罰者天下之公也、是非者一人之私也、位之所在、則聖人以其權爲天下之公、而天下以懲以勸、道之所在、則聖人以其權

一篇の字眼、

周之衰也、位不在、夫子而道在焉、夫子以其權是非天下可也、而春秋賞人之功、赦人之罪、去人之族、絶人之國、貶人之爵、諸侯而或書其名、大夫而或書其字、不惟其法惟其意、不徒曰此是此非、而賞罰加焉、則天子固曰、我可以賞罰人矣、  
第二大段の第一小段を賞罰する、とを言ふ、

訓義 「賞人之功」春秋僖公元年に曰く、公子友、師を率ゐて莒の師を鄆に敗り、莒の掣を獲と、註に云く、掣は莒子(子は莒の爵)の弟なり、弟と書せざるものは、卿に非ればなり、卿に非ざれば應に書すべからず、而も公子友の功を嘉す、故に特に其獲る所を書す

と、此の如き例を示せしなり、「赦人之罪」齊の桓公の項の滅ぼしたるを、單に師滅項と書し、齊桓の名を諱みたるは、其功に免じて其非を赦したるなり、「去人之族」隱公十年に曰く、鞏、師を帥ひて齊人、鄭人に會し、宋を伐つと、鞏は羽父の名なり、注によれば、其專斷を疾んで族を去り、單に名を書したるなり、「絶人之國」邾國の黒肱來奔せしを、邾と言はずして只黒肱と書せし類是れなり、「貶人之爵」莊公三十年に、齊侯が山戎を伐ちたるに、齊侯と書せずして齊人と書せし類を謂ふ、「或書其名、或書其字」例多くして枚擧すべからず、但し字を書するは褒むるなり、名を書するは貶すなり、

講述 周の衰微したとき、位は天子の身になかつたが、(地位を持つて居らなかつた)、帝王でも公卿でもなかつた)道は天子の身に在つたのである、(道德を具へ、謂はゆる聖人であつた)、されば天子の、己れの持つて居る道の權能を以て天下の事を、此れは是である、此れは非であると、是非の批評をなすだけならば差支へない、然るに春秋の書は人の功を賞した、人の罪を赦した、人の族を除いた、人の國を無視し

る、然るに天子自身、己れの身分のないのにも拘はらず、僭越にも天子や諸侯であつて始めて爲すべき賞罰の事を爲すときに於ては、何を以て天下の僭越なる諸侯、大夫を責むることが出来ようや、  
位公也、道私也、私不勝公、則道不勝位、位之權得以賞罰、而道之權不過於是非、道在我矣、而不得爲有位者之事、則天下皆曰、位之不可僭也、如此、不然、天下其誰不曰、道在我、則是道者位之賊也、  
第二大段の第三小段なり、僭越の不可なる所以を言ふ、

講述 位と云ふものは公である、道と云ふものは私である、私が公に勝てざる以上、道は位に勝つことの出来ぬ理である、位の權能は人を賞罰することが出来るが、道の權能は人を是とし非とするに過ぎない、されば道が自身に在つたとて、之が爲に有爲者の

た、即ち諸侯は貴んで字を書くべきであるに、名を書いた處があり、大夫は諸侯より引下げて名を書くべきであるのに、字を書いた處があり、唯其法式が斯うであるとか、吾が意見は斯うであるとか云ふのではなく、單に此れは是である、此れは非であると云ふのではなく、直ちに賞罰が加はつて居る、すれば孔夫子は、言ふまでもなく自分は人を賞罰する權能があると思つて居られたのである、

賞罰人者、天子諸侯事也、天子病天下之諸侯大夫僭天子諸侯之事、而作春秋、而已則爲之、其何以責天下、  
第二大段の第二小段なり、即ち天子、諸侯などの爲すべき行爲であつて、平人の爲すべき所ではない、元來天子は、天下の諸侯、大夫が、諸侯は天子の事を、大夫は諸侯の事をと云ふやうに、順次目上の仕事を乗り踏えて行動する事を憂慮せられ、其れをば正さんとて春秋を作られたのである、

講述 人を賞し人を罰する事は、位に在る所の人、即ち天子、諸侯などの爲すべき行爲であつて、平人の爲すべき所ではない、元來天子は、天下の諸侯、大夫が、諸侯は天子の事を、大夫は諸侯の事をと云ふやうに、順次目上の仕事を乗り踏えて行動する事を憂慮せられ、其れをば正さんとて春秋を作られたのである、  
仕事を爲すことは出来ない、其結果、天下の人は誰れ彼れに論なく、位と云ふものは斯程に乘越えられないものであると曰つて戒むるであらう、若し之に反して無爲者が有爲者の事をなすときは、道は我れに在りとして、身分を乘越え、賞罰をなさない者があらうや、誰れも斯う云ふに違ひない、すれば道は位の害物である、

曰、夫子豈誠賞罰之耶、徒曰賞罰之耳、庸何傷、曰、我非君也、非吏也、執塗之人、而告之曰、某爲善、某爲惡、可也、繼之曰、某爲善、吾賞之、某爲惡、吾誅之、則人有不笑我者乎、夫子之賞罰何以異此、然則何足以爲夫子、何足以爲春秋、  
第二大段の第四小段なり、賞罰は空言とするも、尙ほ不可なるを言ふ、

大段落 以上を第二大段となす、難問を設けて、春

秋の賞罰を行ひしことを攻撃す、

訓義

〔某爲善某爲惡〕賞罰に對する是非なり、

講述

之を辯解する者の曰く、孔夫子は何とて實際に賞罰せられようや、唯口上にて賞罰すると申されたるに過ぎず、どうして夫子の疵にならう、不都合の事ではないと、難問者は又云ふ、譬へば我君主でもない、又役人でもない、然るに往來の人を執へて、某は善事を行つた、某は惡事を行つたと告ぐるだけならば差支へないが、其跡に繼いで、某は善事を行つたから、彼れを賞せん、某は惡事を行つたから、彼れを罰せんと曰ふならば、世の中の人、我れを笑はぬ者あらうや、夫子の賞罰は何を以て此の譬へと異ならうや、少しも違ふ所はない、果して違はぬとすれば、何ぞ夫子として尊ぶに足らうや、何ぞ春秋として重んずるに足らうや、

文法 篇首より此に至るまで、十分詰問する所あり、然る後、一一辯解をなす、是れ死中活を求むるの法なり、

曰、夫子之作春秋也、非曰孔氏

七個の也の字は、文をして明快ならしむ、

何以知之、曰、夫子繫易謂之繫辭、言孝謂之孝經、皆自名之、則夫子私之也、而春秋者魯之所以名史、而夫子託焉、則夫子公之也、公之以魯史之名、而賞罰之權固在魯矣、  
第三大段の第二小段なり、春秋の私書に非ずして、魯の公史たることを説明す、

訓義 〔繫辭〕易の卦や爻の下に、孔子が傳〔注説〕を附けられたるもの、

講述 何を以て春秋が魯の書であり、賞罰が魯の賞罰であると云ふことが知らるゝや、曰く、夫子は易の卦爻に注釋の辭を附け合せて、之を繫辭と名づけられた、又孝道の事を物語つて、之を孝經と名づけられた、此のやうに何れも自ら名を附けられたのは、夫子が其書を私的性質とせられたる故である、然るに

之書也、又非曰我作之也、賞罰之權、不得以自與也、曰、此魯之書也、魯作之也、有善而賞之、曰、魯賞之也、有惡而罰之、曰、魯罰之也、  
第三大段の第一小段なり、賞罰の權を魯に與ふることを言ふ、

講述 之に答へて云ふ、孔子の春秋を作られたのは、決して孔子一家の私書と申さるゝのではない、又己れ此の書を作れりと申さるゝのではない、賞罰の權は自分で自分に與ふるわけにはゆかぬ、然らば何と申さるゝかと言へば、此れは魯國の書なり、魯國之を作りしなりと曰はるゝのである、善を行ふものあつて之を賞するときは、魯國之を賞すと曰はれ、惡を爲す者あつて之を罰するときは、魯國之を罰すと曰はるゝ、(則ち春秋の賞罰は孔子が之を行はれしわけに非ざるゆゑ、孔子の罪とは爲し難い、)

文法 此れ一篇の主意の在る所にして、從前の詰問は、總べて書が魯國の書たり、賞罰が魯國の賞罰となることを迫り出さんが爲に設けられたるなり、○

春秋には、魯國が其國の歴史に附けた名目であつて、夫子は此の名目に事寄せて賞罰をなされし以上、此書を公的性質のものとしてせられたのである、此の書を公的性質となすに魯國の歴史の名目を用ひられしことであるから、其書の中に在る賞罰の權は魯に在ること、言ふまでもない次第である、

文法 結の一句は、下文を起す、

春秋之賞罰自魯而及於天下、天子之權也、魯之賞罰不出境、而以天子之權與之、何也、曰、天子之權在周、夫子不得已而以與魯也、武王之崩也、天子之位當在成王、而成王幼、周公以爲天下不可以無賞罰、故不得已而攝天子之位、以賞罰天下、以存周室、周之東遷也、天子之權、

當在平王、平王昏亂、故夫子亦曰、天下不可以無賞罰、而魯周公之國也、居魯之地、宜如周公、不得已而假天子之權、以賞罰天下、以尊周室、故以天子之權與之也、

第三大段の第三小段なり、魯に天子の權を與ふる所以を説明す、

訓義 「東遷」周の平王の時、西戎に迫られたるため東都に遷る、即ち洛陽なり、平王の二十二年は魯の隠公の元年にして、春秋の内容は此に始まる、

講述 春秋に行ひたる賞罰は魯より天下中に及ぶことゆゑ、天子の權である、元來魯は一諸侯なれば、其賞罰は國疆の外へは及ばないのに、之に天子の權を與へ、賞罰を天下中に及ばさしむるのは如何なる理由であるか、之に答へて曰ふ、天子の權は言ふまでもなく周室にあり、然れども夫子は、已むを得ざる所より之を魯に與へられたのである、其故は、武王崩御せられし時と云ふものは、天子の位は當然其跡繼の

成王に在るべき處、成王は尙ほ幼年であつた、周公は考へられるやう、天下には、賞罰なくては居られぬことなりと、因つて已むを得ず、自身假りに成王に代つて天子の位を踐み、天下を賞罰して周の天下を維持せられた、其後周の東都洛陽に還つたとき、天子の權は當然時の天子平王に在り、然るに平王は昏亂であつたため、夫子も亦申さるゝやう、天下は一日も賞罰なくては相濟まず、然る處、魯は嘗て天子の權を行ひたる周公の國であるから、魯の地に居る者は、周公が已むを得ず天子の權を假りて天下の人を賞罰し、斯くて周室を尊んだやうにせねばならぬと、右の理由に従ひ、天子の權を以て魯に與へたのである、

然則假天子之權、宜如何、曰如齊桓晉文可也、

第三大段の第四小段なり、天子の權を假るの形式を説明す、

訓義 「齊桓晉文」五霸の二人にして、俱に天下の盟主となり、天子に代つて政をなせし人なり、

講述 然らば天子の權を假るには、如何なる手段を要するか、答へて云ふ、齊の桓公、晉の文公の如くすれば差支へがない、

文法 周公も亦天子にあらず、因つて桓文を假り、周公の心の王室に存せしことを見はす、

夫子欲魯如齊桓晉文、而不遂、以天子之權與齊晉者何也、齊桓晉文陽爲尊周、而實欲富強其國、故夫子與其事、而不與其心、周公心存王室、雖其子孫不能繼、而夫子思周公而許其假天子之權、以賞罰天下、其意曰、有周公之心、而後可以行桓文之事、此其所以不與齊晉而與魯也、

第三大段の第五小段なり、齊晉に與へずして魯に與ふる所以を説明す、

訓義 「陽」外面なり、

講述 貴説の如く、夫子が、魯の國の齊桓、晉文のやうにあらんことを欲し給ひながら、遂に天子の權

を以て齊や晉に與へられなかつたのは、如何なる次第であるか、其れは齊の桓公、晉の文公は、表面周を尊ぶ風を粧ひながら、其實は己れの國を富強にしようと思つたものであるから、夫子は、彼等が王室を尊びたる行爲には賛成し給ひたれども、其心術には賛成し給はず、周公は其心實に王室の爲を思はれたれば、其子孫の魯君が不肖にて、周公の志を繼ぐこと出来ざりしとは云へ、夫子は、周公を思ひ慕はるゝ精神よりして、魯君が天子の權を假りて天下を賞罰することを許されたのである、

夫子亦知魯君之才、不足以行周公之事矣、顧其心以爲、今之天下無周公、故至此、是故以天子之權與其子孫、所以見思周公之意也、

第三大段の第六小段なり、

講述 夫子も魯君の才が周公の事を行ふに足らざることを知り居られたのである、思ふに夫子の心で